

現代日本語における  
感情形容詞文をめぐる統語現象  
—感情主の人称の制約現象を中心に—

東 弘 子



①

報告番号	甲第	3818	号
------	----	------	---

博士学位申請論文

現代日本語における感情形容詞文をめぐる統語現象

— 感情主の人称の制約現象を中心に —

名古屋大学大学院文学研究科博士課程後期国語学専攻

521 東 弘子

博士学位申請論文

現代日本語における感情形容詞文をめぐる統語現象  
— 感情主の人称の制約現象を中心に —

<目次>

序章	本論文の目的と構成	1
	1. 本稿の目的	2
	2. 本稿の構成	4
	3. 用語について	6
第一章	感情形容詞文の構造と感情主の人称の制約	9
	0. はじめに	10
	1. 形容詞句の構造	11
	1.1 感情形容詞の項構造	
	1.2 形容詞句の統語構造	
	2. 感情主の人称の制約	16
	2.1 人称の制約のない文	
	2.2 人称の制約のある文	
	2.2.1 常に人称の制約のある（常に一人称を要求する）文	
	2.2.2 文体、文脈的条件によって人称の制約が変わる文	
	2.3 感情主の人称の制約と文構造	
	3. 感情主の人称と文のムード	20
	3.1 一人称に決定される人称の制約と表出のムード	
	3.2 文体、文脈的条件により変化する人称の制約と述べ立てのムード	
	4. おわりに	25
	<註>	26

第二章	日本語における人称とムードの一致	31
0.	はじめに	32
1.	人称の制約二種 — 必然的人称指定と語用論的人称制限 —	33
2.	必然的人称指定	33
2.1	人称指定された名詞句の現われ方	
2.2	主題のハと義務的焦点のガの統語構造上の位置	
2.3	必然的人称指定と主題	
3.	語用論的人称制限の文構造	42
3.1	主題のハの人称制限	
3.2	ガの人称制限	
3.3	語用論的人称制限における一致	
4.	おわりに	46
	<註>	48
	(補説) 連体名詞句における限定的修飾と非限定的修飾	49
	<註>	74
第三章	感情表出のムードの生起するシステム	79
0.	はじめに	80
1.	先行研究と本稿の立場	80
1.1	寺村1973とその問題点	
1.2	仁田1980とその問題点	
2.	統語機能と陳述機能	82
2.1	述語および述部における統語機能と陳述機能	
2.2	文末陳述性	
3.	述語の意味から生起するムード	86
3.1	動詞文	
3.2	感情形容詞文	
4.	おわりに	89
	<註>	91

第四章	「叙述の立場」による人称の制約の変化	93
0.	はじめに	94
1.	叙述の立場	94
1.1	感情表現などに見られる内的徴証性	
1.2	「対話」と「語り」	
2.	叙述の立場による人称の制約の変化	97
2.1	述べ立て文の人称の制約の変化	
2.2	叙述の立場の変化に連動したムード、人称の制約の変化	
3.	おわりに	100
	<註>	101
第五章	状态的叙述の感情形容詞文	105
0.	はじめに	106
1.	形容詞の述語主体と判断主(話し手)との関係	107
2.	述語のとり格形態と意味関係の対応	110
3.	おわりに	112
	<註>	113
第六章	感情形容詞の意味記述試験	115
0.	はじめに	116
1.	状态的叙述の感情形容詞の人称制限	117
1.1	形容詞と検証方法	
1.2	主節における人称制限	
1.3	従属節における人称制限	
1.3.1	カラ節	
1.3.2	ノデ節、ノニ節	
1.3.3	ノ節、コト節、ナラ節、間接疑問節、トキ節など	
2.	人称制限による感情形容詞の意味の序列	124
3.	おわりに	126
	<註>	127

終章 まとめと発展 ..... 129

引用文献 ..... 131

<初出一覧>

第一章 感情形容詞文の構造と感情主の人称の制約

未発表

第二章 日本語における人称とムードの一致

1997「日本語における人称とムードの一致」(南山国文論集 21)

第二章(補説)連体名詞句における限定的修飾と非限定的修飾

1995「連体名詞句における限定的修飾と非限定的修飾—階層、テンスの変容—」『日本語論究4 言語の変容』(和泉書院)

第三章 感情表出のムードの生起するシステム

第四章 「叙述の立場」による語用論的人称制限の変化

1992「感情形容詞述語文における感情主の人称制限—叙述の立場から—」『日本語論究3 現代日本語の研究』(和泉書院)

第五章 感情形容詞文における状態的叙述

第六章 感情形容詞の意味記述試論

1993「統辞的特徴による感情形容詞の意味記述」(名古屋大学国語国文学 72)

序章 本論文の目的と構成

## 序章 本論文の目的と構成

## 1. 本稿の目的

- (1) 彼は嬉しい。  
 (2) あなたは暑い。

これらの文の持つ、不自然さ、違和感、気持ち悪さというのは、一体何に由来するものなのか。その疑問が本稿を成す始まりであり、本稿で明らかにしたい疑問の全てと言えるだろう。感情形容詞述語をもった感情形容詞文の感情主にあたる名詞句には、どんな原因があって、人称の制約があるのか、また、その人称の制約とは感情形容詞文であればどんな場合も同じ性質のものなのだろうか。そして、(1) (2) のような文は、本当に文法的に「非文」なのであるだろうか。

従来の研究ではその人称の制約の原因に対し、意味的な面や、語用論的な面が多く指摘されてきていた。

まず、西尾1972では、もっとも単純に意味の側面から、感情形容詞の意味が主観的であるため、自分以外の感情は表せないからだとされた。しかし、それでは、従属節などにおいて人称の制約がないことの説明ができない。

寺村1984では、感情形容詞文に、高次の文がある、すなわち感情表出のムードが存在するからだという説明がなされた。しかし、感情表出のムードとはそもそもどういった性質のものなのか、また、文末に基本形の述語がある感情形容詞文であれば、全ての感情形容詞文が表出のムードを担うのかといったことは疑問である。

金水1989、1991では、文が述べられる場による、文体的な違いが、感情主の人称の制約に関わるのだとされた。感情形容詞の表すような、外から他人が見てすぐには判断できないようなことを断定的に述べてよい場と、

そうでない場があって、それによって人称の制約が変わるというのである。しかし、そのことと、文のムードがどのように有機的に関わるのか、さらに詳しい記述の必要性を感じる。

仁田1991では、ムードとそれに対応する人称の関係が記述されたが、感情形容詞文については、語用論的な人称制限という扱いであった。しかし、感情形容詞文にも、人称の制約が非常に強いものと、それほど強くないものがあり、すべて語用論の問題としてよいのかどうか問題である。

このように、先行研究では、意味、文の述べ方（ムード）、叙述の立場（文体的条件）などさまざまな方向から、感情形容詞文の人称の制約現象の原因が探られてきている。これらは、それぞれに有効である。しかし、それぞれが独立して存在しているものでもない。

本稿は、これら先行研究でなされてきたことを、統語論的な枠組みで捉えなおすことにより、感情形容詞文の人称の制約現象を包括的に説明しようとするのである。人称の制約現象には、さまざまな要因が絡み合っているとしても、それを整理するために、まず、統語論からそのレベルわけをしておかなければと考えたのである。

本稿では、感情形容詞文の人称の制約現象の原因を探るために、さまざまな統語現象を扱うが、その中で、文の主観的な要素である陳述、ムード、モダリティといったものとの関わり、文の主題との関わり、述語の意味と統語現象との関わりなど、日本語の文法を論じるためにもっとも重要な、キーとなる要因が次々と登場する。

感情形容詞（心理述語）などは、動詞（とくに動作述語）に比べれば、語数も少ないし、言語生活の中での出現頻度も少ないかも知れない。しかし、日本語の文法の本質を考えていく上で、キーになる概念と非常に深く関わっており、決して周辺的な問題として保留しておいてはいけないものであると考えている。

このような考えの下、以下のように論を進める。

## 2. 本稿の構成

## 第一章 感情形容詞文の構造と感情主の人称の制約

第一章では、感情形容詞文の人称の制約が生じる条件を、文構造の階層や項構造という観点から整理し、統語論の視点から、詳細に、人称と文のムードとの関係のシステムを論証する。

「1. 形容詞句の構造」では、生成文法理論の方法を用いて、形容詞句の構造を、属性形容詞、感情形容詞ともに明らかにする。「2. 感情主の人称の制約」では、感情形容詞文の人称の制約の実態を、感情主が文構造上どの位置にあるかということと、形容詞句の構造のタイプから整理する。「3. 感情主の人称と文のムード」では、人称の制約の生じた文のムードを明確化し、人称の制約の持つ意味とシステムを考える。

## 第二章 日本語における人称とムードの一致

第二章では、感情形容詞文に限らず、述語の主体に人称の制約がある現象全般を取り上げる。そして、人称の制約のある統語的位置を明らかにすることで、人称の制約は、単に意味的な制約から生じるものではなく、主題が現われる統語的位置における文法的な一致現象であるという主張をする。

「1. 人称の制約二種」では、人称の制約に必然的なものとそうでないものがあり、その分別の必要性を述べる。「2. 必然的人称指定」では、統語的にある人称が必ず要求される文において、その人称指定される名詞句の統語的位置付けをする。「3. 語用論的人称制限の文構造」では、発話の場によって、文の自然さに差があるような人称制限について、その人称制限がある名詞句の統語的位置付けをする。

## 第二章（補説）連体名詞句における限定的修飾と非限定的修飾

第二章（補説）は、非限定的修飾の連体名詞句の性質と、主題との対応関係から、文の「主題」というものをより明確に捉えており、その点で、本論第二章の補説とした。ここでの主張は以下のとおりである。

限定的修飾と非限定的修飾は、統語的に見ると、修飾部に含まれる階層に違いがあり（非限定的修飾の方がより高い階層まで含み得る）文脈的な意味の違いだけでないことがわかる。述定をもたない限定的連体のテンスの基準は主節に依存し、述定をもつ非限定的連体のテンスの基準は主節からは独立しており、そのことから、連体名詞句のテンスは、限定的修飾であれば「主節時基準」、非限定的修飾であれば「発話時基準」であるという結論を導びく。

## 第三章 感情表出のムードの生起するシステム

第三章では、感情形容詞文の人称の制約のうち表出のムードに関わるものについて、どのようなシステムでそのムードが生じるのかを考察する。

「1. 先行研究と本稿の立場」では、先行研究の問題点を指摘し、述語と文のムードとの関係を考察しなおす必要性を述べる。「2. 統語機能と陳述機能」では、統一体としての文の中には表題の二つの機能があり、後者が述語と文のムードを関連づけるものであることを指摘する。「3. 述語の意味から生起する文のムード」では、述語の意味がムードを生じさせるシステムについて論じる。

## 第四章 「叙述の立場」による語用論的人称の制約の変化

第四章では、感情形容詞文の人称の制約が文体や文脈によって変化することについて、文のムードと関係づけて論じる。

「1. 叙述の立場」では、先行研究の成果と本稿との関係について述べる。「2. 叙述の立場による人称の制約の変化」では、叙述の立場の違いに連動して文のムードも変化することから、叙述の立場による人称の制約の変化も、やはり、文のムードとは切り離せない問題であることを論証する。

## 第五章 状態的叙述の感情形容詞文

第五章では、文末に基本形の述語がある感情形容詞文も、状態的に叙述されることがあるということを示す。

「1. 形容詞の述語主体と判断主（話し手）との関係」では、述語主体と形容詞で表す状態の判断主（話し手）の関係から、「2. 述語のとり格形態と意味関係の対応」では、格関係と意味関係の対応から、感情形容詞述語が状態の側面から叙述されることを示す。

### 第六章 感情形容詞の意味記述試論

第六章では、感情形容詞のもつ「感情性」という意味素性の強弱を、統語的に記述しようと試みる。ここでは、状態からの叙述がなされるような統語条件下において、五種類の感情形容詞について感情主の人称制限を記述することで、「感情性」の強弱による感情形容詞の意味記述し、意味の序列を示す試みをする。

「1. 状态的叙述の感情形容詞の人称制限」では、検証する形容詞を選び、いくつかの統語条件を設定し、そこでの人称制限の違いを見る。「2. 人称制限による感情形容詞の意味の序列」では、それをまとめて、感情形容詞の「感情性」という意味の序列として示す。

### 3. 用語について

ここで、本稿全般を通じての用語について、以下のようなことを確認しておきたい。

まず、本稿では、「ムード」は、概念的な発話者の心的態度そのものを、「モダリティ」はムードを表す形態的要素を指すものとする。

また、本稿で言う「人称」とは、「人称を表す専用のことば」のことではない。ムードと関連する人称の制約にかかわるのは、「話し手」か「聞き手」か「それ以外」という情報である。よって、普通名詞であろうと、固有名詞であろうと、ダイクシス専用の名詞であろうと、言語化されていないものであろうと、それがその文の発話された状況において話し手を指していれば一人称、聞き手を指していれば二人称、それ以外であれば三人称という扱いをする。

(3) 太郎は仕事をしなさい。

(4) アイちゃん、ご飯が食べたい。（幼児のアイちゃんの発言）

(3)の「太郎」は二人称、(4)の「アイちゃん」は一人称ということである。

また、人称の制約のある部分は「感情主」という意味成分で扱う。仁田1991などでは、人称の制約の起こる部分を「主格」という格成分として扱っているが、意味成分として扱うほうが適切である。人称の制約を受けるものの中に、ガ格と二格とニトツテ格で、ゆれのあるものがあるからである。

(5) 私は水が飲みたい。

(5)の「は」によって隠されている格を表わそうとすれば、三つの可能性があるであろう。

(6) a 私が水が飲みたいコト

b 私に水が飲みたいコト

c 私にとって水が飲みたいコト

しかし、どれも述語（「飲みたい」）と「私」の意味関係は等価である。また、(6) aにおける「私が」「水が」は、格としては同じであるが、意味関係は異なるものである。

(7) 学校は楽しい。

という文では、「学校」の格はガ格であるが、当然人称の制約はない。そしてこの場合「楽しい」の感情主は、格として現れてはいないが、話し手である。しかし、

(8) a 私は学校が楽しい。



b ?彼は学校が楽しい。

(9) a bのように「楽しい」には感情主の人称の制約があるが、格関係で考えるとカ格には必ずしも人称の制約はない。

よって、本稿では述語と名詞句との関係を意味的關係で捉えるのである。

## 第一章 感情形容詞文の構造と感情主の人称の制約

## 第一章 感情形容詞文の構造と感情主の人称の制約

## 0. はじめに

感情形容詞文について、感情主に人称の制約があるという指摘は、多くなされてきている。(1)のように平叙文において一人称はよいが二人称、三人称は不自然であると言われる。

(1) {わたし/\*あなた/\*太郎}は うれしい。

従来の研究では、基本的に「人間が直接的に経験できるのは、自分自身の喜怒哀楽や眠さ・痛さ・かゆみ等だけである(西尾1972)」ことから、話し手以外の感情を、直接的に表現することが避けられるという考えの下、人称制限が「解除」される諸相が記述されてきている。人称制限が「解除」される条件は、統語的な条件と文体、文脈的な条件に大分されるであろう。

統語的な条件とは、従属節、連体修飾節の中に埋め込んだり判断系のモダリティを後接することである。

(2) 次郎に悲しいことは、私にも悲しい。

(3) 花子にとってピクニックが楽しいなら、道子にとっても楽しいはずだ。

(4) 太郎はうれしいだろう。

このような「事態を客観化」する統語条件下に感情形容詞文を置けば、感情主の人称制限はないと言われる。(西尾1972, 寺村1973参照)

文体、文脈的条件とは、小説の地の文などの「語り」や、事態を客体化して述べるような文脈にあることである。(金水1989, 東1992(本稿第二章)参照) (5) (6)は小説の地の文という文体、(7)は事実として決めつけて聞き手に提示するような文脈での例である。

(5) 太郎は水が欲しかった。〔金水1989より〕

(6) それをこさえるところを見ているのがいつも安吉にはたのしい。  
〔中野重信「わらざも」〕

(7) あなたは保険金が手に入ってうれしい。そうでしょう。

これらの条件はどちらも、寺村1973で主張された「感情表出のモード」がないという点で共通する。(2)~(7)のような文の存在から、寺村1973にも指摘されるように、感情形容詞述語そのものが感情主の人称の制約をもたらすのではなく、文の「感情表出のモード」によって人称の制約が生じるようになると考えるほうが妥当であろう。すなわち、人称の制約の「解除」というより、人称の制約が「生じる」条件を捉えるべきなのである。

本章では、感情形容詞文の人称の制約が生じる条件を文構造の階層や項構造という観点から整理し、統語論の視点から、従来の研究よりもより詳細に、人称と文のモードとの関係のシステムを論証していく(11)。1.では、生成文法理論の方法を用いて形容詞句の構造を、属性形容詞、感情形容詞ともに明らかにする。2.では感情形容詞文の感情主の人称の制約の実態を、感情主が文構造上どの位置にあるかということと、形容詞句の構造のタイプから整理する。3.では、人称の制約の生じた文のモードを明確化し、人称の制約のもつ意味とシステムを考察する。

## 1. 形容詞句の構造

ここでは、生成文法理論の方法を用いて、日本語の形容詞句の構造を明らかにする。

## 1.1 感情形容詞の項構造

(8) ぼくには 合格が うれしい。

(9) わたしは 悲しい。

(10) 授業が 楽しい。

(8)~(10)をみると、意味役割としては、「ぼく」「わたし」にあたる感情主(Experiencer)と「合格が」「授業が」にあたる感情の対象(もしくは感情を引き起こすことになった原因)(Theme)の二種が考え得る。これらが項であるか否かを確認しよう。ここでは、Murasugi1991でなされた名詞句の生成に関する制約を用いて検証してみる。

Murasugiでは、純粹の付加詞<sub>(2)</sub>はproを持たないため、(11) b (12) bのよ

うに障壁を二つ以上越えて、付加詞を主名詞にした名詞句にはできないことを指摘している。すなわち、移動の際、下接条件に触れ非文となるのである<sup>(13)</sup>。

- (11) a [1Pジョンが e<sub>1</sub> 帰った]理由;  
 b \* [1Pメアリが [CP [1Pジョンが e<sub>1</sub> 帰った]と]思っている]理由;  
 (12) a [1Pメアリが e<sub>1</sub> 問題を解いた]方法;  
 b \* [1Pジョンが [CP [1Pメアリが e<sub>1</sub> 問題を解いた]と]言った]方法;

しかし、補文と対応する名詞が主名詞となる(13)(14)は適格である。

- (13) [1P [NP [1P e<sub>1</sub> e<sub>1</sub> 着ている]洋服]が汚れている]紳士;  
 (14) [1P [NP [1P e<sub>1</sub> e<sub>1</sub> 教えていた]生徒]が落第した]先生;

もし主名詞が補文から移動しているのならば下接条件に触れ不適格のはずだが、e<sub>1</sub>がproであり、主名詞の位置に基底生成されているために適格な文だと説明されている<sup>(14)</sup>。

このように、障壁を二つ以上越えるような条件を設定することで、項か否かの判断ができる。この方法を用いて、感情形容詞文の感情主と感情の対象(もしくは感情を引き起こす原因)の名詞句が、項であるか付加詞であるかの確認をしたい。

まず、感情主(Experiencer)や感情の対象(Theme)を一つずつとるものについて見る。(15)(16)は感情の対象、(17)(18)は感情主をとる文である。

- (15) 妻の死が悲しい  
 → [1P太郎が [CP [1P e<sub>1</sub> 悲しい]と]信じている]妻の死;  
 (16) 授業が楽しい  
 → [1P先生が [CP [1P e<sub>1</sub> 楽しい]と]思っている]授業;  
 (17) わたしが寂しい  
 → [1P花子が [CP [1P e<sub>1</sub> 寂しい]と]思っている]わたし;  
 (18) 太郎が悲しい  
 → [1P鈴木が [CP [1P e<sub>1</sub> 悲しい]と]信じている]太郎;

感情の対象も感情主も、下接条件に触れず主名詞にできることから、どち

らも項である。

次に、感情主と感情の対象と両方をとるものについて見る。

- (19) 太郎 {が/に/にとって} 妻の死が悲しい  
 → [1P鈴木が [CP [1P 太郎 {が/に/にとって} e<sub>1</sub> 悲しい]と]信じている]妻の死;  
 (20) 花子 {が/に/にとって} 授業が楽しい  
 → [1P先生が [CP [1P 花子 {が/に/にとって} e<sub>1</sub> 楽しい]と]思っている]授業;

感情の対象を主名詞とした(19)(20)から、感情の対象は項であることがわかる。ところが、(21)(22)のように感情主を主名詞にすると下接条件に触れる。すなわち、感情の対象を持つ感情形容詞文の場合、感情主は付加詞ということになる。

- (21) 太郎 {が/に/にとって} 妻の死が悲しい  
 → \* [1P鈴木が [CP [1P e<sub>1</sub> 妻の死が悲しい]と]信じている]太郎;  
 (22) 花子 {が/に/にとって} 授業が楽しい  
 → \* [1P先生が [CP [1P e<sub>1</sub> 授業が楽しい]と]思っている]花子;

また、意味的には感情の対象となるものがあったとしても、それが後置詞句として付加された場合(23)(24)ではテ節)、テストをすると、感情主は項であることがわかる<sup>(15)</sup>。

- (23) 妻が死んで太郎が悲しい  
 → [1P鈴木が [CP [1P [PP妻が死んで] e<sub>1</sub> 悲しい]と]信じている]太郎;  
 (24) 授業を受けて花子が楽しい  
 → [1P先生が [CP [1P [PP授業を受けて] e<sub>1</sub> 楽しい]と]思っている]花子;

また、感情主は対象ガ格がある時に限って、二格やニトツテ格になる。

- (25) ??わたしに寂しい  
 (26) ??妻が死んで太郎に悲しい

このことから、対象ガ格があるときの感情主は付加詞であると言える<sup>(16)</sup>。

以上のことから、感情形容詞の項構造について次のような結論を導く。

- (27) 形容詞は意味役割としてはThemeとExperiencerの二つを持ち得

る。ただし、形容詞は一項述語であり、その項はガ格付与される。そしてもし意味的に二つ必要なときには、どちらかが付加詞として表現される。

意味役割の序列から考えると (Grimshaw 1990 参照)、Theme である感情の対象が内項、Experiencer である感情主は外項となる。よって感情形容詞の項構造は次の二種類になるであろう (7)。

1. 感情の対象を項としてとる (Theme)
2. 感情主を項としてとる (Experiencer)

1. は非対格、2. は非能格型の述語と言えよう (8)。

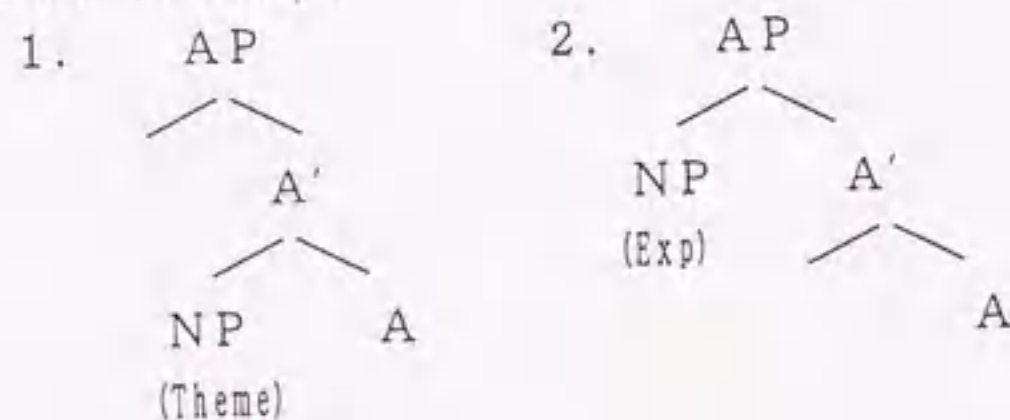
ところで、なぜ感情形容詞は二つの意味役割を同時に項としてとらないのか。二つの項を同時にとるとすれば、(Exp Theme) のような項構造になり、それは心理状態を表す動詞 (28) と同様である。

- (28) 子供が 動物を 恐れる。  
(Exp Theme)

しかし日本語の形容詞は、(27) にまとめたように、一つの格 (ガ格) を付与する能力しかないと考えられる。動詞は二つの格を付与する能力があるため、(28) のようになるが、形容詞では、外項か内項、どちらかの項にガ格を付与し、残りの意味役割は、付加詞とするよりないのである (9)。

### 1.2 形容詞句の統語構造

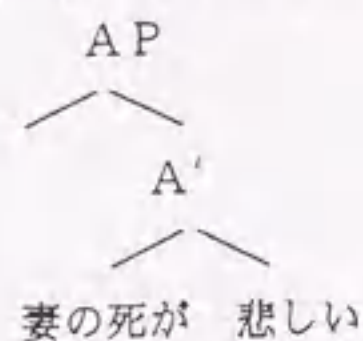
さて、前節で確認した感情形容詞の項構造を統語構造に置き換えると、次の二つのタイプになる。



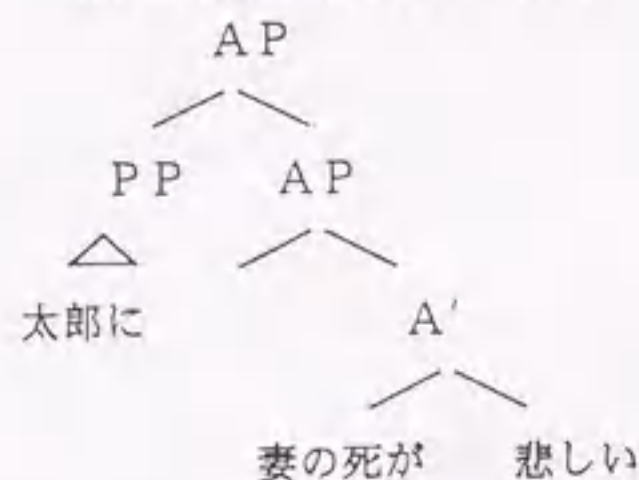
1.1 であげた形容詞句の構造を示しておこう (10)。

### タイプ1

- (15) 妻の死が悲しい

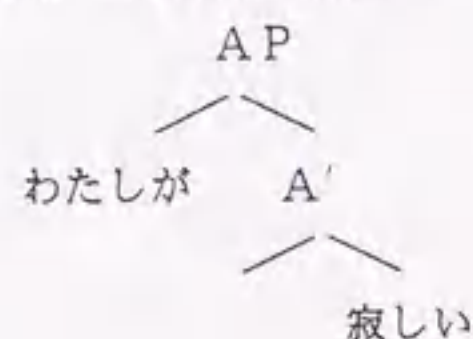


- (19) 太郎に妻の死が悲しい

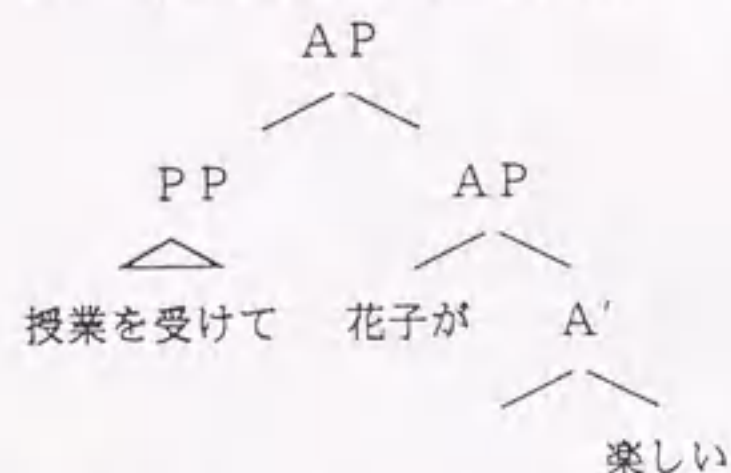


### タイプ2

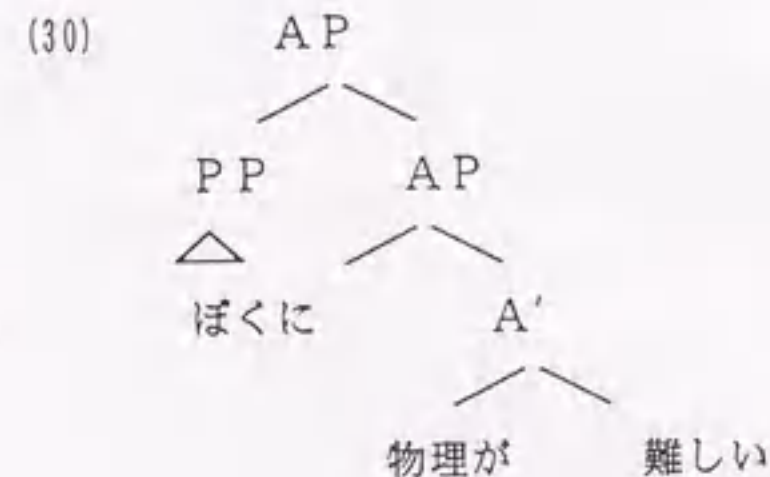
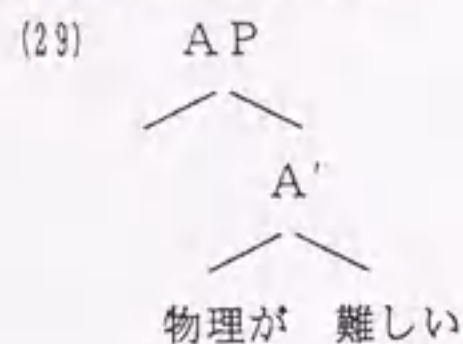
- (17) わたしが寂しい



- (24) 授業を受けて花子が楽しい

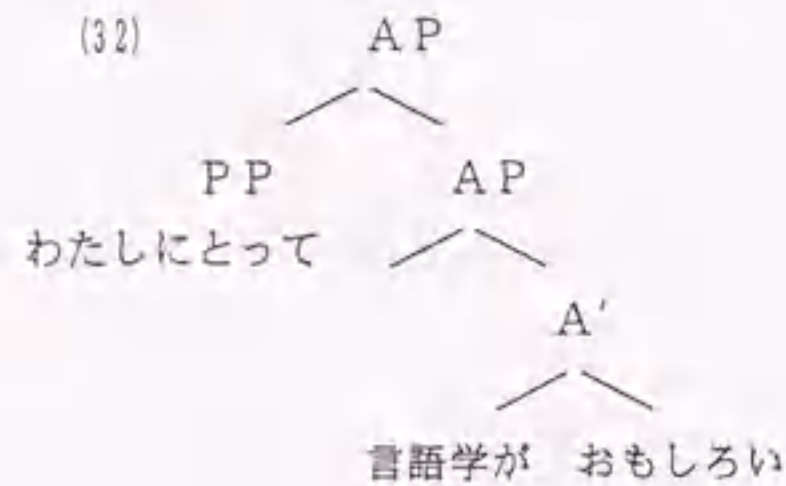
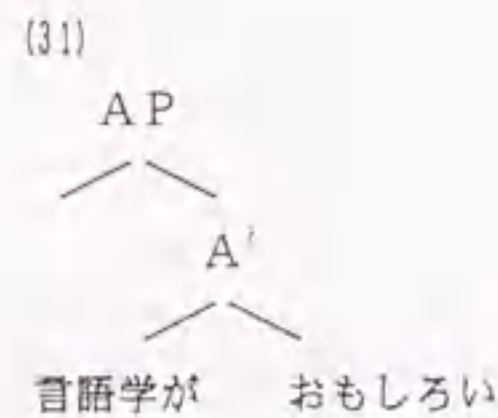


ところで、属性形容詞はThemeしか持たない。「客観的判断」と言われるように、誰にとって属性形容詞の状態 (白い、大きい、高い、暗い、難しい...など) なのかという事は、重要な情報ではないからである。よって、項構造は上記のタイプ1のみである。統語構造は、(15) (19) と同様で、(29) (30) のようになる (11)。

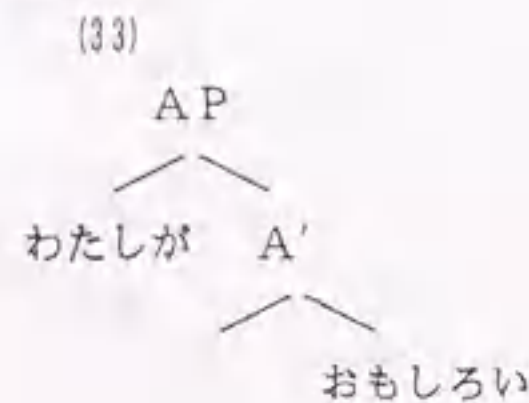


タイプ1は、感情形容詞、属性形容詞共通の構造であり、タイプ2は、感情形容詞に限られる。このような二タイプの構造の存在はこれまで、中間的とか、両用とか言われてきた形容詞の統語的ふるまいをうまく説明できる。例えば形容詞「面白い」の属性形容詞的な用法はタイプ1、感情形容詞的な用法はタイプ2の構造なのである(12)。

タイプ1



タイプ2



## 2. 感情主の人称の制約

ここでは感情主の人称の制約の有無の別を整理し、感情主の統語構造上の位置付けと、1. で確認した感情形容詞句の二タイプの構造の違いによって特徴づけられることを示す。以下、例文の感情主には下線を施した。

### 2.1 人称の制約のない文

ムードと関わりのない統語的位置に感情主と形容詞がある(34)~(40)のような文には、感情主の人称の制約はない。これらは、文体、文脈的条件

がどうであろうと、どの人称もとれるものである。

- (34) [[よし子にとってうらやましい]話]だ。  
 (35) こどもの成長は[[親にとってうれしい]もの]だ。  
 (36) [[太郎には花子の死が悲しい]の]は当然だ。  
 (37) [[彼が孤独が寂しかった]と]友は気付いていただろうか。  
 (38) [[あなたが悲しい]とき]、彼女なら慰めてくれるだろう。  
 (39) [[私が苦しい]の]は、あなたのせいじゃない。  
 (40) [[誰が一番つらい]か]、考えたことがありますか。

それぞれの感情主は、述語との格関係やとりたて(対比)(36)(37)の意味は持つが、文の主題にはなっていない。統語構造上は名詞句や、引用節の内部の補文であるが、感情主は主題ではないので南1974、1993の階層で言えばB類に相当するところに形容詞句があると言える(13)。 (34)~(37)はタイプ1、(38)~(40)はタイプ2の形容詞句であるが、どちらも同様に、感情主が主題でない場合には、人称の制約はないのである。

## 2.2 人称の制約のある文

感情形容詞文の感情主に人称の制約があると言っても、そのあり方は一元的ではない。統語的条件のみで制約が決定し、感情主は常に一人称であるものと(このような人称の制約は第二章で「必然的人称指定」と名付けている)、文体、文脈的条件によって制約がゆるくなもの(このようなものは第二章で「統語論的人称制限」と名付けている)があるのである。それぞれについて見てみよう。

### 2.2.1 常に人称の制約のある(常に一人称を要求する)文

常に一人称感情主を要求するのは、以下のように、感情の対象を持たないタイプ2の構造で述部が現在形言い切りの文である。この場合、感情主は言語化されることもあるが、されなくても明らかに一人称である。

- (41) a {わたし/\*あなた/\*次郎} {は/も/が} 嬉しい。  
 b 嬉しい。ねえ、しばらくでいいから、いっしょに連れて歩いて。  
 [丸浴-俺まくら]

- (42) a いや、野暮なことを言って、わたしは恥ずかしい。〔木山健平「長春五馬路」〕  
 b 野暮なことを言って（おまえ／彼）は恥ずかしい。  
 c いや、野暮なことを言って、恥ずかしい。  
 (43) a カムパネルラだってあんな女の子とおもしろそうに話しているし、僕はほんとうにつらいなあ。〔宮沢賢治「銀河鉄道の夜」〕  
 b ほんとうにつらいなあ。

このタイプの文の感情主は(43) a のように、ハ（対比）、モ（同類）、ガ（排他）など、取りたての階層に位置する助詞<sup>(14)</sup>にマークされる。(42) のハははっきりしないが、(43) a は文脈上、「カムパネルラ」と「僕」とを対比したものである。作例の(41) a も、このような叙述は、殊更に「わたし {は／も／が}」と言わなくてはならないような文脈でのものだろう。そうでなければ、感情主なしで、事足りているのである<sup>(15)</sup>。

### 2.2.2 文体、文脈的条件によって人称の制約が変わる文

まず、一人称がもっとも座りがよいが、文体、文脈的条件によって、三人称でも容認可能になる例をあげよう。それぞれ小説からの引用であり、小説という文体では自然な表現であるが、一人称感情主の(45)以外、対話の場でこのような文は不自然であろう。

- (44) それをこさえるところを見ているのがいつも安吉にはたのしい。  
 〔源文(6) 再掲〕  
 (45) シルレルの名を聞くことがもう僕には辛い。〔小林秀雄「ドストエフスキの生」〕  
 (46) 佐助はそういう春琴を見るのが悲しかった。〔谷崎潤一郎「春琴抄」〕  
 (47) 駒子は、そういう叔父の態度がうれしかった。〔獅子文六「自由学校」〕

これらは、感情の対象があるタイプ1の構造を持つ文で、感情主は文の主題である<sup>(16)</sup>。

次に、三人称の感情主がもっとも座りがよいが、文体、文脈的条件によって、一人称、二人称でも容認可能になる例を示そう。従来の研究では、感情形容詞述語が一人称の感情主をとることを基本とってきたため、三人称をとる文は「人称制限解除」として同等に扱われた。しかし、どの人称

も問題なくとれる2.1の(34)～(40)の条件と、三人称をとりやすいこれらとは、当然別に扱うべきである<sup>(17)</sup>。これらは、形容詞句のタイプ1、2それぞれに、推し量り形式のモダリティが後接したものである。感情主はやはり主題である。

(48) {わたし／あなた／太郎}はうれしいだろう。

(49) {わたし／あなた／太郎}は連敗が悔しいにちがいない。

(48)(49)は、一、二人称の感情主では、普通不自然である。しかし、仮定の出来事などの文脈的意味があれば、容認可能になるような性質のものである。

(50) 僕が彼女と別れたら、あなたはうれしいだろう。

(51) 今はまだ自分の実力に自信がない。連敗しても仕方ないと思う。しかし、将来羽生善治氏のような栄光を手に入れたとして、その後名もない人に連敗などしたら……そんなことになったら、わたしは連敗が悔しいにちがいない。

非常に語用論的側面の強い人称の制約と言えそうである。

また、以下の(52)(53)も、小説の文体を感じさせるような文である。(54)は話し手が聞き手に抗議された内容をまとめて、過去のコトガラとして強引に提示するような場面で用いられている。どちらにしても、文脈により容認可能な文になる文である。これらは、対象ガ格のないタイプ2の構造で、述部のテンスが過去形、感情主は主題である。

(52) 樹山は嬉しかった。〔榎一雄「花」〕

(53) わたしは淋しかった。

(54) 「私、自殺まで考えたのよ。どう責任とってくれるの。」

「わかった。あなたはつらかった。それはわかったから、今日のところは引き取ってくれ。」

以上、文体、文脈的条件によって人称の制約に変化のある感情主は、主題位置にあることを示した。

### 2.3 感情主の人称の制約と文構造

以上述べてきたように、人称の制約のあり方は、感情形容詞句の構造上

の位置と深く関係している。また、形容詞句のタイプや、述部の形式によっても、違いがあるのである。

人称の制約がないものにムードが関わっていない事は、構造上の位置から論証できた。では、人称の制約があるものには文のムードがどう関係しているのだろうか。2.2.1 で見た常に一人称感情主に決定している人称の制約と、2.2.2 の語用論的な制約らしきものでは性質がかなり異なるようである。

3. では、感情形容詞文における感情主の人称の制約の諸相を、文のムードを明らかにした上で意味づけたい。

### 3. 感情主の人称と文のムード

ここでは、人称の制約のある文のもつ、それぞれのムードを明確化しながら、人称の制約の持つ意味とシステムを考える。

#### 3.1 一人称に決定される人称の制約と表出のムード

2.2.1 で見たように、対象ガ格をとらないタイプ2の構造で、現在形述語で言い切る文の感情主は、常に一人称に決定している。よって感情主が言語化されていなくても、感情主は一人称である。以下は、感情主の言語化されていない例である。

(55) ええ憎い、憎らしい……人の与ひょうを【木下順二『夕顔』】

(56) 嬉しい。ねえ、しばらくでいいから、いっしょに連れて歩いて。

〔(41) b再掲〕

(57) 「悲しいわ。」駒子はひとりごとのように呟いて……【川口松太郎『雪国』】

(58) 何だか襟元からぞくぞくするほど嬉しい。【二葉和歌集『平凡』】

どれも、話し手の発話時の感情を直接的に表現している。寺村1973で主張された「感情表出のムード」というべきものであろう。

それに対して、対象ガ格をもつタイプ1の文はどうであろうか。同様に、感情主の言語化されていない、述語が現在形のもので見てみよう。

(59) 人間のことを想うのは哀しい。【松本清張『傷痕』】

(60) ゆらりゆらり輪を描いて浮いてゆくむらさき色のけむりは嬉しい。(≠美佐子「放浪記」)

(61) この店のコース料理にはデザートが二品ついてくるのがうれしい。

(59)～(61)で言語化されていない感情主は、話し手とは決定できない。属性形容詞文で、その形容詞の状態であると判断した判断主は普通言語化されず、その際の判断主は特定の誰かではないのと同様である。

(62) 美佐子の髪は黒い。(≠私は美佐子の髪は黒いと判断する。)  
更に、(59)～(61)に「～ものだ」「～ことだ」という判断を表すモダリティを後接しても文の表現する意味にあまり変化はないことから、これらは、属性形容詞文と同様、状態を叙述する「述べ立て」の文であると言える(187)。

(63) 人間のことを想うのは哀しい(ものだ/ことだ)。

対象ガ格をもつ感情形容詞文は、現在形言い切りであっても、感情表出の文ではないのである(189)。

先に感情表出のムードをもつとした(55)～(58)に、判断を表すモダリティを後接すると、文の表すムードが変化してしまう。

(64) ええ憎い(ものだ/ことだ)、憎らしい……

では、なぜ、対象ガ格の有無によって、文のムードが異なるのであろうか。

対象を項としてもつと、形容詞句は、具体的な出来事に対する感情を表すことになる。感情を引き起こす原因が明らかに示されることで、その結果として発生した感情を含めて「状態」になる。感情形容詞文であってもタイプ1の形容詞句は、発話時とは切り離された一定幅の時間での出来事や、恒常的状态を表すのである。そこには「述べるべき客観的出来事」が存在している。属性形容詞文の構造と同じであるのうなづける。

それに対し、タイプ2では、何に対する感情かということなく、ただ、結果としてそこに存在する感情を表現するのみである。ムードを担わない統語的位置にあるときは、項としてどの人称の感情主もとることができた。それが、感情主が言語化されないまま、感情を引き起こす原因も示されず、

感情形容詞述語が文末に置かれることで、発話時の発話者の感情の直接的表現として機能することになるのである<sup>(20)</sup>。

このようなタイプ2の構造をもつ感情形容詞文における人称の制約は、常に、意志表出のモードが一人称、命令のモードが二人称の動作主を要求する現象と同様である<sup>(21)</sup>。

(65) 部屋の掃除をしよう。(意志)

(66) 夕方までに帰りなさい。(命令)

どちらもテンスを存在・分化させず、ハードな人称の制約がある。(仁田1991参照)タイプ2の感情形容詞述語文は、過去形をとることがあるが、表出のモードを担うのは現在形言い切りの場合だけであるから、これらと同質のものと言えよう。仁田1991の分類では、発話、伝達のモダリティの下位分類「表出」として、意志、希望、願望が含まれている。常に一人称を要求するタイプ2の感情形容詞文(現在形言い切り)もこの「表出」に含まれるものであろう<sup>(22)</sup>。

ところで、一人称感情主が言語化された文のモードは果たしてどうなのか。2.2.1の(41)～(43)で、感情主が言語化されたものとそうでないものを比較してみよう。

(41) a わたし(は/も/が)嬉しい。

b 嬉しい。ねえ、しばらくでいいから、いっしょに連れて歩いて。

(42) a いや、野暮なことを言って、わたしは恥ずかしい。

c いや、野暮なことを言って、恥ずかしい。

(43) a カムパネルラだってあんな女の子とおもしろそうに話している

し、僕はほんとうにつらいなあ。

b ほんとうにつらいなあ。

文のモードに要求されるはずの一人称の感情主を言語化したもの(a)は、されないもの(b, c)に比べて「発話時の感情を表出」している感は薄れる。述べ立て的になっているようである。けれども、タイプ1とは異なり、人称の制約がある。

そこで、動作主に特定の人称を要求する、意志表出、命令のモードをもつ文(65)(66)で、動作主が言語化されたものを見てみよう。

(65) a 部屋の掃除をしよう。(意志)

b わたし(は/も/が)部屋の掃除をしよう。(意志)

(66) a 夕方までに帰りなさい。(命令)

b 君(は/も/が)夕方までに帰りなさい。(命令)

意志表出のモードの文は、項である動作主の人称を一人称に限定し、命令のモードの文は、二人称に限定するため、(65) a (66) aのように、動作主はふつう言語化されない。が、(65) b (66) bのように動作主が表現された場合、やはり、取りたての意味をもつ。そしてaに比べればbは述べ立て的になっている。しかし、人称の制約は存在する。

このように、表出や命令のモードが要求する人称は、主体が言語化されて、モードが多少述べ立てに傾いても、強く保たれるのだと言えよう。

感情形容詞文における感情表出のモードは、意志表出や命令のモードと同様、述語の主体にハードな人称の制約をもつ。その主体が言語化された場合、とりたての階層にあらわれるが、その人称の制約は保たれるのである<sup>(23)</sup>。

### 3.2 文体、文脈的条件により変化する人称の制約と述べ立てのモード

3.1で確認したように、対象ガ格をとるタイプ1の構造の感情形容詞文は、属性形容詞文と同様、述べ立てのモードをもつ文であった。また、タイプ2の構造であっても、述語が過去形の文も、やはり述べ立ての文である。

ところで、仁田1991(主に第二章)では、述べ立てにおけるさまざまな人称制限の現象が示されている。仁田では、述べ立て文が話し手から聞き手への情報伝達であることから、述べ立て内容に関して、ガ格の人称制限が生じるとしている。述べ立ては話し手から聞き手への実行的・有効的な情報伝達であるため、それに反する内容は言いにくいということである。例えば、聞き手の感情・感覚、聞き手にとって自明なことなどは、述べ立てにはしにくいとして次のような例があげられている<sup>(24)</sup>。(例は仁田1991(:83-93)より)

(67) {私/あなた}は母が恋しい。



- (68) {あの人/\*あなた}は母を恋しがっている。  
 (69) ?君は部屋で本を{読んでいる/読んでいるだろう}。  
 (70) ?ほら、君、転んだよ。

これらは、文脈や文体次第で容認可能な文である<sup>(25)</sup>。

また、仁田1991(108-110)では、推し量り形式になじまない述べ立て内容があるとして、主にガ格の人称のあり方と対応させて論じている。例えば、話し手の意志的動作、心中における話し手の決意、話し手の自覚的な感情・感覚などの内容において一人称ガ格はとりやすく、聞き手の決意や聞き手の自覚的な感情・感覚などにおいて二人称をとりにくいとしている<sup>(26)</sup>。(例は仁田1991より)

- (71) 僕は彼に{\*投票するらしい/?投票するにちがいない/?投票するはずだ}。  
 (72) \*僕は彼を殴っただろう。  
 (73) \*僕は頭が痛い{だろう/かもしれない/らしい/にちがいない/はずだ}。  
 (74) \*僕はあの時ちよっぴり寂しかっただろう。  
 (75) 君は彼に投票する{\*だろう/\*らしい/?かもしれない}。  
 (76) \*君は頭が痛い{だろう/らしい/かもしれない}。

2.2.2 で見たような、文体、文脈的条件で変化する人称の制約は、このような述べ立ての文における人称制限そのものである。一人称の感情主が最も座りのよい文(44)~(47)は、ちょうど上記の(69)に対応するであろうが、二人称のみならず、三人称感情主も、述べ立てになりにくい内容である。また、三人称感情主が最も座りのよい、推し量りのモダリティが後接したもの(48)~(51)も上記の(73)(74)と同様である。また、タイプ1の構造で過去形言い切りの(52)~(54)についてもやはり文のムードは述べ立てである。これらは、先にも述べたように、文体、文脈的条件によって容認可能になる。どれも語用論的制約と言えるであろう。

仁田1991では人称制限の表れるレベルが<発話・伝達のモダリティ>であるとはしているものの、人称制限のある名詞句は主にガ格としている。しかし、2.2.2 で感情形容詞文に関して見たところ、人称の制約のある要

素は、主題位置にあることは確認済みである。仁田に(77)aのような例があるが、この文の主題を「娘の結婚」にするとほとんどの推し量り形式が後接できるようになる。

- (77) a \*私は娘の結婚がとても嬉しい{だろう/かもしれない/らしい/にちがいない/はずだ}。  
 b 娘の結婚は私にはとても嬉しい{だろう/かもしれない/\*らしい/にちがいない/はずだ}。

森山1992にも、価値判断のムード形式と人称の関係を述べる中で、主題要素の人称がムードとの関連をもつとの指摘がある。(例は森山1992より)

- (78) a #私は行ったほうがいい。(#=文脈によって不自然な文を示す)  
 b 私が行ったほうがいい。

これらから、述べ立てに関する人称の制約は、主題位置で生じると考えられる<sup>(27)</sup>。

このように、文体、文脈的条件によって人称の制約の変化するものは、感情形容詞文に特有の現象ではなく、述べ立て全体に存在する、語用論的な現象であることを確認した。その「語用論的制約」に、統語的な階層との関連があることも示唆したが、こういった主題の人称とムードとの関係は、第二章で考察する。

#### 4. おわりに

以上、形容詞句に二種類の統語構造があることを明らかにした上で、感情形容詞文の人称の制約の現象を、形容詞句の構造と感情主の文の階層構造上の位置付けから論じた。感情形容詞文の人称の制約には、感情主が常に一人称に決定しているものと、文脈、文体的条件によって制約が変化するものがあり、両者の違いを明らかにした。

## 〈註〉

- 1: 寺村1973では、ムードと人称の制約とが関連づけられているが、ムードとコトという大まかな枠組みの中で、人称のあり方を捉えているのみである。また、形容詞文のとり格や統語特徴については西尾1972、寺村1973、中道1986などの研究があるが、文構造と人称制限の関係を総合的に捉えてはいない。
- 2: 付加詞か項かはっきりしない「時」や「場所」の名詞をMurasugiでは「擬似付加詞」として、純粹付加詞と区別している。擬似付加詞の空範疇はproである。
- 3: 例文の $e_1$ 、 $e_2$ は、それぞれiのふってある「理由」「紳士」など、jのふってある「洋服」などに対応する空範疇である。
- 4: 三原1992にも同様の指摘があり「擬似関係節」と称されている。またMurasugiでは、日英語の関係節内からの移動における相違から、日本語の関係節はIPであるとし、関係節の演算子はIPに付加すると仮定している。
- 5: (23) (24)の判断は微妙かもしれないが、(21) (22)よりは明らかによい。感情の対象が付加詞としてあらわれる文は、さまざまな点で項(感情の対象)があるものとなないものの中間的な様相を示している。(註15、20参照)
- 6: 対象ガ格があるときの感情主ガ格は、いわゆる総記(排他)の解釈となることから、形容詞によって与えられたものではなく、構造上の位置(IP)によって与えられたものと考え。第二章参照。
- 7: 影山1993 (:162)では「悔しい」「悲しい」などの感情形容詞は、二項述語としている。その際「名詞化すると経験者の感情は表せるが対象物の固有の性質は表せない」として「選手たちの悔しさ、\*その失点の悔しさ、僕の悲しさ、\*あの映画の悲しさ」という例をあげている。しかし「その失点の悔しさを一生忘れない」「あの映画の悲しさは言葉では言い表せない」は不自然ではない。一項述語それぞれに対して名詞化ができる。
- 8: 影山1993 (:48)による非対格自動詞と同様、主格は形容詞の姉妹位置

で与えられると考える。形容詞が補部の名詞句に主格を与えるという考え方はKubo1992にも見られる。

- 9: Grimshaw1990 (:19-30)では、英語の'fear'のような述語を心理状態(Psychological state)、'frighten'のような述語を心理使役(Psychological causative)として、項構造を次のように区別している。下の数字はaspectualな序列の優位性を表している。

心理状態 (Exp (Theme)) We feared the storm.

1 2

心理使役 (Exp (Theme)) The storm frightened us.

2 1

心理使役述語の場合Themeが統語上主語に、Experiencerが目的語になる。心理使役述語の場合、ThemeはCauseでもあるからである。(Agent (Experiencer (Goal/Sause/Location (Theme))) ) ) という thematic な序列と、(Cause (other (...))) という aspectual な序列があり、概念構造の上では、Causeは他のものより常に優位であることから、Themeであっても統語上主語になる。感情の対象(Theme)は感情を引き起こす原因(Cause)でもあり、ガ格が付与されている。日本語の感情形容詞文では感情主(Exp)は対格にはならない(\*子供を動物が恐い)が、英語の心理使役述語と何らかの関係はありそうである。

- 10: ここでは暫定的に付加詞は形容詞句のすぐ上に付加されるとしておく。
- 11: 意味的に付加詞をとりにくい形容詞ととりやすい形容詞がある。人によって判断基準が異なるようなものは付加詞をとりやすいと言えるだろう。
- 12: 後述するように、常に人称の制約があるのもタイプ2の構造の文である。
- 13: 主題ととりたての階層については野田1995参照。詳細は第二章(2.2)に述べる。
- 14: 野田1995で取りたての中でも「肯定否定」の階層とされるものである。
- 15: ただし感情の対象が付加詞として表されると人称制限は多少ゆるくなるようである。

- 16: 「?あなたはシルレルの名を聞くことが辛い。」のように、二人称感情主は認めにくい、「語り」文体(第四章参照)ではなく(7)と同様の文脈と考えれば、これも容認可能な文である。
- 17: 0. であげた統語的条件のうち(2)(3)は前者に、(4)は後者にあたる。
- 18: ここで言う「述べ立て」は仁田1991での定義に従う。
- 19: 対象が格があっても、文脈によって、表現されていない感情主が一人称であると考えたほうが妥当なものもある。「まるでアヘンでも吸っているように、ずるずるとこの仕事に溺れていくことが悲しい。〔精野雄哉〕」「今日は母の手蹟を見るのがはなはだ嬉しい。〔夏目漱石「草紙」〕」しかし同様のことが属性形容詞文にもある。「私は暗記が苦手だ。特に英単語を覚えるのは難しい。」感情主や判断主はどちらも文脈上一人称(=話し手)だが、状態を叙述する述べ立ての文であることには変りない。
- 20: 感情を引き起こす原因が項でなく付加詞の場合微妙である。「この店は二品デザートが出てくるのでうれしい。」は(51)と比較すると、状態というより話し手の感情を表すようである。しかし(57)bほど話し手の感情の直接的表現とは言えない。(56)aも同様である。
- 21: 意志や命令のムードを表す専用形式はあるが、感情表出といわれる形容詞文に「感情表出形」はない。しかし意志や命令も「今日こそ掃除をする。」「夕方までに帰る。」など基本形で表現されることもあり、それと並行して捉えることはできよう。(第三章参照)
- 22: 表出のモダリティが、テンスの分化をもたないというのは「表出」が、発話時に発話場所で発生している話し手の思いを意味していることに他ならない。「イマ、ココ、ワタシ」性とでもいうべき性質があるのである。これら、表出のモダリティと人称に関しては第三章で詳しく扱う。
- 23: ただし、第四章で述べるように、このタイプの構造をもっている、叙述の立場が「語り」である場合、表出のムードにはならない。タイプ1が表出のムードになることは絶対ないが、タイプ2は表出のムードに絶対になるわけではなく、なることができるということである。

- 24: 仁田では「聞き手の決意」も述べ立てにならないとしているが、これは、ここであげるものとはレベルの異なるものと考え、例示するのを省略した。
- 25: 仁田では「聞き手の感情・感覚」は「文法論のおもむきを有するもの」とされたが、(7)のような文もあり、本稿では語用論的な制約であると考える。
- 26: 例からもわかるように、これら「押し量り形式」の人称へのかかわり方は一様ではない。当然、これらは統語的にも意味的にも同一の性質ではないからである。(三原1995、三宅1995参照)個々のムード形式と人称現象の関係については、別稿に譲りたい。
- 27: このことは南1974、1993の示す文の階層構造で、主題の「は」と「だろう」が共に、C類には入るがB類には入らない要素であることと矛盾しない。また、Tateishi1991や三宅1996で示された文の句構造によれば、モダリティを担う機能範疇における主題とモダリティの一致現象(Spec-Head Agreement)と見ることもできるであろう。

#### <参考資料>

中村 明1979『感情表現辞典』六興出版

『計算機用日本語基本形容詞辞書 I P A L』情報処理振興事業協会技術センター

第二章 日本語における人称とムードの一致

## 第二章 日本語における人称とモードの一致

## 0. はじめに

感情形容詞文に限らず、主に述語部分に担わされるモーダルな意味に対応して、動作や感情、状態の主体には人称の制約がある。

- (1) (\*わたし／あなた／\*彼) は仕事をしなさい。
- (2) (わたし／\*あなた／\*彼) はひとりで生きていこう。
- (3) (わたし／\*あなた／\*彼) はうれしい。
- (4) (??わたし／あなた／彼) は大学へ進学しますか？
- (5) (わたし／??あなた／??彼) はケーキが食べたい。
- (6) (わたし／??あなた／??彼) は頭が痛い。

命令のモードをもつ (1) では述語の主体は二人称、表出のモードをもつ (2) (3) では一人称に決定している<sup>1)</sup>。また、質問文の (4) では一人称が不適切で、感情、感覚表現の (5) (6) では一人称がもっとも適切である。このような人称の制約が、文のモードに対応して起きていることは、寺村1973、金水1989、東1992 (本稿第三章) などで、さまざまな面から論証されているが<sup>2)</sup>、モードと人称の対応の記述は、仁田1991にもっとも詳しい。仁田でも、接続節においては人称制限の現象が現われないことから、人称制限の現われるレベルは<発話・伝達のモダリティ>であるとされている。

(:88-82) <sup>3)</sup> 仁田の主張では、主に「主格 (ガ格)」名詞に人称の制約があるという。人称の制約現象の起きる原因を、モダリティの意味とコトガラの意味 (「格」) の衝突だと捉えているようである。

本章では、人称の制約のある名詞句の統語的位置を明らかにすることで、人称の制約は、単に意味的な衝突から生じるものではなく、主題が現われる統語的位置における文法的な一致現象であるという主張をする。そして、(1) ~ (3) のように人称が常に決定されるものと、(4) ~ (6) のように文としての自然さに差があるようなものの違いを、統語的な特徴によって明示する。さらには、文の述べ方と主題との関わりを考えてみたい。

## 1. 人称の制約二種——必然的人称指定と語用論的人称制限——

仁田1991では「モダリティと人称現象」を扱うに際して、文の<発話・伝達のモダリティ>から設定された文の表現類型のうち、<働きかけ>や<表出>では、ガ (主) 格に対して基本的に人称制限が存在するのに対し、<判断の述べ立て>文や<判断の問いかけ>文のガ格には、原則的に全ての人称名詞が来うるものの、それらにおいても、

<述べ立て>や<問いかけ>といった<発話・伝達のモダリティ>のあり方からして、現われうる人称にある種の制約の生じることがある。もっとも、この制限は純統語論的現象といったものではなく、運用論 (語用論) 的現象あるいは運用論的現象に動機付けられた統語—運用論的現象であると思われる。 (:76-77)

と指摘し、純統語論的人称制限と、運用論的人称制限の区別をしている。しかしどちらも同じ「人称制限」と呼び本質的に違うものであるとは捉えていない。その証拠に、基本的に常に人称制限が存在する<命令>の二人称ガ格、<意志表出>の一人称ガ格なども、元来、運用論的あるいは伝達機能論的に動機付けられたものであるとしている。 (:79)

それに対して、山岡1994 (:193) では、命令のように、モダリティがある人称を必然的に指定する場合を「人称指定」、そうでない場合<sup>4)</sup>を「人称制限」と使い分けてはどうかという提案がなされている。本稿は山岡の意見に賛同する。以下、2, 3, で見ていくように、単に人称の制約の強さだけでなく、統語的なふるまいも異なるからである。用語はさらに区別を明確にするように、必然的に決定される人称の制約を「必然的人称指定」、語用論 (運用論) 的にある人称がとりにくい場合を「語用論的人称制限」としておきたい。先の例の人称の制約では、(1) ~ (3) が必然的人称指定、(4) ~ (6) が語用論的人称制限ということである。

## 2. 必然的人称指定

先の (1) ~ (3) のように、命令や、意志表出、感情表出<sup>5)</sup>などのモードを持つ文は、その動作主や感情主が常に決定している。本章では、その

「必然的人称指定」の文の統語的ふるまいから、人称指定がなされる統語構造上の位置を明らかにする。必然的人称指定の起きる文として、ここでは、命令文、意志表出の文、感情表出の文、文末思考動詞（ト思ウ）文<sup>(7)</sup>（ここでは「話し手判断の文」と呼んでおく）を扱う。

### 2.1 人称指定された名詞句の現われ方

人称指定された主体の名詞句は、普通、言語化されない。ムードによって主体の人称が決定済みだからである。命令の(7)(8)は二人称が、表出の(9)(10)と話し手判断の(11)は一人称が、動作や感情、判断の主体である。

- (7) お帰りになって下さい。  
 (8) この部屋に入るな。  
 (9) まず何か温かいものを飲もう。〔世界の〕  
 (10) (歌詞の分るはずのない彼女が突然、)「悲しい！」(と言ったので)〔若き数〕  
 (11) 一週間、よくも辛抱できたものだと思う。〔砂の女〕

しかし、場合によってはハまたはガで表されることもある。まず、主体をハで表したのが以下の例である。これらのハ句は、主題では決してない。どれも対比のハの解釈しかない。例文の後の( )内のような言外の意味があるものである。

- (12) 社長はお帰りになって下さい。〔女社長〕(他の社員はともかく)  
 (13) 男はこの部屋に入るな。(女は入ってもいいが)  
 (14) 僕はまず何か温かいものを飲もう。(他の人はどうか知らないが)  
 (15) おそらくエレベーターは上昇していたのだろうと私は思う。  
 〔世界の〕 (他の人がどう思うか知らないが)  
 (16) 私は悲しい！ (他の人はともかく)

また、ガで主体を表したのが以下の例である<sup>(7)</sup>。これらのガは、強調の意味あいはあるかもしれないが、排他や総記、もしくは焦点として解釈しなければならないガではない<sup>(8)</sup>。

- (17) 社長がお帰りになって下さい。

- (18) 男がこの部屋に入るな。  
 (19) 僕がまず何か温かいものを飲もう。  
 (20) ?おそらくエレベーターは上昇していたのだろうと私が思う。  
 (21) ?私が悲しい！

さらに、主体ではない、別の名詞句をハ句として加えても、そのハには、やはり対比の解釈しかない。

- (22) 会社にはお帰りになって下さい。(家には帰らないとしても)  
 (23) この部屋には入るな。(他の部屋はともかく)  
 (24) 温かいものは飲もう。(冷たいものはいらぬけれど)

感情形容詞文(25)は、主題のハをとることができるが、この文は表出の文ではない<sup>(9)</sup>。

- (25) この音楽は悲しい。

「と思う」の場合、ト節の内部の述語の主題であって、「思う」の主題ではない。

- (26) 説明はいらぬと思う。〔女社長〕  
 (27) 現代社会に生きる大人や子供は、みんな童話を知らないのではないかと私は思う。〔女社長〕

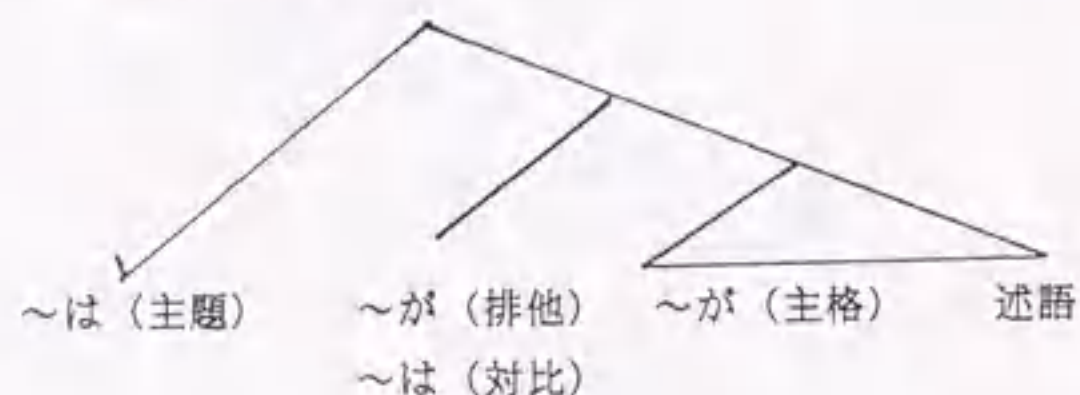
以上のことから、必然的人称指定のある文の場合、主題や焦点として解釈しなければならないガの統語構造上の位置には、何も置くことができないことがわかる。

では、必然的人称指定は統語構造上どの位置で起きている現象と捉えるべきであろうか。そのことを明らかにするために、次節ではまず、必然的人称指定の文においてあらわれないハとガについて考えよう。

### 2.2 主題のハと義務的焦点のガの統語構造上の位置

ハ、ガの構造上の位置に関しての先行研究は数多くあるが、呼応要素や、従属節への入り方から、野田1996(第29章)では、次のようにまとめられている。

主題のハ：事態に対するムードの階層（南1974, 1993のC類）  
 対比のハ：肯定否定の階層（南のB類）  
 排他（いわゆる「総記」）のガ：肯定否定の階層（南のB類）  
 主格のガ：ボイスの階層



他に、久野1973（第2章）や、Kubo1992（ch. 2, 3）にも言及されるように、語順から考えても主題のハは対比のハよりも上（外側）の階層にあることは明らかである。しかし、ガの方は、野田にも「「〜が」にはいろいろな用法があり、それぞれの用法が連続しているため、どのような「〜が」をどの階層のものとみるかはむずかしいが、（:286）」とことわりがあるように、何を以て「排他」とするのかは、解釈にばらつきが生じるものである。

本稿では、必然的人称指定の文にあらわれるガが、「排他」としてでも単なる主格としてでも解釈できる（すなわち、「必ず排他と解釈されるガ」はあらわれない）ことから、野田1996（:276）で、「とりたて助詞と言っていい強い排他のガ」とされたものと、主題のハとの統語的ふるまいの共通性を示そうと思う。これは、上山1989で論じられている、焦点（FOCUS）<sup>(10)</sup>の解釈が義務的であるガ（ガ<sub>1</sub>句）（以下、「義務的焦点のガ」と呼ぶ）<sup>(11)</sup>に相当するものである<sup>(12)</sup>。

まず、単なる主格の解釈が可能なガ（以下「中立のガ」と呼ぶ）と主題のハの前に、述語と格関係のある主題を加えてみよう。

(28) a ガス工事が終わった。

b 中区ではガス工事が終わった。

(29) a ガス工事は終わった。

b 中区ではガス工事は終わった。

(30) a 真理子が試験に合格した。

b 試験は真理子が合格した。

(31) a 真理子は試験に合格した。

b 試験は真理子は合格した。

(28) (30) のように、前に主題が入っても下線部の中立のガ句は何の影響も受けないが、(29) (31) の主題であった「ガス工事は」「真理子は」は、下線部において主題とは解釈できなくなり、対比のハの解釈が義務的となる。述語と格関係のある主題の後に、もうひとつ主題を置くことはできないのである。

同様に、義務的焦点のガ句の前に述語と格関係のある主題を置くことはできない。(32) は、文そのものが成立せず、(33) ~ (35) では下線部のガ句は主題化した中立のガ句を前に置くことで、義務的焦点のガ句ではなくなっている。

(32) a この会社が君が必要だった。（上山1989より）

b \*君はこの会社が必要だった。（「君」が対象の解釈のまま）

(33) a ぼくが腰が痛い。

b 腰は**ぼく**が痛い。

(34) a 鴨川がアベックが多い。（上山1989より）

b アベックは**鴨川**が多い。

(35) a 東京が土地が高い。

b 土地は**東京**が高い。

下線部のガ句が義務的焦点でないことは、以下のようなことから明白である。

まず、例えば、(33) bの文は

(36) 腰はぼくが痛い。足は古田が骨折している。肩は工藤が脱臼している。……

という文脈で用いられるような文であろう。よって、ガ句のみが新情報であるとは言えず、焦点ではない。

また、義務的焦点のガ句をもつ文は、三上1955の陰題文に相当し、次の

ように書き換えても意味に変化はない。

(37) 偏理ガ到着シタンデス。

→到着シタノハ偏理デス。(三上1955より)

(33) ~ (35) のaの文はそれぞれ次のcの意味と同じであるが、bは異なる。

(33) c 腰が痛いのはぼくだ。

(34) c アベックが多いのは鴨川だ。

(35) c 土地が高いのは東京だ。

そして、(33) ~ (35) のbは、註11の上山の条件bに当てはめた場合ヲ格になれないことから義務的焦点でないことがわかる<sup>(13)</sup>。

(33) d \*あの人は腰はぼくを痛いと思った。

(34) d \*私はアベックは鴨川を多いと思う。

(35) d \*ぼくは土地は日本を高いと思う。

焦点のガも主題のハと同様、述語と格関係のある主題の後には位置できないということである。

ところで、主題のハの前にハ句を加えても、主題のまま解釈できる場合がある。述語と格関係をもたないハ句を加えた場合、主題であった下線部のハ句は必ずしも対比の解釈にはならない。

(38) a 東京は土地が高い。

b 噂では東京は土地が高い。

(39) a ぼくは腰が痛い。

b 今日はぼくは腰が痛い。

同様に、焦点のガにも、述語と格関係のないハ句を加えることができ、焦点の解釈も存続する。

(40) a 東京が土地が高い。

b 噂では東京が土地が高い。

(41) a ぼくが腰が痛い。

b 今日はぼくが腰が痛い。

このことから、述語と格関係を持つ主題のハや義務的焦点のガの外側に、もうひとつ述語と格関係を持たない主題の位置があると言えよう<sup>(14)</sup>。

(仮にこの主題を「条件主題」と呼んでおく。)

また、上山1989では、義務的焦点のガの現われる節のタイプと、主題のハの現われる節のタイプが共通することが指摘されている。Aタイプでは義務的焦点のガも主題のハも入るが、Bタイプではガに義務的焦点の解釈はなくなり、ハも入らない。(例(42) ~ (50)は上山からの引用)

<Aタイプ>

(42) スーパーマン (が/は) 力が強い。

(43) スーパーマン (が/は) 力が強いと思った。

(44) スーパーマン (が/は) 力が強いので、僕らは何の心配もしなかった。

<Bタイプ>

(45) スーパーマン (が/\*は) 力が強いのは当たり前だ。

(46) スーパーマン (が/\*は) 力が強いということは当たり前だ。

(47) スーパーマン (が/\*は) 力が強かったころは、この町も平和だった。

(48) スーパーマン (が/\*は) 力が強ければ、この町も平和だった。

(49) スーパーマン (が/\*は) もっと力が強ければよかったのに。

(50) いくらスーパーマン (が/\*は) 力が強くても、これは無理だ。

Aタイプは [+realis] (現実化していること)、Bタイプは [-realis] (非現実のこと) という素性をもつと仮定しているが、それに従い、Aタイプにあたるケレド節、カラ節、ノニ節などでも同様に、ハとガの分布は一致する。

(51) スーパーマン (が/は) 力が強いのに、スーパーウーマンが弱いなんて性差別だ。

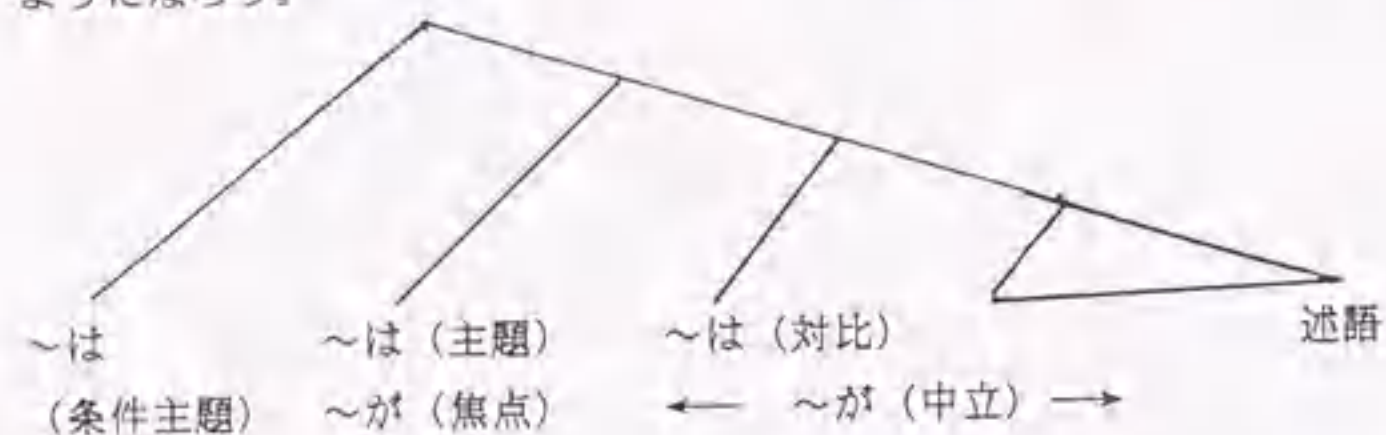
(52) スーパーマン (が/は) 力が強いけれど、アンパンマンはもっと強い。

(53) スーパーマン (が/は) 力が強いから、私たちは安心して眠れる。

以上のような統語的条件において、主題のハと義務的焦点のガは同じふるまいをしている。これらのことから、主題のハと義務的焦点のガは、構造上同じ位置にあるものと考えられる<sup>(15)</sup>。そしてそれらが、対



比のハや、中立のガよりも外側の階層にあることは、先行研究のとおりである。本節で確認したことを、野田の簡略な図に従って書き替えれば次のようになる。



必然的人称指定の文は、この図の上(外側)の二階層の要素を文中に言語化することが出来ないのである。条件主題は、述語と格関係を持たない名詞句であるし、義務的焦点のガが現われる構文は命令や表出のムードにそぐわないということから、言語化されないのは理解できる。しかし、動作や感情の主体は、なぜ主題として言語化されないのであろうか。次節では、このような現象から、人称指定の本質的意味を考察する。

### 2.3 必然的人称指定と主題

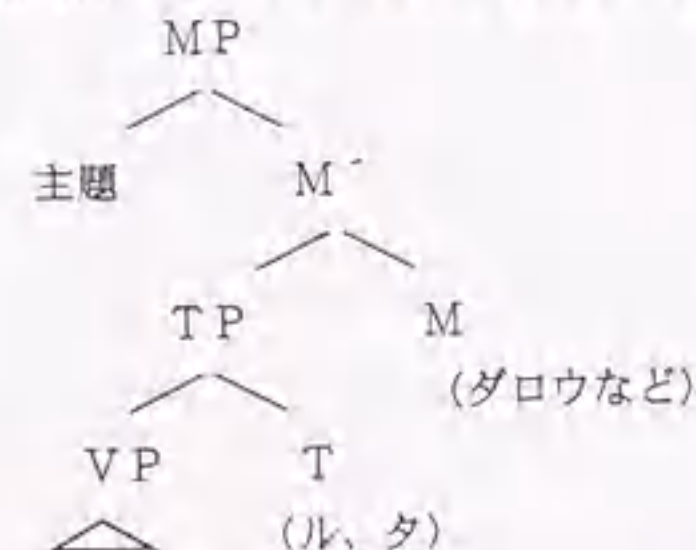
2.1 で見たように、人称指定される述語の主体は、言語化された場合、対比のハ、または中立のガであらわれていた。すると、命令や表出などのムードは、対比のハや中立のガのある構造的な位置において人称と呼応しているのだろうか。階層構造上で主題と取り立ての位置付けをした野田1995(：20)では、主題のハは確定のムードと呼応するものとしている。なぜなら、意志など未確定のムードをもつ文のハが対比を表すことから、主題のハと未確定のムードは呼応しないからだとしている。

しかし、そもそも、必然的人称指定の文では、主体が言語化されない表現が最も unmarked なものであり、対比のハや義務的焦点のガによってあらわされるのは任意である。よって、本稿では、言語化された主体が、意志や命令のムードと呼応しているとは考えず、まったく別の説明を試みる。

必然的人称指定ではムードが述語主体を決定する。よって、ある述語主

体についての発話であることはムードによって決定済みなのである。命令であれば「二人称について」の発話、表出や話し手判断であれば「一人称について」の発話である。これはつまり、文のムードが「〜について言えば」という主題までも含んで述べているということである。そのため、主題まで含んで述べるタイプのムードをもつ文では、主題位置は既に、音形を持たない特定の人称の述語主体によって満たされているため、それにブロックされて、他に何も置くことができないのだと考えられる。

さて、生成文法理論を用いて日本語の句構造を分析した三宅1996において、下図のように主題のハは、「だろう」のようなムードを主要部とする機能範疇MPの指定部に位置するものであることが主張されている。



人称の制約が、ムードと関わるということからしても、MPにおいて、人称指定の現象が起きていることは不思議ではない。MPの指定部に主題が、主要部に、命令形、意志形などの文の述べ方に関わる要素があり、MPでの指定部主要部一致 (Spec-Head Agreement) の現象として、人称とムードの一致があるのだと考えることができる。ただし、何度も言うように、ムードによって決定された主題は、日本語では主題としては言語化できないのである。もし、主体を言語化するとすれば、同一指標を持った名詞句を、それより内側の階層に置くという方法をとるのである。

そして、必然的人称指定において、ムードが指定する人称は、一人称か二人称であり、三人称はない。発話の場に居合わせる者ということが、ムードと直接関わる必然的人称指定には欠かせない要件のようである。

このように、必然的人称指定とは、非常に強く統語構造に支配された現

象なのである。

### 3. 語用論的人称制限の文構造

2. では、必然的人称指定（一致）がおきる統語構造上の位置を明らかにしたが、ここでは、仁田1991（第二章述べ立てのモダリティと人称現象）で取り扱われているような、文脈によって不自然な発話になることがあるような語用論的人称制限について、その人称制限がある名詞句の、統語的な位置付けを明らかにする<sup>(116)</sup>。

#### 3.1 主題のハの人称制限

0. でもふれたように、語用論的人称制限はムード（仁田の分類では発話・伝達のモダリティ）のレベルで発生している現象である。仁田では例えば、述べ立てというモダリティは基本的に「話し手>聞き手」という情報量であるべきなのに、二人称ガ格の伝達内容はそれに反するのだと説明される。しかし、そのようにムードがもたらす意味と、伝える情報内容（コトガラの意味）が衝突するのが語用論的人称制限なのだろうか。

森山1992aでは、判断に関わるモダリティについて、人称の制約から分析しているが、その中で、「#私は行くべきだ。」「#私は行った方がいい。」<sup>(117)</sup>が不自然な感じが伴うことがあるのに対し、以下のような記述をしている。（森山1992a: 29. 下線は引用者）

(17) 私が行くべきだ。

(18) 私が行った方がいい。

などの文、すなわち、主語が「ガ」で取り上げられている文は、一人称でも不自然ではない。しかし、ここで考えるべきは、いずれも、例えば「この件に関しては」というような主題というべき成分が補足されなければならないという点である。そもそも、必要性の判断という意味とは、主題として取り上げられる成分について、必要な事態を述べるという意味である。いわば、

(19) [主題要素] [その主題にとっての必要事項]

という基本構造を持っていると言える（なお、こうした構造は一般的な判断文の構造と基本的には同じであろう）

すなわち、単に事態内部に「私」が取りあげられている「私が」は、「べきだ」「方がいい」という判断のムードがもたらす人称の制約とは無関係であり、主題である「私は」に対して人称の制約が発生することを指摘しているのである。

このことは、述べ立て文全体の人称の制約にも適用されるのだろうか。そこで、仁田のあげた例などで、語用論的人称制限のある名詞句を主題でなくし、中立のガ句にすることで、人称制限がなくなる（もしくはゆるくなる）ものを示そう。(54)～(57)のaは仁田より引用した<sup>(118)</sup>。

(54) a #あなたはとても{忙しい/忙しいだろう}。

b 今日の午前中はあなたがとても{忙しい/忙しいだろう}。

(55) a #僕は明日彼女に会いますか？

b 彼女には僕が明日会いますか？

(56) a #僕は彼に{投票するらしい/投票するにちがいない/投票するはずだ}。

b 今回の選挙では僕が彼に{投票するらしい/#投票するにちがいない/投票するはずだ}。

(57) a #私は娘の結婚がとても嬉しい{だろう/かもしれない/らしい/にちがいない/はずだ}。

b 娘の結婚は私にとってとても嬉しい{だろう/かもしれない/#らしい/にちがいない/はずだ}。

(58) a #加藤さんは横井さんの就職がうらやましい。

b 横井さんの就職は加藤さんにはうらやましい。

(59) a #私はこの屋上に関して詳しくただろう。

b とにかく、その頃、この屋上に関して、私は、世界中の誰よりも詳しくただろう。〔若き数〕

これらの例は、程度の差は多少あるものの、それぞれaよりbのほうが自然な文である<sup>(119)</sup>。(59)bでは「私は」より前にある「～に関して」が、主題の働きをし、「世界中の誰よりも」によって「私は」が対比であること

が明らかであるため、自然な文となっていると考えられる。

これらから、語用論的人称制限は格の問題ではなく、森山の指摘のように、主題とモダリティの問題であると言えよう。語用論的人称制限に関わる名詞句が情報構造を明示する主題ハ句であるというのは、仁田がモダリティの要求する「情報量」から説明していることから妥当なことであると思われる。

すると、語用論的人称制限も、必然的人称指定と同様、主題位置で、ムードと一致して起きている現象だと捉えることができるであろう。

### 3.2 ガの人称制限

ところが、ガ句で人称制限のある例も多くある。(60)～(64)のaは仁田より引用したが、それぞれのハをガに置き換えたのがbである。

- (60) a #あなたは母が恋しい。  
 b {わたし/#あなた}が母が恋しい。
- (61) a #君は手が痛い。  
 b {僕/#君}が手が痛い。
- (62) a #僕はお金がほしいですか？  
 b {#僕/あなた}がお金がほしいですか？
- (63) a #君は明日彼女を{叱るつもりだ/叱るつもりだろう}。  
 b {僕/#君/あの人}が明日彼女を{叱るつもりだ/叱るつもりだろう}。
- (64) a #僕は彼に投票するつもり{だろう/かもしれない/らしい/にちがいない/のはずだ}。  
 b {#僕/太郎}が彼に投票するつもり{だろう/かもしれない/らしい/にちがいない/のはずだ}。

これらの語用論的人称制限のあるガ句に共通するのは、全て、義務的焦点のガ句であるということである。2.2で確認したように、主題のハと義務的焦点のガは構造上同じ位置にあるものである。

また、2.2で見た、義務的焦点の現われるAタイプの節では、人称制限があるが、Bタイプの節では人称制限は無化されることから、主題や義

務的焦点であることが、語用論的人称制限の発生する条件であることがわかる。

#### <Aタイプ>

- (65) {僕/#君/#ケン} {が/は} 手が痛い。  
 (66) {僕/#君/#ケン} {が/は} 手が痛いと思った。  
 (67) {僕/#君/#ケン} {が/は} 手が痛いので、作業は予定どおり進まない。

#### <Bタイプ>

- (68) {僕/君/ケン} が手が痛いのは当たり前だ。針が刺さっている。  
 (69) {僕/君/ケン} が手が痛ければ、こんな重い荷物は運べない。  
 (70) {僕/君/ケン} が手が痛くても、誰も気がつかないだろう。

このように、ガ句の語用論的人称制限もやはり、主題位置、MPの指定部で起きている現象なのである。

### 3.3 語用論的人称制限における一致

語用論的人称制限は、人称制限自体は語用論的な条件で起きるものであるが、人称制限が発生する統語的位置は、必然的人称指定と同じ位置で起きていると言える。語用論的人称制限でも、MPの指定部には主題のハや焦点のガが、主要部には文の述べ方に関わる要素<sup>(20)</sup>があり、それらが指定部主要部一致をしていると考えることができるであろう。ただし、必然的人称一致とは異なり、一致の要請はゆるいものである。

仁田1991に詳細に記述されたさまざまな人称現象は、このMPにおける一致であると考えられる。例えば、一人称主題は、問いかけという述べ方に対し一致しにくい、感情の述べ立てと一致しやすいとか、二人称主題は、情報伝達として述べ立てる述べ方には一致しにくい、問いかけには一致しやすいとか、三人称主題は感情の述べ立てとは一致しにくい、推し量りの述べ方とは一致しやすいとか、そのような一致現象として、語用論的人称制限を捉えることができよう<sup>(21)</sup>。

## 4. おわりに

人称の制約の現象を、必然的なもの（統語論的なもの）と語用論的なものに分けることから始め、どちらも同一の統語的な階層での一致現象と捉える試みをした。

人称の一致があるという点では共通するものの、語用論的人称制限の文と、必然的人称指定の文とでは、主題のありかたから見て、文の述べ方に決定的な違いがあると思われる。語用論的人称制限の文は明らかな有題文である。主題位置に何も置くことができない必然的人称一致の文は、一見無題文に見える。しかしムードとの一致により題が決定されているということは、潜在的な有題文といえるであろう。文の述べ方の違いとは、主題の側から文の述べ方を決定していくような文と、ムードの側から主題を決定するような文とである。

「何について述べるのか」という「主題」とはそもそも、その意味からもムードと深く関わりのあるものである。主題の人称が、話し手や聞き手が直接関わるムードと一致するということは、文の主題とは、話し手か、聞き手か、それ以外かという選択肢により形成されるパラダイムであると言えるかもしれない。しかし、人称とムードの対応のしかたが強固である必然的人称指定ではそう言っても、語用論的人称制限の方はゆるい対応であるため、そこまで言いきることは危険であろう。そう言った意味で、一致と言っても、フランス語などの性や数、人称の一致と同質のものだとは言いがたい。

とはいえ、日本語には文法的な人称の一致など縁もゆかりもないと考えられてきた常識を、覆す可能性があることは確かであろう。

さて、しかし、人称の制約には、このような一致現象では説明のできないものもある。仁田1991にも指摘があるが、例えば現象描写文では、ガ格に限らず、ヲ格、ニ格においてさえも、一人称、二人称は述べにくい。

(71) #わたしがあなたを殴っている。

(72) 佐々木が {#僕/#君/野村} におつりを渡している。

(73) 学生が {#私/#君/先生} にお礼を言っている。

現象描写文に、このようなコトガラのレベルにおける人称の制約があると

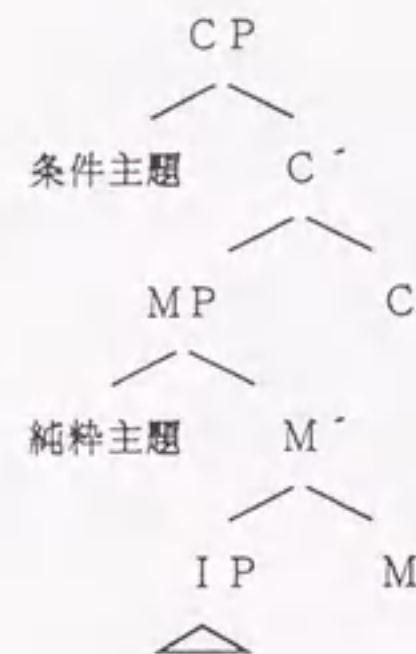
いうことは、現象描写文が無題文であるということと無関係ではないだろう。このような人称の制約を、有題文における一致現象とどう関係づけるのか、今後の課題である。

## &lt;註&gt;

- 1: 第一章(註23)でも述べたように、この形式を持っているからといって、常に表出のムードを担うわけではない。(第四章参照)本章では、表出のムードの担うことの多い、このような形式について扱っている。
- 2: 中心的には感情表現について、寺村では統語的条件により人称の制約が変化することから、金水では文体的な条件から、東では文末の基本形述語に生じる陳述の機能から、述語そのものでなくムードが人称の制約をもたらすことを示している。
- 3: 「\*君は学校へ行くだろう。」「君は学校へ行くだろうがぼくは行かない。」という例で示してある。
- 4: 山岡では授受構文における人称の制約。ただし、授受構文の人称の制約は完全にコトガラ内での視点の問題で、本稿で扱っているものとはまた別レベルのものである。
- 5: 本稿第一章で述べているように、現在形言い切りの感情形容詞文の全てが、感情表出のムードをもつわけではない。感情表出になるのは対象ガ格がない文のみである。
- 6: 森山1992b、森山、安達1996参照。
- 7: (20) (21) がよくない理由については、 $\theta$  役割の観点などから別に考えたい。
- 8: ただし禁止の(18)などでは中立のガといっても「男なのに」といったニュアンスが出てくるようである。
- 9: 註5参照。
- 10: どのようなものを「焦点のある名詞句」とするかには諸説あるが、上山1989では「文の中でその名詞句だけが新情報である場合」にその名詞句が焦点の解釈を受けるとしている。本稿もそれに従っておく。
- 11: 上山1989ではガ句を以下のように三種に分けている。
- ガ<sub>1</sub>句 a. 主文においてFOCUSの解釈が義務的。  
b. 「思う」のような動詞に埋め込まれた場合ヲ格に交替可能。  
c. major subjectと共起不可能。  
d. それ自身がmajor subjectのガ句になれる。

- e. カラ・マデと共起可能。
- ガ<sub>2</sub>句 a. 主文において中立的な解釈が可能。  
b. 「思う」のような動詞に埋め込まれた場合ヲ格に交替不可能。  
c. major subjectと共起不可能。  
d. それ自身、major subjectになれない。  
e. カラ・マデと共起不可能。
- ガ<sub>3</sub>句 a. それ自身は主文において中立的な解釈が可能。  
b. 「思う」のような動詞に埋め込まれた場合ヲ格に交替不可能。  
c. major subjectと共起可能。  
d. それ自身、major subjectになれない。  
e. カラ・マデと一応、共起可能。
- 12: 意味的にも、主題というのはこれから述べる話題の中心となるものを設定する役割があり、焦点というのは述べる内容の中でいちばん中心となっているものである。文の述べ方としてのスタンスは異なるものの近似した意味をもつものといえるのではないだろうか。
- 13: aの文の一番目のガは、それぞれ、「あの人は**ぼく**を腰が痛いと思った。」「私は**鴨川**をアベックが多いと思う。」「**ぼく**は日本を土地が高いと思う。」のようにヲ格になれる。
- 14: Tateishi1991 (ch. 5) で、Conditional Topicとされているものに近い。しかし、Pure Topicとしているものも含まれる。Tateishiでは、ハを 'Conditional Topic' と 'Pure Topic' に、ガを 'Major Subject' と ' $\theta$ -Marked Subject' に分類している。
- 15: Tateishi1991 (:184) では、本稿の主題に近いPure Topicと義務的焦点のガにほぼ相当するMajor Subjectの構造的位置を 'Block Naze' 'Block Scrambling' に関して違いがあるとして区別し、Major SubjectはIPの指定部に、Pure TopicはIPのすぐ上の機能範囲であるMPの指定部にあるとしている。しかし非常に近い位置のものであることは事実であり、今回の議論に関してこの二つの区別はしないでおく。ちなみにTateishiでは、次ページのように主題の位置を設定

している。



- 16: 仁田の指摘のように制限の強さにグラデーションがあることは確かであるが、ここでは一旦その議論は置いておく。
- 17: 森山1992aでは文脈によって不自然な文になるものに#を付している。
- 18: 仁田では純統語論的な非文も語用論的に不自然な文も\* (場合によっては?など)でマークされているが、本稿は、統語論的非文と語用論的制約を分ける立場であるので、森山のように\*と#を使い分けたい。よって、仁田の例文の判断の\*?は#に置き換えて記した。
- 19: (56) bの「に違いない」や(57) bの「らしい」など、若干例外がある。これらについては個々のモダリティの意味から別に論じるべきであろう。
- 20: 「だろう」のように明らかに言語化されている場合もあるであろうし、述語そのままの形で、語彙範疇から移動したと考えられる場合もあるであろう。
- 21: 野田1995では、主題は「事態に対するムード」の階層のものであるとされるがこうした人称の一致のあり方から考えると、聞き手との関わりも考える必要があるかもしれない。

#### <用例出典>

〔女社長〕：赤川次郎『女社長に乾杯！』

〔砂の女〕：安部公房『砂の女』

〔若き数〕：藤原正彦『若き数学者のアメリカ』

〔世界の〕：村上春樹『世界の終りとハードボイルド・ワンダーランド』

(用例の検索にあたって『CD-ROM版新潮文庫の100冊』(新潮社)を利用した。)

## 第二章 (補説) 連体名詞句における限定的修飾と非限定的修飾

## 0. はじめに

連体名詞句には、修飾部を取り除くと文意がまったく変わってしまう限定的修飾と、修飾部を取り除いてもさして意味の変わらない非限定的修飾とがある。

- (1) [[この曲を作曲した]人]は誰ですか。(限定的)
- (2) [[この曲を作曲した]ショパン]はポーランドの生まれだ。  
(非限定的)

しかし、どちらの修飾なのか判断しがたい(3)のような例もあり、一見、両者には、文脈に即した「意味的」な差はあるものの、構造的な差があるようには見えない。

- (3) [[この曲を作曲した]老人]は日本人だ。

両者に構造的な違いを認めた研究に神尾1983、三宅1993があるが、本稿でもその立場を踏襲し、その上で、修飾部そのものに含まれる階層の違いを示す。また、制限的、非制限的修飾の違いは、主節を含めた文から、また場合によってはコンテキストにも依存して判断されなければならないことに留意しつつ、さらに、両者の統語上の違いを見ていく。そして、限定的修飾か否かという違いのみが連体名詞句の時制形式における「主節時基準」と「発話時基準」を決定していることを証明する。

扱う範囲は、いわゆる内の関係の名詞句のみであり、外の関係の名詞句やその他の従属節は取り敢えず考察の範囲から除く。

本稿は、非限定的修飾の性質と主題との対応関係から、「主題」をより明確に捉えることができたという点で、本論の補説とした。非限定的修飾の連体名詞句も主題をもつ文も、ムードの階層までとりこんだ、一まとまりの叙述をなすものなのである。

## 1. 限定的修飾・非限定的修飾

## 1.1 限定的連体と非限定的連体の構造

限定的連体と、非限定的連体の区別については、神尾1983、金水1986a, b、三宅1993などの研究があるが、ここでは、構造上の違いを明示した神尾1983、三宅1993を紹介する。

神尾1983では、代名詞的な「の」への置き換えから、限定的修飾と非限定的修飾名詞句の構造の違いを示している。代名詞的な「の」は、修飾句を伴わなければ名詞句をなすことができないことから、主名詞「の」の修飾句は、名詞句の補部に置かれるとする。(4)～(8)は神尾1983より)

- (4) 安いステレオがあれば買おう。  
 (5) 安いのがあれば買おう。  
 (6) \*のがあれば買おう。

(7)は、限定的修飾としても、非限定的修飾としても解釈可能であるが、主名詞を「の」に置き換えた(8)と同様の意をもつのは限定的解釈の場合のみである。

- (7) イギリスから帰ってきた吉田さん  
 (8) イギリスから帰ってきたの

そこで、主名詞を代名詞的な「の」に置き換えられる限定的修飾名詞句は名詞句内部に修飾句をもち、置き換えられない非限定的修飾は主名詞NPを主要部とした名詞句であると結論づけている。よって、現代の理論的枠組で構造を描けば、次の三宅論文で示されたものと同じ構造が得られる。

また、三宅1993は、連体修飾節の限定的、非限定的の違いによってあらわれる統語現象の違いが構造の違いに起因することを論じたものである。そこでは、不定語疑問文、否定対極表現、連体修飾節の時制という統語現象において、制限的・非制限的(=限定的・非限定的)な修飾節の非対称性があらわれるとされている。(9)～(11)は三宅1993より)

- (9) あなたは[何を書いた作家]を知ってるの。  
 (10) \*あなたは[何を書いた村上春樹]を知ってるの。

(9)のように限定的連体では、修飾節内部に不定語(WH要素)が生起することにより、文全体が不定語疑問文となることができるが、(10)の非限

定的連体ではできない。

- (11) 最近は[ろくな試合をするボクサー]がいない/\*いる。  
 (12) \* [ろくな試合をするタイソン]がいない

このように、文末の否定要素と呼応関係を持つ否定対極表現(「陳述の連体詞」(金水1986b))は、限定的な修飾節でのみ起こる。

そして、連体修飾節の時制に関して、限定的用法は三原1992の「視点の原理」に従うが、非限定的用法はその「視点の原理」からは独立していると説明している。まとめると以下ようになる。

限定的修飾：(三原1992による「視点の原理」)

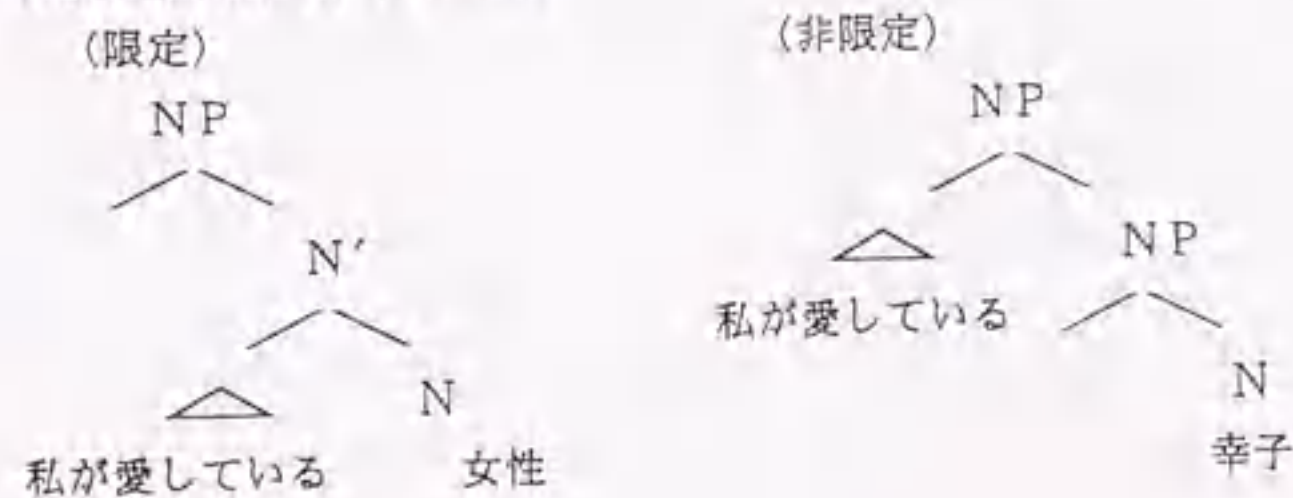
- a. 主節・従属節時制形式が同一時制形式の組み合わせとなる時、従属節時制形式は発話時視点によって決定される。  
 b. 主節・従属節時制形式が異なる時制形式の組み合わせとなる時、従属節時制形式は主節時視点によって決定される。

- (13) 越前海岸で自殺した女性はそこへ行くのにタクシーを使った。  
 (14) 転居する人は普通、転居後住民登録をする。  
 (15) 修論を書いている学生がその学会で発表した。

非限定的修飾：主節の時制形式とは異なった時制形式をとった場合でも、常に発話時視点によって決定される。(1)

- (16) 修論を書いている岩崎君がその学会で発表した。  
 (17) 英語の試験がトップだったこの人を採用しよう。

三宅論文では、これらの統語現象から、限定的連体修飾節は名詞補部構造を、非限定的連体修飾節は名詞句付加構造をなしていると結論づけ(2)、以下のようなtreeで示している。





これら二論文は、「連体において修飾される主名詞がすでに〈定〉であれば、その連体修飾は〈非限定的〉である。〈不定〉であれば〈限定的〉である」とした、名詞の指定性と限定、非限定的修飾を関連づけた金水1986aの主張<sup>(3)</sup>を、両者ともほぼ同様な構造にして示していると言えよう<sup>(4)</sup>。

本稿ではこれら先行の二論文の示す名詞句の位置にこのような違いを認める立場を踏襲する。

また、神尾1983では、制限、非制限的修飾の曖昧性について、同一の名詞句の多くが二つの構造のどちらもとることができるからであるとしている。これは、名詞句の修飾を考える際に、名詞句だけからでは、その構造は決定不可能だということを意味している<sup>(5)</sup>。例えば先の(3)の例であるが、(18)のような文脈で用いられた場合は限定的修飾であろうし、(19)のような文脈で用いられた場合は非限定的修飾であろう。

(18) ドアの所に日本人と西洋人の老人がいるだろう。

[[この曲を作曲した]老人]は日本人のほうだよ。

(19) 「ドアの所に老人がいるだろう。あの老人がこの曲を作曲したんだよ。」

「[[この曲を作曲した]老人]は日本人なんですね。」

先の三宅論文から引用した(10)(12)でも、一般的な解釈では非文となるが、限定的解釈が成り立つ場合(「村上春樹」や「タイソン」が複数いる場合など)であれば、(10)(12)共に非文ではない。

つまりある名詞句での統語現象を見ていくにあたり、限定的修飾、非限定的修飾のどちらの解釈の際の現象であるのか、常に確認しながら議論しなければならないのである。従来、限定、非限定の別に関して論ずるとき、この視点が欠けていたように思われる。本稿では特にこの点に注意を払い、統語現象を見ていくことにする。

## 1.2 修飾部の階層

神尾、三宅の示した構造から、非限定的修飾の修飾部は限定的修飾に比して主名詞に対して独立的であることが分かる。構造的な位置は、それら先行研究に従うが、本節では、さらに、修飾部そのものの性質の違いにふ

れておきたい。主題と連体の対応から修飾部の文の階層性の違いを示し、非制限的修飾句のほうがより、高い階層(外側の階層)の要素までを含むことができることを示す。これは、非限定的修飾部のほうが主節から独立的であることと相矛盾しないことである。

### 1.2.1 主題と連体の対応関係

格助詞のない主題名詞と連体主名詞は、久野1973の指摘にあるようにほぼ対応する。(21)(22)は久野1973より)

(20) 僕が学校に行く。

→僕<sub>φ</sub>は学校に行く。⇔学校に行く僕

(21) その村には大勢の人が来た。

→その村<sub>φ</sub>は大勢の人が来た。⇔大勢の人が来た村

(22) その村から大勢の人が来た。

→??その村<sub>φ</sub>は大勢の人が来た。⇔??大勢の人が来た村

しかし、計算機用日本語基本形容詞辞書 I PAL 解説編(82-83)では、形容詞連体用法の非限定用法は意味において終止用法と共通するが、限定用法は終止用法との間に違いが認められるとして、以下の例をあげている。(23) bは(23) aに、(24) bは(24) aと意味的に共通するが、(25)は(24) aとは違うということである。

(23) a この洋書は高い。

b 高いこの洋書(非限定) } : 「この洋書」は高価だ

(24) a 洋書は高い。

b 高い洋書(非限定) } : 洋書というものは高価だ

(25) 高い洋書(限定) : 「洋書」(で指示される対象)の中で、あるものは高価だ

もし限定用法の連体を主題文と対応させるなら、少なくとも、限定を意味する「その」「この」<sup>(6)</sup>などを主題名詞に加えなければならない。(25)と(26)はほぼ対応しているであろう。(ほぼ対応するものを以下△で表す)

(26) その洋書は高い。⇔△(25) 高い洋書(限定)

そしてこの事情は、形容詞に限ったことではない。動詞においても、主

名詞に対して限定を加える限定的修飾の連体を主題文と対応させる際、連体の主名詞をそのまま主題と対応させると、表す意味が異なる。意味的に共通させるためには、「限定」を意味する「その」「この」などを主題名詞に加えなければならない<sup>(7)</sup>。

(27) 学校に行く女性 ↔ ×女性は学校に行く。

↔ △その女性は学校に行く。

また、形容詞と同様、主名詞に対して限定は行なわず情報を付加するだけの非限定修飾名詞句と対応する主題文は、表す意味が共通している。

(28) 学校に行く僕 (は、18歳です。)

↔ 僕は学校に行く。

(29) 帰国した村山首相 (は、疲れているようだった。)

↔ 村山首相は帰国した。

(30) ものを考える人間 (として恥ずかしくない行動をしたい。)

↔ 人間はものを考える。

すなわち、「非限定的修飾の名詞句はそのままで主題文に対応するが、限定的修飾の名詞句は主題文の主題に少なくとも「その」を介在させなければ対応しない」ということが、連体名詞句と主題文の対応一般に言えるのである。

では、限定的連体で表される内容を主題文で表そうとするとき、主題名詞において「その」を付加しなければならないのはなぜであろうか。

先にも触れたように、限定的連体では、主名詞は元来<不定>であり、連体修飾の内容によってはじめて特定のものに「限定」される。主題文は、「説明(comment)」が主題名詞(topic)を限定するような機能はなく、「ある主題に関して説明をする」だけのものである。そのため、主名詞をそのまま主題名詞にすると限定のない名詞が指示する「どれについても」の「説明」になってしまう。主題としてあげる名詞を、一旦「その」などで限定し、名詞が指示するうちの「あるもの」について述べることを示さなければ、限定的修飾と主題文とは意味的に対応しないのである。主題文の「説明」部分が「主題」部分の特徴づけていなければ限定的連体と完全に同義にはならない。が、主題文にその機能はないため、他の要素(例えば

「その」)で限定して「ほぼ」同様の意味として対応させることはできるものの、完全に意味が一致することにはならない<sup>(8)</sup>。このことは、限定的連体修飾の主名詞が何かによって限定されなければ、存在し得ないものであること、また本質的には、修飾部によってのみ限定を受けていることを端的に示すものである。

一方、非限定的連体の場合、主名詞はそれ自身(もしくは限定の「その、この」+名詞)で、すでに指示するものが定まっている。すなわち<定>である。そして、非限定的連体は主題文にそのまま対応する。なぜなら「主題に関して、なんらかの説明をする」という主題文の本来もつ機能と、非限定的連体における「<定>である主名詞について何か述べるとすれば、それは前接の連体修飾によって説明される」という「情報付加」的機能が一致しているからである。このように、「説明」が「主題」を限定する機能をもたない主題文と非限定修飾連体がそのまま対応することは、非限定修飾連体の主名詞への非限定性を明らかに示すものであろう。

実際に、文中での対応関係を確認しておこう。非限定的修飾の名詞句は、主題文に置き換えて挿入句にしても、文意は変わらないが、限定的修飾では大きく文意が変わってしまう。

(限定的修飾)

(31) [[A大学に行く]学生]は確実に就職していきます。

↔ × [(その)学生はA大学に行く]が、学生は確実に就職してきます。

(非限定的修飾)

(32) [[A大学に行く]恵子]は、今18歳です。

↔ [恵子はA大学に行く]が、恵子は、今18歳です

### 1.2.2 修飾部の階層構造

連体名詞句の主題文への置き換えの可否から修飾句の階層を考えると、主題文におきかえのできる非限定的修飾の方が上の階層まで含むことが予想される。そこで、仮に、南1974、1993で提案されている文の階層構造の各部分の要素(A類~D類)を、いくつか限定的、非限定連体名詞句に挿

入してみよう。

- (33) (A) [[まじめにA大学に行く]学生]は確実に就職していきます。  
 (A) [[今年A大学に行く]学生]は確実に就職していきます。  
 (B) [[とにかくA大学に行く]学生]は確実に就職していきます。  
 (B) [[A大学に行きそうな]学生]は確実に就職していきます。  
 (B)?? [[A大学に行きます]学生]は確実に就職していきます。  
 (C)\* [[たぶんA大学に行くだろう]学生]は確実に就職していき  
 ます。  
 (D)\* [[A大学に行くよ]学生]は確実に就職していきます。
- (34) (A) [[まじめにA大学に行く]恵子]は、今18歳です。  
 (A) [[今年A大学に行く]恵子]は、今18歳です。  
 (B) [[とにかくA大学に行く]恵子]は、今18歳です。  
 (B) [[A大学に行きそうな]恵子]は、今18歳です。  
 (B) [[A大学に行きます]恵子]は、今18歳です。  
 (C) [[たぶんA大学に行くだろう]恵子]は、今18歳です。  
 (D)\* [[A大学に行くよ]恵子]は、今18歳です。

これらの例から、限定的修飾は、丁寧の要素は含まないもののほぼ南のBの段階まで、非限定的修飾は、ほぼ南のCの段階まで含むことができそうである<sup>(9)</sup>、もちろん、いちいちを見ていけば、南の分類に完全に一致するわけではないが、それは階層の段階をどこまで下位分類するかという問題であって、ここでは、修飾部に含むことのできる階層に、明らかに違いのあることを示すことができれば十分である。

2. では、このような修飾部の階層の違いをメルクマールにし、装定のあり方と限定、非限定的修飾とを関連づける。

## 2. 連体における装定のあり方と限定的、非限定的修飾

### 2.1 寺村1984aでの「純粋な装定」と「述定を兼ねた装定」

寺村1984aでは、状態性述語の連体の用法には「テンスの概念」を含むものとそうでないものがあるされ、それぞれ「純粋な装定」と「述定を

兼ねた装定」とに分けている。(寺村:200-206)

まず、テンスの概念を含まない「純粋な装定」とは、(35) (36) のようなものである。これらは、対比される装定が同じ時間上に設定され、その時点での相違が問題になっているものである。(35)~(40)は寺村1984aより)

- (35) キノウ ハゲシイ 雨ガ降りマシタ。  
 { \*ハゲシカッタ }

(⇔ (対比される装定) 同時: シズカナ雨、オダヤカナ雨)

- (36) 新しい作家が次々と出て、長府敦治はいつの間にか取り残されてしまった。

(⇔ 同時: 古くからの作家)

そして、テンス概念を含む「述定を兼ねた装定」とは(37) (38) のようなものである。これらは対比される装定と異なる時間との相違が問題になっているものである。

- (37) \*ハゲシイ 雨ガ夕方ヤット小降りニナツタ。  
 { ハゲシカッタ }

(⇔ 異なる時: 夕方は小降り)

- (38) 小サカッタ太郎

(⇔ 異なる時: 大きくなった太郎)

そして、他者と比較し主名詞の特徴を言う修飾部は、「本来の形容詞としての性格を強くもち、ある具体的な事柄を描くコトのかなめである述語としての性質がうすい。あるいは述語性を全く失ってしまっている。(寺村:205;下線、引用者)」ため、主節が過去であっても基本形で使われなければならないと結論づけている。

さらに、寺村は、修飾部のテンス形式が「基本形なら純粋な装定」「過去形なら述定を兼ねた装定」という違いがあることから、連体節において状態性述語の基本形と過去形のテンス的対立が解消することがあるとした。よって、(40)のようにどちらの形も許されるのは、文脈からどちらの装定も可能な場合であるとされている。

- (39) 公園デ アソンデイル 子ドモチハ皆元気ソウダツタ。

[\*アソンデイタ]

(⇔同時:川で遊んでいる)

- (40) 公園で { ?アソンデイル (⇔同時:川で遊んでいる)  
子ドモタチガイッセニ振り向イタ。  
アソンデイタ (⇔異なる時:今は遊んでいない)

以上のように、寺村は、「基本形は純粋な装定」「過去形は述定を兼ねた装定」というようにテンス形式と修飾のありかたとを対応させてまとめられた。

しかし、基本形ならば純粋な装定しか表せないのだろうか。

- (41) [[今では大きい]太郎]も、その頃はクラスで一番小さかった。  
(⇔異なる時:小さかった太郎)

(41) のような文では、文脈上、基本形でも明らかに異なるときと比較していると言えよう。

また、過去形であっても、ある一定の時点での装定の対比にしかなくていない、すなわち、述定があるとは考えにくいものもある。

- (42) [[小さかった]子供]も [[無口だった]子供]も立派な大人になった。  
(⇔同時:大きかった子供、おしゃべりだった子供<sub>ne</sub>)

これら修飾部の「た」は確かに「過去」を指しているが、ここには過去のある同時点において対比される装定があるのであって、時間的に相違する装定の対比があるわけではない。

基本形は純粋な装定に、過去形は述定を兼ねた装定に用いられることが多いことは確かだが、テンス形式が述定の有無を規定しているのではないことが(41)(42)から言えるのである。

では、述定を備えるか否かは、テンス形式ではなく何が問題なのだろうか。

## 2.2 二種の装定と限定的修飾、非限定的修飾との対応

寺村は、連体用法において、対比される装定との関係のテンス概念の有無を「述定」の有無と対応させた。しかし、「述定」というからには、終止用法に伴う判断的な要素の有無をも担っていると考えられる。もしそう

であれば、「述定」があるということは、1.2 で見たような、主題文(終止用法)との置き換えが可能であるということや、文のより高い階層まで含むことと同義なのではないか。

そこで、対比される装定が同時の「純粋な装定」(35)(42)と、対比される装定が異なる時間の「述定を兼ねた装定」(37)(41)の例で確認してみよう。それぞれに、基本形、過去形の例文を用いた。

- (35) a 昨日 [[激しい]雨] が降りました。  
b \*昨日 [(その)雨は激しい] が、雨が降りました。  
c \*昨日 [[おそろく激しい だろう]雨] が降りました。  
(42) a [[小さかった]子供]も [[無口だった]子供]も立派な大人になった。  
b \* [(その)子供は小さかった] が、子供も [(その)子供は無口だった] が、子供も立派な大人になった。  
c \* [[おそろく小さかった だろう]子供]も [[おそろく無口だった だろう]子供]も立派な大人になった。  
(37) a [[激しかった]雨] が夕方やっとな降りになった。  
b [雨は激しかった] が、雨が夕方やっとな降りになった。  
c ? [[おそろく激しかった だろう]雨] が夕方やっとな降りになった。  
(41) a [[今では大きい]太郎]も、その頃はクラスで一番小さかった。  
b [太郎は今では大きい] が、太郎も、その頃はクラスで一番小さかった。  
c [[たぶん今では大きい だろう]太郎]も、その頃はクラスで一番小さかった。

このように、述定を兼ねた装定は主題文に書きかえられ、装定内にC類まで含むことができるが、純粋な装定ではどちらもできないのである(1.0)。

すると、1.2 と関連づけると、同時のものを対比させる「純粋な装定」は限定的修飾に、異なる時のものを対比させる「述定を兼ねた装定」は非限定的修飾に直接対応するということになる(1.1)。すなわち、寺村の提示した「テンス概念」の異なる二種の装定は、基本形、過去形といったテン

ス形式にではなく、限定、非限定という修飾の違いに対応するものだったのである。

試みに、先の例において、主名詞を代名詞的「の」に変えてみよう。純粹な装定の(35)(42)の主名詞は置き換えられるが、述定を兼ねた装定の(37)(41)の主名詞は同じ意味では置き換えられないのである。

(35) d 昨日 [[激しい]の] が降りました。

(42) d [[かわいかった]の] も [[無口だった]の] も立派になった。

(37) d ?? [[激しかった]の] が夕方やっと小降りになった。

(41) d ?? [[今では大きい]の] も、その頃はクラスでいちばん小さかった。

また、寺村では、二種の装定の違いは状態性述語に限っての議論だったが、形式との対応よりも、修飾における限定との直接的対応が結論として導きだされたことから、ここでは動作性述語も同様に扱う。主題との関連で証明されたように、動作性述語でも述定の有無は、非限定、限定的修飾に対応して存在するからである。

「食べる」という動詞で、限定的修飾(43)(44)、非限定的修飾(45)(46)の例をあげておく。

(43) a [[皆で一緒に食べる]夕食] が最高の夕食の予定だった。

\*b 夕食は皆で一緒に食べるが、夕食は最高の夕食の予定だった。

??c たぶん皆で一緒に食べるだろう夕食が最高の夕食の予定だった。

d 皆で一緒に食べるのが最高の夕食の予定だった。

(44) a [[皆で一緒に食べた]夕食] がいちばんおいしかった。

\*b 夕食は皆で一緒に食べたが、夕食はいちばんおいしかった。

\*c たぶん皆で一緒に食べただろう夕食がいちばんおいしかった。

d 皆で一緒に食べたのがいちばんおいしかった。

(45) a [[皆で一緒に食べる]夕食] は彼に後片付けをしてもらう予定だ。

b 夕食は皆で一緒に食べるが、夕食は彼に後片付けをしてもらう予定だ。

c たぶん皆で一緒に食べるだろう夕食は彼に後片付けをしてもらう予定だ。

\*d 皆で一緒に食べるのは彼に後片付けをもらう予定だ。

(46) a [[皆で一緒に食べた]夕食] が予定の五時に準備された。

b 夕食は皆で食べたが、夕食は予定の五時に準備された。

c たぶん皆で一緒に食べただろう夕食が予定の五時に準備された。

\*d 皆で一緒に食べたのが予定の五時に準備された。

以上、連体名詞句の修飾と二種の装定との関係を述べた。対応する要素をまとめて表にしておく。

	対比される装定	主題との置きかえ	修飾要素の別属	述定	テンス形式
限定的修飾	同時	できない	ほぼB類	なし	基本形、過去形
非限定的修飾	異なる時	できる	ほぼC類	あり	基本形、過去形

### 3. 時制解釈の再検討

2. で見たように、非限定的修飾部は、異なる時の装定と対比されて捉えられる事柄であった。異なる時との対比は、主節とは独立した述定をも含むひとつの「事柄」であるゆえ、非限定的修飾が発話時基準のテンスであるという三宅1993の主張は自然の帰結である。

そして、述定を含まない限定的修飾は時間軸上のある点において同時に捉えられた「状態」であった。すると、限定的修飾のテンス形式は、発話時と直接的には結び付けられず、主節で設定されたテンスに従属した、すなわち主節時基準のテンスであることが予想される。しかし、三原1992とそれを受け継いだ三宅1993では、限定的修飾のうち、主節と連体節が同一のテンス形式をもつ際には、発話時基準を設定している。

ここでは、三原の視点の原理<sup>1)</sup>を適用した「発話時基準」の修飾部について再検討をしたい。

### 3.1 連体名詞句に関する時制解釈の再検討

三原1992では、連体名詞句に限らず、コト節、同格節、ト節などをも包括的に扱っているが、本論で問題とするのは、三宅1993と同様、内の関係の連体名詞句だけである。相対関係を表す主名詞をもつような外の関係の名詞句や、コト節、ト節などには、別の構造を設定するべきだと考えている。

さて三原論文では、先行研究として特に砂川1986を具体例としてあげ、その規則に適さない例を「視点の原理」により解決しようとしている。

砂川1986で規則化された、連体名詞句のテンス形式と時の関係は以下のとおりである。(砂川: 76, 78からそのまま引用)

#### ・静的述語について

39-1 修飾節のあらわすことがらが主文のあらわすときと同時なら、修飾節の述語は現在形をつかう。このばあい、主文の述語は過去・現在・未来のどのときをあらわしていてもよい。

- 例 (1) 自動車に詳しい友人にエンジンの調整をしてもらった。  
(2) 事務所にいる山田さんという人にこの書類をわたしてください。

39-2 修飾節のあらわすことがらが主文のあらわすときより以前なら、修飾節の述語は過去形をつかう。このばあい、主文の述語は過去・現在・未来のどのときをあらわしていてもよい。

- (1) 山のうえにあったふるい家は、ホテルをたてるためにとりこわされた。  
(2) おなじクラスにいた加藤さんとはいまでもつきあっています。

#### ・動的述語について

41-1 修飾節のあらわすできごとが主文のあらわす時点でまだ実現していない(がいずれ実現する)ものであるようなときは、修飾節の述語は現在形をつかう。この場合主文の述語は過去・現在

・未来のどのときをあらわしていてもよい。

- 例 (1) 面接をうけるかたはこのへやでおまちください。  
(2) プレイガイドのまえは切符をかう人たちの列ができていました。  
(3) 翌日出発する船の予約がとれました。

41-2 修飾節のあらわすできごとが主文のあらわす時点ですでに実現しているものであるようなときは、修飾節の述語は過去形をつかう。この場合主文の述語は過去・現在・未来のどのときをあらわしていてもよい。

- 例 (1) この仕事でかせいだ金は、ヨットをかうために使いたいと思っています。  
(2) ともだちとわかれた美代子はまっすぐ家にかえりました。  
(3) はやく終わった人はかえってもよろしい。

三原は、名詞句、主節のどちらも現在形の場合や、名詞句、主節のどちらも過去形の場合に、主節のほうが名詞句の表す時よりもあとに起きる例(MC < SC)<sup>(11.2)</sup>や、状態性述語でも主節のほうが名詞句よりもあとに起きる例(SC < MC)があることを指摘した。それらは砂川の規則では解決できないため、視点の原理<sup>2)</sup>(→本稿1.1)を適用し、発話時基準の例としたのである。(47)~(50)は、三原: 16-18より)

- (47) 富山市は[昨年まで城跡公園にあった合掌造り]を10年前に白川郷から運んできた(という話です)。(MC < SC)  
(48) 福井交通の運転手が[越前海岸で自殺した女性]をそこまで車に乗せて行った(らしい)。(MC < SC)  
(49) 上田市は[駅前にあった江戸時代の旧家]を再開発のために取り壊した。(SC < MC)  
(50) フランス政府は[現在ルーブルにある宝冠]を大英博物館に移す(ようだ)。(SC < MC)

しかし、上記の三原の示した「反例」は、厳密に見れば主名詞が<定>である非限定的修飾にあたるものばかりである。主題文への置き換え、C段階要素の挿入、主名詞の代名詞的「の」との置き換えで確認されたい<sup>(11.3)</sup>。

- (51) a 富山市は[合掌造りは昨年まで城跡公園にあった]が、それを10年前に白川郷から運んできた(という話です)。  
 b 富山市は[おそらく昨年まで城跡公園にあった合掌造り]を10年前に白川郷から運んできた(という話です)。  
 c\* 富山市は[昨年まで城跡公園にあったの]を10年前に白川郷から運んできた(という話です)。

(51) bも、富山に引っ越してきたばかりの人の弁であれば問題ないであろう。

また、砂川自身が、注に、状態述語で主文と同時であっても「主文の述語が過去をあらわすばあい、修飾節の述語に過去形がつかわれることもある。」(砂川: 76)と、以下のような例をあげている。

- (52) [[そばにいた]人]に道をたずねました。  
 (53) [[当時わかかった]父]は、重労働も平気でした。  
 (54) [[そのころ近所にいた]田中という青年]と親しくしていました。

三原があげるこれらと同様の例(55)もある。

- (55) 犯人は[[横にいた]女子学生]を人質にした。

しかし、このうち(53)(54)は、明らかに非限定的修飾である<sup>(114)</sup>。(52)、(55)も主名詞からは、一見限定的修飾のようであるが、同様の方法で確認すると、やはり非限定的修飾であることがわかる。限定的修飾の(56)と比較するとよく分かるであろう。

- (52) a [[そばにいた]人]に道をたずねました。  
 b [人はそばにいた]が、人に道をたずねました。  
 c ? [[たぶんそばにいた]人]に道をたずねました。  
 d \* [[そばにいた]の]に道をたずねました。  
 (56) a [[由美子のそばにいた]人]は老婆だった。  
 b \* [(その)人は由美子のそばにいたが]、人は老婆だった。  
 c \* [[たぶん由美子のそばにいたろう]人]は老婆だった。  
 d [[由美子のそばにいた]の]は老婆だった。

(52) cの不自然さは、話者自身の体験であることによると考えてよいだろう

う。(54)に対応する例を出しておく。

- (57) 犯人は[[たぶん横にいたろう]女子学生]を人質にした。

以上のように、三原1992にあげられている「連体修飾名詞の」反例は、すべて、非限定的修飾であった。つまり、これらの例が発話時基準をとるのは、非限定的修飾で、主節時からは独立した述定を持っていたからなのである。

先述のとおり、三宅1993では、三原の「視点の原理」の主張に追加する形で、非限定的な修飾部は発話時視点であると述べられたが、「視点の原理」に示されていた例は、実は非限定的修飾として処理できるものなのである。

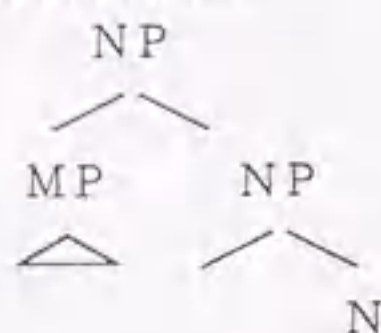
一方、限定的な修飾部については三原の「視点の原理」を用いなくても、砂川の解釈だけで事足りるであろう。限定的修飾は、ある時間における装定の相違を示すものであったが、基準を置いた主節の時制との相対的な時を連体修飾部のテンスが示し、その時点での装定をしていると考えられる<sup>(115)</sup>。

すなわち、連体名詞句において、限定的修飾のテンスは常に主節時基準、非限定的連体修飾節のテンスは常に発話時基準だと結論づけることができる<sup>(116)</sup>。

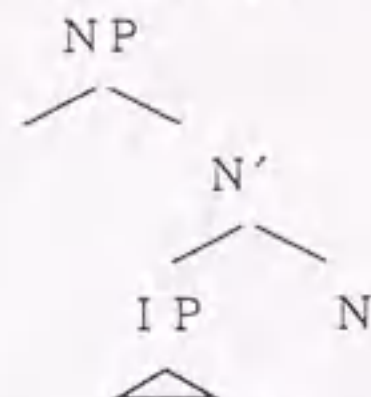
### 3.2 理論的な裏付け

1.1 に示した三宅1993の示す構造にあてはめて考えると、名詞の補部にある限定的修飾のテンスは、主節のテンスに影響を受け、NP付加部にある非限定的修飾のテンスは主節とは独立していることになる。2.1.2 で確認した修飾部の階層性から、仮にB類をIP、C類をTateishi1991で主張されているようなCPとIPの間に設定されるモダリティ句MPに対応させると<sup>(117)</sup>、次のような構造が描ける。

## 非限定的連体修飾



## 限定的連体修飾



さて、これら修飾部における時制解釈を、三原1992 (139-145) で提案されている「時制指標」の付与という概念を用いて確認してみたい。

三原論文では、視点現象を示さない、すなわち常に発話時基準で計算される (p. 55) 英語の関係節と、視点現象を起こす名詞補部構造の英語の動詞補部構造 (that節)、日英語同格節、日本語コト節、疑似関係節 (1.8) における主節の時制辞が持つ時制指標の付与についての違いを、主要部統率と、濾過 (1.9) を用いて、理論的に説明している。

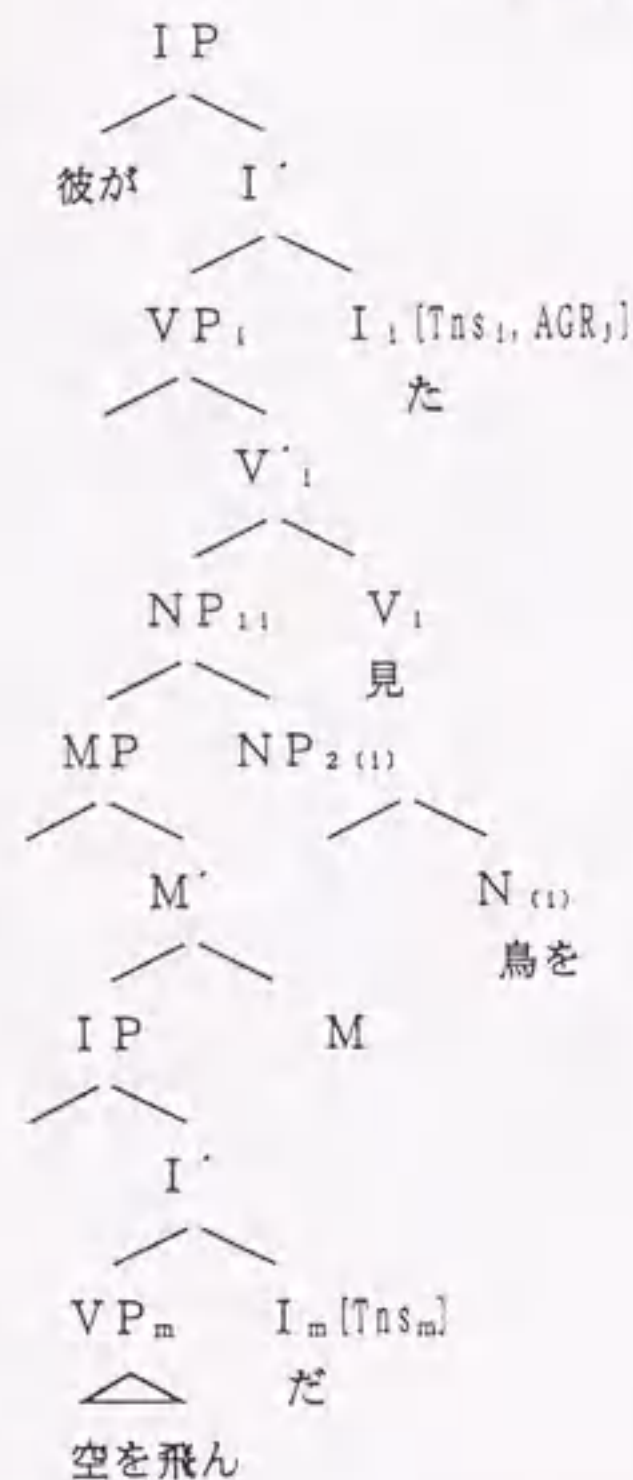
ここでは、日本語の非限定的連体修飾句における時制指標付与と、日本語の限定的連体名詞句における時制指標付与を、三原の時制解釈の手続きを踏襲して示す。非限定的連体修飾句は、三宅の示すとおり英語関係節の構造と同様であり、限定的修飾は三原の示す通りである。

(58) [<sub>IP</sub> 彼が [<sub>VP</sub> [<sub>NP</sub> [<sub>NP</sub> [<sub>MP</sub> [<sub>IP</sub> [<sub>VP</sub> 空を飛ん] だ]]] 鳥] を見] た]。

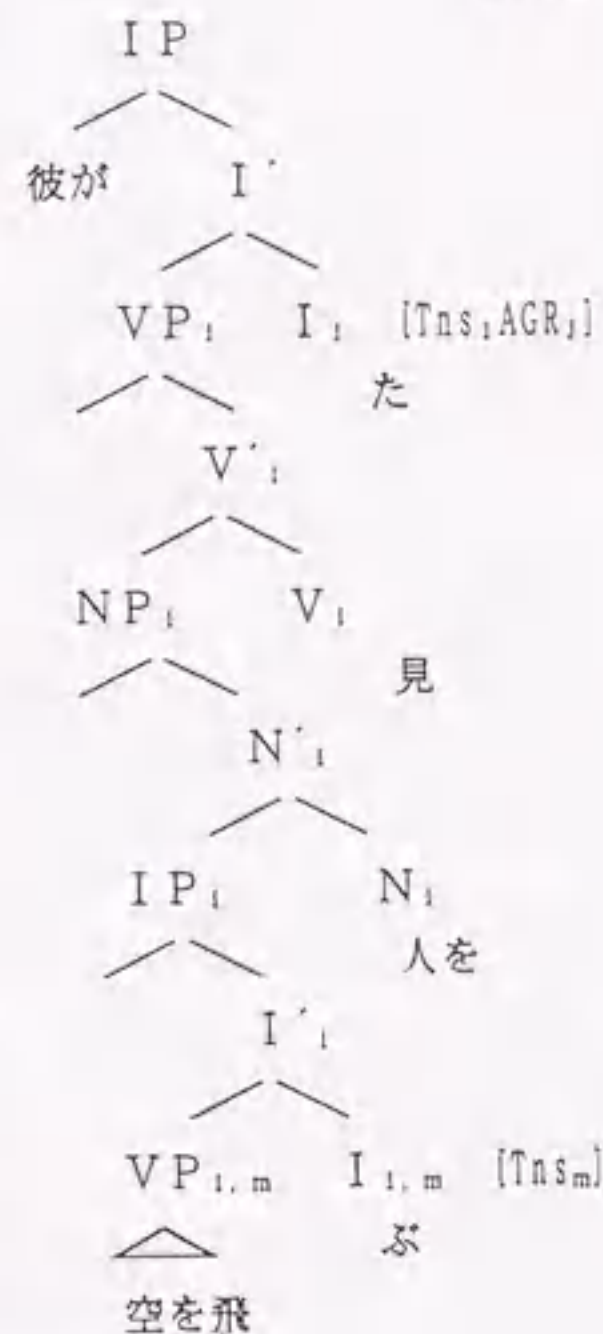
から、時制指標の付され方を見ていこう。まず主節の INFL が内部構造として [Tns<sub>1</sub>, AGR<sub>1</sub>] という素性を持っている。この素性は INFL に濾過され、INFL<sub>1</sub> という指定を与える。j の指標は、指定部・主要部一致により主語名詞句に与えられ、時制指標<sub>1</sub> は主要部統率により VP に付与される。さらに句構造中の V'/V<sup>0</sup> (見) まで濾過していく。つぎに V<sup>0</sup> により主要部統率される NP<sub>1</sub> が時制指標<sub>1</sub> を付与される。NP<sub>2</sub> に濾過されるか否かはあまり問題ではないが、この構造では MP は主要部統率されていないため、ここで濾過は妨げられる。よってその下の IP にも時制指標<sub>1</sub> は付与されないのである。名詞句の補部にある INFL は、主節とは独立した時制指標<sub>m</sub> を元来持っており、主要部統率する VP にそれを付与する。

このような時制指標のありかたは、非限定的連体修飾名詞句における時制の独立性を裏付けるであろう。

(58) 彼が [[空を飛んだ] 鳥] を見た。  
(非限定)



(59) 彼が [[空を飛ぶ] 人] を見た。  
(限定)



次に (59) [<sub>IP</sub> 彼<sub>j</sub>が [<sub>VP</sub> [<sub>NP</sub> [<sub>IP</sub> [<sub>VP</sub> 空を飛] ぶ] 人] を見] た] の時制指標の付され方を見ていこう。V<sup>0</sup> (見) が時制指標<sub>1</sub> を付与されるところまでは、(58) と同様である。つぎに V<sup>0</sup> により主要部統率される N



Pが時制指標<sub>i</sub>を付与され、句構造中のN' / N<sup>0</sup>まで濾過していく。さらに、主要部統率により時制指標<sub>i</sub>はIPに付与される。そして、句構造中のI' / I<sup>0</sup>まで濾過するのである。

このようにして、名詞句の補部にあるINFLには主節の時制指標が降りてくるが、名詞句の補部にあるINFLは主節とは独立した時制指標<sub>m</sub>を元来持っているため、図示したように、二つの指標(複合指標)を有することになる。(20)

ここで、筆者は、二つの指標を持った場合は、元来の時制指標<sub>m</sub>が主節の時制指標<sub>i</sub>を基準とした相対的テンスを表すと解釈する。これは、次に示す三原の「時制解釈」による「指標の書き換え」を行なわなかっただけで、結局のところ「時制解釈b」とまったく一致する解釈である。

その「時制解釈」であるが、三原はS構造での濾過による指標づけの説明をした後に、名詞補部構造のIPに対し、LFレベルでの指標値の決定として定式化される「時制解釈」を適用している。(三原:142)

時制解釈 (tense interpretation)

a. 視点の原理 (a) が適用される構造において指標を次のように書き換えよ。

$$i, m \rightarrow i, i \rightarrow i$$

b. 視点の原理 (b) が適用される構造において指標の書き換えを行なうな。

$$i, m \rightarrow i, m$$

これは、LFにおける解釈機構のひとつとして提示されているのだが、しかし、ふたつのIPが同一形態の時制辞を持つときに限って、時制指標の書き換えをするべきだという主張は、結局のところアド・ホックなものなのではないだろうか(21)。

3.1で再検討したように、修飾部の時制が主節の時制に依存するかどうかは、限定的修飾と非限定的修飾の違いによる。その限定的修飾と非限定的修飾は、構造上の位置が違い、それはS構造で決定される時制指標の違いと直接対応する。二つの時制指標(i, m)がふられたときは主節時基準(iを基準にしてmを解釈)、元来INFLが持っている時制指標(m)の

みであれば発話時基準である。すなわち、LFでの再解釈は必要なく、構造の違いだけで説明可能な現象なのである(22)。

以上、限定的修飾名詞句は、構造上主節の時制の影響を受ける位置にあるため砂川1986により示された主節時基準のテンス形式が、非限定的修飾名詞句は構造上主節の時制の影響を受けない位置にあるため三宅1993により示された発話時基準のテンス形式が適用されることを明らかにした。

#### 4. おわりに

本稿では、限定的修飾、非限定的修飾の区分の定義付けを確認することから始め、その階層の違いから、「述定性」との関連、さらには対比する装定との時の関係を示した。そして限定的、非限定的修飾の持つ構造的な違いのみが、連体名詞句内の時制形式における「主節時基準」と「発話時基準」を決定していることを証明した。

残された問題としては、数多くの従来の研究において指摘されているテンス、アスペクトの形態、概念の関係と、本稿での主張がどのように有機的に繋げていけるかということがある。また、例えば、Abel 1993に示されている脱主語化されたものに生じる「状態性」と(23)本稿の限定的修飾との関係はどうなるのかという問題もある。今後委ねられている。

## &lt;註&gt;

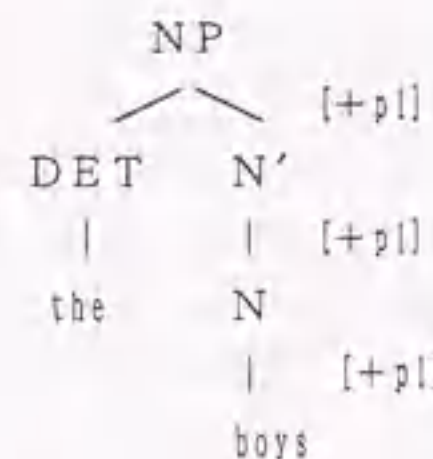
- 1: これは三宅1993の指摘のとおり英語の関係節と同じであると考えられる。
- 2: 主に素性の浸透(濾過)(註19参照)の概念を用いて裏づけている。
- 3: 金水1986aでは「要素の存在、特定性を当該の文以外の手がかりから保証する力のない」または「不特定指示」のものを<不定>の名詞句と定義づけ、それ以外のものを<定>としている。
- 4: 神尾の議論では、決定辞と修飾句の構造上の位置関係が主要な問題点であるが、日本語の決定辞については、統一的な見解を見ない現状であり、多くの議論を要するため、別に論じたい。註5のように、決定辞の位置は神尾の意見には必ずしも従えない。
- 5: ただし「制限的な解釈しか許されないのは「の」を主要部にもつ関係節であり、非制限的な解釈しか許されないのは決定辞を含む関係節に限られる(神尾:106)」とあるが、決定辞のある名詞でも、次のように、制限的な解釈はあり得る。  
「あの子、前よりきれいになったわね。」  
「髪の長いあの子より、今の方がずっといいわ。」
- 6: 金水1986b参照
- 7: 上記の久野1973のあげる例に、主題文にあった限定の「その」を、対応する連体名詞句において省いているが、このようなあげ方は、こういった事情を考えると、少々不用意であると思われる。
- 8: 非限定的修飾連体で、<定>であることを示す限定の「その」などが、連体主名詞の直前に置かれたものもやはり、連体主名詞と主題には同じ要素が入るのである。  
僕が買ったそのネクタイ(は評判がいい。) (非限定的)  
⇔ そのネクタイは僕が買った。  
僕が買ったネクタイ(は青だ。) (限定的)  
⇔ △そのネクタイは僕が買った。
- 9: 南1993で「判断段階の名詞句」と分類されていたものを二つに分けたことになる。南はB類までの構造は連体修飾句内部に現われ得るが、

- C類の句は現われないとされた(p.98, p.123)が、それは「純粋な装定」に限られたことである。また、連体の階層性に関しては、三上1955(第四章)にも詳細な言及がある。
- 10: (37)cが多少不自然なのは、名詞句の内容を話し手がよく知らないことが不自然になってしまう文脈だからであろう。別の例で、違いを確認しておく。  
a \* [[おそろく激しい だろう]戦争]はもうたくさんだ  
b [[おそろく激しかった だろう]戦争]も、今は誰にも知られていない。
- 11: 寺村1977(4.3)でも「修飾部のムード」と題して、連体修飾部に納まる述語の活用形、助詞、助動詞などについて言及はあるが、「純粋な装定」と「述定を兼ねた装定」との区分は、ここではされていない。また寺村1984aでも、純粋な装定には限定的修飾が多く、述定を兼ねた装定には非限定的・説明付加的修飾が多いことは指摘されていた。寺村1984bでは、装定に使われる限定的修飾と付帯状況説明的修飾のテンス形式の違いが指摘されているが、本稿での結論に大きく重なっている。  
(主節より前) 激しかった雨が降った。  
(主節と同時) 激しい雨が降りました。(限定)  
その時まだ小さかった太郎が聞いた。(付帯状況)
- 12: MCは主節事態、SCは従属節事態をあらわす。<は左辺のほうが時間的に以前であることを示している。(三原:12)
- 13: (48)などは、一見限定的修飾であるが、以下のような限定的修飾と比較すると違いは歴然で、非限定的修飾であることが分かるであろう。  
[[越前海岸で自殺した]女性]にろくな女はいない。  
ただし、「越前海岸で自殺した女性は、そこへ行くのにタクシーを使い、駅ビルから飛び降りた女性は、そこへ行くのに電車を使った。」のような文脈を考えると、限定的修飾において、発話時視点である用例のようにも考えられる。しかし(48)やこの例文は、主節に「そこ」という指示語がなければMC<SCは成立しないという点で、名詞句

と主節との関係が、(59)のような構造とは、異なるのではないかと考えている。この点については別に論じることとしたい。

- 14: 砂川も「当時」など、過去を表すことばが使われている場合はその傾向が強いと述べているが、これは、本稿の主張にあてはめるなら、対比される装定が同時ではないことを示すマーカーとして働いているからであると言える。
- 15: 三原は視点の原理を取り入れることで、状態性と動作性動詞の区別を無化した。本稿では限定的修飾について砂川の主張に従うから、もちろん二つを区別しておく必要がある。
- 16: 三原のあげる例で「転居する人は普通、転居後住民登録をする。」(MC < SC) というものがあるが、これはどちらの基本形も、発話時基準というより、超時的なものであると考える。文中の修飾語「転居後」によって (MC < SC) が決定されているのは歴然であるが、発話時と切り離されているこのような例は、別に論じる必要があるであろう。
- 17: 南の示した階層のB類はIP、C類はIPとCPの間の位置にほぼ対応するであろうが、IPのうちのどの要素までが名詞句の補部に入るのか、また、丁寧の要素や「たぶん〜だろう」の要素も Tateishi 1991 のMPと合致するかどうか、厳密に定義するのは難しい。ここでは仮にこのように設定しておく。
- 18: 本論での連体名詞句にほぼあたる。
- 19: 濾過 (浸透) (percolation) に関しては、それがどこまで濾過し得るのか、何が障壁になるのかなどについて、統一的な見解はないようである。濾過の代用的な例として、金子 1989 にある記述をここに引いておく。

Percolation (浸透) 直接支配の関係にある二つの節点AとBがある時、ある素性や指標が、AからBへ (あるいはBからAへ) 転写されることを浸透と呼ぶ。例えば、次のようなNPを考えてみよう。



boysは複数名詞であるから語彙範疇Nは素性 [+pl (oral)] を持つ。しかし、Nだけでなく、boysを含むNP全体も複数である。この事実は [+pl] が、節点Nから節点N'を経由して節点NPまで浸透すると考えることにより説明される。

- 20: ここではわかりやすく目的語位置の場合を見た。主語位置の要素に関しては三原はV-to-I移動を設定し視点現象の存在を論証しているが、それに従えば、連体主名詞が主語位置に置かれた場合でも、限定、非限定での時制のありかたは同様であるため、本稿での確認は省略する。
- 21: 連体名詞句における時制解釈の差異に関して、S構造においてではなく、LFで「視点の原理」を用いた再解釈が必要ならば、日本語の連体名詞句における時制解釈のためには構造的説明は必要ないのではないか。もちろん英語関係節との違いを示すのならば必要であるが。
- 22: 時制指標の付与のされかた、特に「濾過」概念の使用について、筆者には理論的妥当性を確認するだけの能力がないが、仮に時制指標付与のようなものが、主要部統率や濾過によるものでないとしても、次の結論は動かないであろう。
- 限定的連体修飾: 構造上主節の時制の影響下にある位置にある。
- 非限定的連体修飾: 構造上主節の時制に影響されない位置にある。
- 23: Abeの扱う脱主語化された「ゆでた卵」なども、時間表現などの要素が入ると時制的読みになることから、状態への焦点化は非常に微妙であると言える。

第三章 感情表出のムードの生起するシステム

## 第三章 感情表出のムードの生起するシステム

## 0. はじめに

感情形容詞文の感情主の人称の制約に関しては、第一章でも触れた西尾1972、寺村1973、金水1989のほか、仁田1979、1980、1990などによっても、さまざまな論点から扱われている。特に寺村以降、ムードやモダリティとの関連性のなかで、この問題は論じられてきている<sup>(1)</sup>。ムードが特定の人称を要求するシステムについては、第二章で論じたとおりである。

本章では、感情形容詞文の人称の制約のうち、二章で論じた必然的人称指定にあたる文において、感情表出のムードがどのように生起しているのかを、日本語の文末陳述性という性質と述語の意味とから考察する。

## 1. 先行研究と本稿の立場

本稿の中心的な課題と枠組みに深く関係するものとして、寺村1973と仁田1980をここで紹介し、その問題点や、それらにおいて解決され得ていない問題を、本稿ではどう扱うのか概略を述べておこうと思う。

## 1.1 寺村1973とその問題点

寺村1973では、感情形容詞の「主客合一的な性格」と称して、感情形容詞は「客体界の事物についての品定めという一面をもっているが、同時に、その形容詞で表わされる気持の持ち主、感じ手（その名詞が一人称で出てくる場合、また全く文に出てこない場合はそれは話し手自身である）の気持を表わす面をもっている。」ということを感じ形容詞の一般的性質として述べている。その上で、感情形容詞述語文の「感じ手の人称制限」について、それが、コトの内部の問題ではなくて、コトを包んで文を完成させるムードに関わるものとして、次のように結論づけている。

以上のことから導き出される結論は、

## (14) 僕ハ蛇ガコワイ。

のような“単純な”文も、実は、「僕が蛇がこわいコト」を包んで、いわば「感情表出のムード」が、全文を成り立たせる要素として存在しているのだ、ということである。このような文を成立させるには、条件がある。ムードの主体は常に話し手だが、感情表出のムードはその下に包み込むコトの中の感じ手を表わす名詞が一人称であることを要求する（つまり、ムードの主体＝感情の主体）わけだ。

しかし、この説明では、感情形容詞がその形容詞で表わされる気持の持ち主、感じ手の気持を表わす面をもっているからといって、なぜ、即、感情形容詞述語の文が感情表出のムードに支配されてしまうのか、また、例えば

## (5) 彼は蛇がこわい。

のような文は、感情表出のムードに支配されずに判断文になるということはあるのかなのか、といった点は明らかにされていないのである。

## 1.2 仁田1980とその問題点

仁田1980では、言語の「構造」－統語的側面－が、言語の「機能」－陳述的側面－を反映して存在していることを記述する必要性が説かれ、その一つとして、主格の人称制限と文末構造のあり方について、文の機能の面から分類した表現類型と対照させている。ここでは感情形容詞述語文に限らず、主格の人称制限の諸相が、次ページの図のようにまとめられている<sup>(2)</sup>。

主格の人称制限という、文の「構造」の問題と、話し手が文を伝える伝え方である「文の機能」とを区別した上で、相互の関係性を整理した点は、おおいに評価されるべきものである。が、大きな問題として、文類型と述語そのものとの関係がはっきりしないという点がある。ある述語はある文類型に属することが決定しているものと捉えているようなふしがあるが、果たしてそうであろうか。文の形態が意味するコトガラと、現実に文が用

		人称制限	文末構造のあり方
文 類 型	表出型	自称詞のみ	Voice・Aspect
	訴え型	対称詞のみ	Voice・Aspect
		状況描写文	他称詞のみ
	演述型		自称詞
判断文		対称詞	Voice・Aspect・Tense
		他称詞	判断のモード

いられた時の陳述的意味との間には密接な関係があるが、それぞれが異なるレベルに属するものであり、必ずしも一対一対応ではない。ここでの文類型は本来、後者に属するものであり、文の陳述的意味を決定するには、叙述の立場など、文体的条件のようなコンテクストを考慮しなければならないのである。

## 2. 統語機能と陳述機能

文の主観的要素と客観的要素の別といったことは、時枝1931の詞と辞の区別を始め、三上1953、阪倉1966、渡辺1971、南1974、北原1981、中右1979、仁田1979、寺村1982など多くの研究者によって論じられてきている。それらによって、文が「コトガラの側面」と「モーダルな側面」の二つのレベルから構成されていることは、もはや異論のないところであろう。

文のモーダルな要素に関して、本稿では、述部におけるコトガラの側面と、モーダルな側面とが、どのような形で現われているかということに注目する。文の述部において、モーダルな側面の現われ方の特徴をとらえることにより、感情形容詞文になぜ、感情表出のモードが現われるのかを考察したい。

その際、二種類のレベルの異なる機能によって文が成立していると考えた上で論を進める。二つの機能とは、文のなかの各要素が、シンタグマティックに関係しあって、文という統一体としての意味をもつようになる機

能と、それによって表わされたコトガラの意味を、話し手がどう捉え、どう伝えるかを表わす機能である。ここでは、前者を「統語機能」、後者を「陳述機能」と呼ぶ。渡辺1971の用語を用いれば、前者はほぼ「統叙の機能」、後者は「陳述の機能」となるであろう<sup>(9)</sup>。

### 2.1 述語および述部における統語機能と陳述機能

ここでは、述語は「動詞、形容詞、名詞(+だ)などコトガラ内で統語機能を担うもの」、述部は「述語から文末までのコトガラ外の陳述機能を担う部分を持つもの」と規定した上で<sup>(10)</sup>、次のような文において、具体的に、統語機能と陳述機能がどのように現れるかを見てみよう。

(下線部：述部 / 二重線部：陳述機能を担っている部分)

(9) 花が咲くだろう。

この文の述部「咲くだろう」において、述語「咲く」には、「花が」との格関係を結ぶ統語機能はあるが、陳述機能はない。陳述は、述語の後接要素「だろう」が表しており<sup>(11)</sup>、述べ立ての判断系の推量のモードを表わしている。また、

(10) 空が明るいはずだ。

の述部「明るいはずだ」において、述語「明るい」には、コトガラ内の統語機能が、述語の後接要素「はずだ」には陳述機能があり、述べ立ての判断系の推論のモードを表わしている<sup>(12)</sup>。

このように、述語になんらかの後接要素が付加された場合、述語は、統語機能は担うが陳述機能は担わされていない。ところが、

(11) 花が咲く。

(12) 空が明るい。

のように、述語に後接要素がなく、述語＝述部である場合、述語「咲く」「明るい」は統語機能のみならず、陳述機能をも担うようになる<sup>(13)</sup>。(11)(12)の文で「咲く」「明るい」が持っている陳述機能が表わすモードは、聞き手にとっては、「咲く」「明るい」という述語と、コンテクストから類推され、判断されるものである<sup>(14)</sup>。すなわち、「咲く」や「明るい」であれば、述べ立て、質問のモードはあり得るが、意志や感情表出のモー

ドにはなり得ないので、それら考え得るものの中からコンテクストと対照して類推するということである。(11)について、具体的には、主に以下のムードが考えられる。

①コトガラに対し、断定、推量、疑いなど、なんらかの判断を加え、述べる。

②コトガラに対しての、驚嘆、詠嘆などを示す。

③コトガラに対しての判断を、聞き手に質問する。

このうち、①は、それを専門に表わす後接要素があり(例えば、「のだ」「にちがいない」「だろう」「だろうか」など)、それが付加された場合には、その後接要素がこれらのムードを表わし、陳述機能も担うことになる。②、③は、発話の際のイントネーションで表わされ、それを専門に表わす文字化されるような要素はないが<sup>(9)</sup>、なんらかの後接要素が付加されていなくてもおこり得るムードである。

以上のように、述部に述語の後接要素が付加されない場合、つまり、述語が文末に置かれた場合、その述語には、統語機能に加えて、陳述機能が担わされることになるのである。

## 2.2 文末陳述性

2.1の例から分るように、述部における陳述機能は必ず文末の要素が担っている。このことは、陳述機能をもつ文において、常に文末にくる要素(統語上何も後接要素が付加されない要素)は、文において必ず陳述機能を担うことになることを示す。また、統語的に後接要素がつく可能性があるものは、必ずしも文末に置かれるとは限らないので、場合によって陳述機能を担うこともあれば、担わないこともあるのである<sup>(10)</sup>。

(13)～(16)に示すように、「らしい」「はずだ」などは、文末に置かれたとき(13)(16)に陳述機能を担うが、後接要素がある場合(14)(16)は、陳述機能を担わないのである。しかし、「だろう」は常に陳述機能を担うのである。(11)

(13) 花が咲くらしい。

(14) 花が咲くらしいのだ。

(15) 空が明るいはずだ。

(16) 空が明るいはずだろう。

北原1981には、渡辺1953、阪倉1966をまとめた次のような記述がある。

詞と辞とが連続するものであり、助動詞が、動詞と終助詞の間にあつて、大局的に見れば、より詞的性格の強いものからより辞的性格の強いものへという順序に相互承接していることは、疑いのないものとして認めなければならないであろう。

本稿の考えは、このような現象を、逆から捉え直している。すなわち、助動詞と陳述の関わりについて、助動詞そのものの意味に辞的性格、すなわち陳述を認め、その強いものが承接順序では後になるとするのではなく、逆に、文末が陳述機能を担うからこそ文末にあることの多い要素(もしくは必ず文末にくる要素)が陳述を帯びて用いられることになるのである。

もちろん

(17) \*花が咲くのだらしい。

という承接順序で文が成り立つわけではないので、助動詞の意味に辞的性格を認めても差し支えはないかもしれない。しかし、陳述は助動詞に限らず、文末において陳述機能を果たした時に現れるものであるから、語の意味に帰納するよりも、陳述機能が文末の要素に担われるので、文末の要素が陳述を帯びるという「文末陳述性」なるものを日本語の文の特徴として掲げたほうが有効であると思われる<sup>(12)</sup>。

陳述機能の担い方の違いから、語を次のように分類することもできるであろう。これは仁田1989の真性モダリティ形式、疑似モダリティ形式の区別にあたるものである<sup>(13)</sup>。

① 陳述機能を専門に担う要素

「だろう」(判断)、「う/よう」(意志表出)

動詞の命令形(命令) など

② コトガラ内の統語機能と陳述機能と、どちらも担い得る要素

述語(動詞、形容詞、名詞(+だ))、

「らしい」「のだ」(判断の述べ立て) など

①にはテンスの分化がない（「た」が後接しない）ということが特徴的である。

### 3. 述語の意味から生起する文のムード

動詞文であれ、形容詞文であれ、名詞文であれ、文末に置かれた要素が陳述機能を担うということは、ムードを表す専用形式のない文においては、述語部分がムードを担うことになる。2.1 でふれたように、文脈なども、ムードを決める大きな要因ではあるが、ここでは、文末に述語が置かれた文のムードは、述語の意味により、限定されることを主張する。そして、基本形述語の感情形容詞文において、感情表出のムードの生起するさまを論じる。

#### 3.1 動詞文

例えば、ある文が意志表出文になるか否かなどということが問題になるとき、文法概説書などでは、文の動詞が意志動詞か無意志動詞かによって決まるとされる。(18) (19)は無意志動詞、(20)～(22)は意志動詞ということである。

- (18) \*妻子があらう。
- (19) \*会長の地位を失おう。
- (20) 犯人を探そう。
- (21) 速く走ろう。
- (22) 箱を壊そう。

同様に、命令文も意志動詞か無意志動詞かによって可否が決まるとされる。

- (23) \*妻子があれ。
- (24) \*会長の地位を失え。
- (25) 犯人を探せ。
- (26) 速く走れ。
- (27) 箱を壊せ。

ところが、同じ動詞であっても意志表出文、命令文にできる場合とできない場合がある。次のような現象をみると、普通、無意志動詞だと考えられている「驚く」は、意志動詞なのか無意志動詞なのか分類ができなくなる。(29) (31)は芝居の稽古中等に聞かれるであろう。

- (28) \*突然の雷に驚こう。
- (29) 智子のセリフのあとで驚こう。
- (30) \*突然の雷に驚け。
- (31) 智子のセリフのあとで驚け。

また、動詞の意味からすれば、明らかに意志動詞と思われる「壊す」でも、(22) (27)はよいが、次の(32) (33)は不自然である。

- (32) \* (箱を壊す) 自分で気付かないうちに箱を壊せ。
- (33) \* (箱を壊す) 自分で気付かないうちに箱を壊そう。

つまり、動詞そのものに「意志動詞」「無意志動詞」といったラベルを貼ることよりも、ある文において、その動作が動作主の意志によってコントロールできることであるのかどうかということが問題なのである。文全体から判断して、動詞の動作が動作主によってコントロールできる内容であれば意志表出、命令になり、コントロールできなければ意志表出、命令にはできないのである。もちろん、動詞だけでも、動作主によってコントロール可能な出来事であるかどうか決まっている場合もあるが、すべてにラベル貼りをすることは出来ないということである。

このような条件で、上記のように述部がムードを表す専用形式である意志形や命令形によって意志表出、命令のムードがあらわされるのである。そして、基本形でムードを担う場合でも、条件は同様である。(34) (35)は、意志表出、命令のムードのをもつ文ではありえないが、(36)～(38)は、そのどちらもありうる。

- (34) 妻子がある。
- (35) 会長の地位を失う。
- (36) 犯人を探す。
- (37) 速く走る。
- (38) 箱を壊す。



ただし、当然のことながら、ムードの要求する動作主の人称は決まっているため（本稿第二章参照）、動作主が言語化された場合、それぞれのムードの要求する人称に合致している範囲で、ムードがあらわされる可能性がある。人称の制約がゆるい述べ立てのムードも、基本形で表すことももちろんある<sup>114)</sup>。

- (39) あなたは犯人を探す。（命令、述べ立て）  
 (40) クラス代表の選手は速く走る。（述べ立て）  
 (41) わたしは箱を壊す。（意志表出、述べ立て）

このように、意志形、命令形や、判断のモダリティなど形態的にマークされていない場合でも、その文における述語の意味がムードと衝突しなければ、動詞基本形述語<sup>115)</sup>の文は、さまざまなムードを表すことが可能なのである。

### 3.2 感情形容詞文

感情表出のムードをもつ文の人称の制約のあり方は、本稿第二章で見たように、意志表出や命令のムードと同質のものであった。しかし、大きく異なる点が一点ある。それは、「意志形、命令形」に相当するような、「感情表出形」が存在しないことである。3.1 で見たように、動詞文であれば、ムードを表す専用形式において確認した文のムードと対応する形で、文末基本形のムードを確認できたが、「感情表出」のムードをあらわす専用形式はないのである。

感情形容詞述語は、元来、統語機能を担うコトガラ内部の要素である。文末に置かれることでムードが生じるのであるが、それが、述べ立てではなく表出であることはどのように示したら良いのだろうか。

一章（2, 3,）で述べたように、感情形容詞文は、対象ガ格の有無によって、人称の制約のあり方に違いがあった。対象ガ格をとる文（感情の対象が項になっている文）は語用論的人称の制約で、対象ガ格のない文（感情主が項になっている文）は必然的人称指定である。

- (42) {わたし／＃あなた／＃あの学生}は合格が嬉しい。  
 (43) {ぼく／＃君／＃彼女}はとり残されたことが寂しい。

- (44) {わたし／＃あなた／＃あの学生}は嬉しい。  
 (45) {ぼく／＃君／＃彼女}は寂しい。<sup>116)</sup>

形容詞の意味的な側面を考えてみると、対象を項としてもつと、形容詞句は、具体的な出来事に対する感情を表すことになるのではないだろうか。感情を引き起こす原因が明らかに示されることで、その結果として発生した感情を含めて「状態」になる。対象ガ格のある形容詞と属性形容詞は、統語的にも同じ構造である。

よって、このタイプの感情形容詞が文末に置かれたとき、文のコトガラとして「述べるべき客観的出来事」が存在するため、それを述べ立てるムードになるのが自然である。

それに対し、対象ガ格のない感情形容詞では、何に対する感情かということがあらわされていない。ただ、結果としてそこに存在する感情を表現することになっている。感情主が項であるから、ある人の感情を直接的に表しているのである。

ムードを担わない統語的位置にあるときは、項としてどの人称の感情主もとることができた。それが、感情を引き起こす原因も示さず、感情形容詞述語が文末に置かれることで、発話時の発話者の感情の直接的表現として機能することになるのである。つまり、それが、感情表出のムードである。

もちろん、対象ガ格がなくても、ムードを表す専用形式が形容詞の後節要素として付加されれば、陳述機能はそれが担うことになるので、その文には感情表出のムードはない。「きっと」などの陳述の副詞が付加された場合も、コトガラに話し手の判断を加えていることが分かるため、表出のムードは担わない。

- (46) あの人はうれしらしい。  
 (47) あの学生はきつと嬉しい。

### 4. おわりに

感情形容詞文において感情表出のムードが生起するのは、日本語の文末

陳述性という性質と感情形容詞の意味によるものであることを、動詞文と対照させて論じた。

本章では、文末に置かれるという統語的なことと、動詞や形容詞の意味という意味的なことの二つの要因によって文のムードが決定される様子を描いたつもりである。ただし意味に関する記述が、不十分であることは否めない。近年の影山1993、1996などで用いられているLCS (Lexical Conceptual Structure (語彙概念構造)) を記述する方法などから、統語構造との関係を見ていく必要はあるであろう。本稿ではそこまでの準備はないが、第五章において、感情形容詞の個々の意味を統語的な特徴により記述する試みをする。

### <註>

1: 寺村1973以前では、形容詞の下位分類のためなどに、人称制限やその解除の現象自体は取り上げられはしたが、そのことの意味をきちんと問うてはいない。

2: 仁田1980における、それぞれの文類型の具体的な内容と例文は以下に配すとおりである。

表出型: 話手の心のうちなる情意や身体状態についての、話手の表出や吐露。<意志表現>・<感情感覚表現>

僕ガ彼女ニソノ事ヲ伝エヨウ。

俺ハ酒ガ飲ミタイ。

私ハトテモ目ガ痛イ。

訴え型: 話手の、相手たる聞き手に対する要求や希求といった働きかけの態度を表わしたもの。<命令表現>・<希求表現>

・<勧誘表現>

アナタガソレヲヤリナサイ。

今度ノ研究発表ハ君ガシテクダサイ。

君モ北海道へ行ッテミマセンカ。

演述型: 外界の様子、有様を描いたり、ある事柄についての自分の考えや感じや解説を述べるといった演述の機能の託され担われたもの。<状況描写文>・<判断文>

少年ガ物憂ゲニ空ヲ眺メテイル。

本会ノ評議員ニハ私(君/彼)ガ選バレタヨ。

3: ここでいう「統語機能」というのは、渡辺氏の用語によれば「統叙」と「展叙」の両方を兼ね備えたものであるため、「統叙」という述語は用いなかった。

4: それだけでは陳述機能を担えない後接要素もあるが、取り敢えずこのように定義した。

5: 「だろう」にも統語機能はあるが、コトガラ内の統語関係には関わっていない。

6: 仁田1989、1991参照。

- 7: 時枝1941のように句記号の要素が、文全体を包むとも考えられるが、述語によって、陳述の内容がある範囲内に規定されるため、このように考える。
- 8 東1989参照。(参考論文として提出)
- 9: 今回は詳しく触れないが、「なあ」「わ」などが詠嘆を表わし、「か」が質問表わす後接要素のようにも思われるが、これらの要素が詠嘆や質問そのものを表わすものではない。
- 10: 文末といっても、例えば「だろう」に終助詞の「ね」が後接した場合、「だろう」と「ね」の担うモーダルな意味の役割分担が異なるため、「だろう」の陳述性はなくなる。
- 11: ここでは詳細には論じないが、終助詞の「ね」「よ」「な」などはそれだけで陳述機能を担うことの出来る要素ではない。
- 12: こうした考え方は、生成文法理論において、動詞句などの語彙範疇の上(外側)にIP(屈折要素句)やCP(補文標識句)といった機能範疇(非語彙範疇)を設定して統語構造を捉えることと基本的には同質のものである。本稿では、特に陳述に関わる部分が重要な要素であるため、このような「陳述機能」というかたちで設定したのである。
- 13: 仁田1989 IV参照。
- 14: ただ、述べ立てのムードは主体にさまざまな人称をとることが可能なので、必然的人称指定を要求するムードの文と比較すると、ムードの内容は文脈に依存して類推される割合が多くなるであろう。
- 15: 夕形は過去のテンスを表すために、命令や表出のムードの意味とは反する。判断の述べ立てや、確認要求などになることが多いであろう。
- 16: ここの文は「彼女は寂しい人である。」と同じ意味の文ではない。その場合、彼女は、「寂しい」という状態の主体であって、感情主ではない。ここはあくまでも、感情主の人称の制約の話である。

## 第四章 「叙述の立場」による人称の制約の変化

## 第四章 「叙述の立場」による人称の制約の変化

## 0. はじめに

本章では、感情形容詞文の人称の制約が文体や文脈によって変化することについて論じる。

文脈や文体によって、ある統語構造をもつ文の容認度（自然な文であるかどうか）には差がある。本章では、文脈、文体的条件のひとつとして、Kuroda 1973や金水1990によって提唱された「叙述の立場」という概念を掲げ、感情形容詞文の人称の制約のあり方が、叙述の立場によって変化する様相を示す。その際、純粋に叙述の立場の違いにより文の述べやすさに違いが出るものと、叙述の立場が変わることで文のムードが変化し、そのムードの変化に連動して人称の制約が変化するものがあることを明らかにする。

## 1. 叙述の立場

## 1.1 感情表現などに見られる内的徴証性

神尾1990では、心理文において話し手の心理しか直接形<sup>(1)</sup>で表わせないのは、「話し手以外の心理を自己のなわ張り内かつ聞き手のなわ張り外にもちこむのは語用論的原則（丁寧さの原則）に反するからである」としている。話し手以外の心理は、間接形を使って表すのが、日本語の発話では普通なのである。（(1)(2)は神尾1990より）

(1) ぼくは気分が悪い。

(2) a\*課長は楽しい。

b 課長は楽しそうだ。

神尾1990では、心理文に限らず、話し手にとって近情報で話し手のなわ張りに属する情報以外は、直接形をさけるという、日本語の語用論的原則があると主張している。すなわち、話し手と聞き手の存在する普通のコミ

ュニケーションの中で、このような語用論的制約があることを示しているのである。

また、金水1990では、「内的徴証<sup>(2)</sup>叙述の傾向性」として「内的徴証を含む事態を叙述する場合、その内的徴証の所有者の立場から叙述するのがもっとも自然である」という傾向性を汎言語的に認めることができるとしている。論文の中で直接的には結びつけてはいないが、感情形容詞は内的徴証の純粋な表現であるとしていることから、「内的徴証叙述の傾向性」にのっとり、内的徴証の所有者、すなわち話し手の立場から叙述するのが自然であるという「傾向性」の中で捉えられるものであることが分かる。

このような現象が、英語などと比較され、日本語に特徴的であるということは、久野1978などに夙に指摘されたことであるが、こういった語用論的な問題は、話者が、聞き手とどのようなスタンスをもって発話しているかによって、その制約にも様々変化が現われるものである。

そこで、本章では、金水1990で説明された「叙述の立場」の違いによって、感情形容詞文の人称の制約に変化のあることを見ていく。

## 1.2 「対話」と「語り」

叙述の立場の違いは金水1989、1990において、「報告」「語り」という二つのものとして、提示されている。それによれば、「報告」とは、日常における対話のような、聞き手にある状況を知らせる行為または言表で、「語り」とは、小説や物語の地の文のような、聞き手との協調的対話を構成しない立場での言表のことである。

金水1990では、「報告」を「対話」と言い換えている。そこで、金水1990に従い、「対話モード」「語りモード」という二つの叙述の立場を以下のように設定する。それぞれの叙述の立場は、聞き手の捉え方の違いから区別されるものである。定義づけをすれば次のようになる（3）。

<対話>：聞き手の反応によって発話の仕方や発話の内容が変わることがあるような、相互交渉的なコミュニケーションの上に成り立っている発話。日常的な発話である。

以下のような、話し手と聞き手が存在する普通のコミュニケーションは、対話モード上のものである。

(3) 宮本「日本は後者のほうでしょう。霊が向こうからやってくるわけですね。」

小松「それがどれだけ特殊かは、まだちょっと私にはよくわからないんですね。(後略)〔小松和彦対話集「逸脱の精神史」〕

<語り>：聞き手の反応を考慮に入れていない、一方方向的な発話。小説、評論などの書記言語や、原稿をそのまま読むニュースなどにみられる。

(4) ある日の暮れ方のことである。一人の下人が、羅生門の下で雨やみを待っていた。〔芥川龍之介：羅生門〕

Kuroda1973では、「非報告文体(=語り)」は、言語使用上、特殊なスタイルであり、「報告文体(=対話)」が一般的スタイルであると指摘され、感情形容詞文の三人称感情主が後者では不自然でも前者では良くなる例をあげている。(5)(6)はKuroda1973より)

(5) メアリは寂しい。

(6) メアリは暑かった。

同様に、金水1989では、感情形容詞文の人称制限は「報告」(=対話)においてのみおこるものとしている。日常的対話の場での「報告」で、感情形容詞文の人称制限がおこる理由を「日本語では、報告の際、話し手の直接知り得る、または判断し得ることと、そうでないことを形式上区別しなければならない(金水1989)」という、言語使用上の制約があり<sup>(4)</sup>、他人の感情は話し手が直接知る得るものではない(内的徴証)ためであるとしている。そして、「語り」の場においてはその談話的制約の一部が無化されるので、感情形容詞の主語の人称制限が解除されるのだと言う。

さて、実際に感情形容詞文において、どのように叙述の立場による人称の制約の変化は現われているのだろうか。2. で見てみよう。

## 2. 叙述の立場による人称の制約の変化

### 2.1 述べ立て文の人称の制約の変化

前述したように、語りモードは、聞き手の反応を考慮に入れずに、話し手が述べたいことを語り続けるという発話であるため、基本的に、述べ立てのモードに支配されている。対話モードでは、聞き手の反応を確認しながらの発話であるため、質問や、命令のモードもある。意志や感情の表出も、話し手自身のことではあるが、相互交渉的な対話であるからこそ、発話の場で表出することに意味があるのであろう<sup>(6)</sup>。

(7) a 明日、お店はお休みですか？

b 明日、お店は休みだろうか。

(8) a お母さんは早く帰って下さい。

b お母さんには早く帰ってほしいと思っている。

(9) a 今日こそ論文を仕上げよう。

b 今日こそ論文を仕上げようと思っている。

コトガラに対して、疑いがあったり、自らの意志を表現しようとしても、語りモードでは、(7)~(9)bのように、述べ立てのモードの文として表現される。(7)~(9)aは対話モードで現われる文である<sup>(6)</sup>。もちろん、述べ立てのモードの文は対話においてもある。ただし、その際、聞き手に対して語りかけていることを示すマークとして、待遇表現(主に丁寧語)や終助詞などが添えられることが多い<sup>(7)</sup>。

感情形容詞文で、対話モードの例と、語りモードの例を比較してみよう。(10)~(12)は対話モードの文である。(10)(11)は感情表出のモード、(12)は述べ立てのモードである。

(10) 「あゝ、哀しい。又ちやるめらがきこえるわ。ほら、ね」女は深い溜息を吐いて云った。〔長与善郎：青銅の基督〕

(11) 「あゝ、嬉しいわ、どこにあるの？」と細君は頓狂な声を出したが(後略) 〔小沼：更紗の絵〕

(12) 「あたしは毎朝、お客さんの書き散らした原稿用紙、番号順にそろえるのが、とつても、たのしい。」 〔太宰治：富嶽百景〕

(13)~(15)は語りモードであり、どちらも述べ立てのモードである。

- (13) それをこさえるところを見ているのがいつも安吉には楽しい。  
〔中野重治：むらぎも〕
- (14) 女として、異性の誰からも本当に愛されたことが無いと思うことは淋しい。〔網野菊：遠山の雪〕
- (15) 外から帰ってきて、アパートの中庭で遊んでいる美樹を抱いてやろうとして、タスケテクレーと叫ばれ、実の父親の私が誘拐犯と疑われ、一一〇番に電話をかけられそうになるとは、困ったを通りこして腹立たしい。〔なだいなだ：娘の学校〕

述べ立てである証拠に、(12)～(15)の文末に、述べ立てを表す専用形式の「のだ」「ことだ」などを加えても、文全体のムードにさほど変化はない

181。

- (16) 「あたしは毎朝、お客さんの書き散らした原稿用紙、番号順にそろえるのが、とつても、たのしいのです。」
- (17) それをこさえるところを見ているのがいつも安吉には楽しいのだ。
- (18) 女として、異性の誰からも本当に愛されたことが無いと思うことは淋しいことだ。
- (19) 外から帰ってきて、アパートの中庭で遊んでいる美樹を抱いてやろうとして、タスケテクレーと叫ばれ、実の父親の私が誘拐犯と疑われ、一一〇番に電話をかけられそうになるとは、困ったを通りこして腹立たしいことだ。

さて、そこで、述べ立てのムードをもった感情形容詞文（感情の対象の意味のガ格をもつ文：第一、二章参照）について、人称の制約が、対話モードと語りモードの違いで変化する様子を見てみよう。

(20) A：〔ぼく／＃あなた／＃太郎〕は芸能人がうらやましいよ。

B：え、どうして？ (対話)

(21) {ぼく／あなた／太郎}は芸能人がうらやましい。なぜかといえば、芸能人は白い歯をしているからだ。 (語り)

一人称の感情主は、対話モードでも語りモードでも、問題はない。神尾1990での「話し手のなわ張り内かつ聞き手のなわ張り外」に相当するもの

であるし、金水1990での「内的徴証叙述の傾向性」に反しないからである。

しかし、二人称、三人称については、対話モードでは不自然である。統語的な誤りではないが、やはり、述べるににくい内容である。ところが、語りモードにおいては、二人称、三人称の感情主についても述べることができる。上記の例(13)も感情主は三人称である。

聞き手との相互交渉がなく、一方的に話し手の考えを述べ続けるというのが語りモードの特徴であるため、語りでは、話し手自身、本来直接知りえないことも、あたかも知っているように述べるのが許されるのである。これが、神尾や金水で述べられている「語用論的制約の一部解除」にあたるものであり、純粋に叙述の立場の違いだけで、人称の制約に変化のあるものである。

## 2.2 叙述の立場に連動したムード、人称の制約の変化

2.1で述べたように、語りモードには表出のムードはない。すると、第一、二章で論じた、必然的人称指定の感情形容詞文は、語りモードでは現われないはずである。すなわち、(22)～(24)のような文は、対話モード上は、文末に表出のムードがともなうため一人称感情主以外非文であるが、語りモード上では述べ立てのムードを担い、二人称、三人称の感情主でも良いことになる。

### <対話モードの文>

(22) a わたしは辛い。

(23) a \*メアリは寂しい。

(24) a \*ケン is 楽しい。

### <語りモードの文>

(22) b わたしは辛い。

(23) b メアリは寂しい。

(24) b ケンは楽しい。

第一、二章で論じた、必然的人称指定を要求する文のタイプと同形式であっても、対話モード上に乗っていないければ、表出のムードは担えないのである<sup>(9)</sup>。当然、第三章で論じた表出のムードの生起するシステムは、対話

モードで起きていることである。

このように、Kuroda 1973や金水1990に述べられた叙述の立場の違いによる、感情主の人称のとり方の違いは、モードと対応する形で起きている現象なのである。

このようなことから、意志表出形式「う／よう」や命令形式をもつ文と、感情形容詞文（感情の対象を意味する力格をもたないもの）との根本的な違いがあることが分かる<sup>(10)</sup>。前者は基本的に「対話」の場でのみ用いられる言語表現であるが、後者はいずれの場でも用いることができ、「対話」の場では感情表出のモードを担い、「語り」の場では、述べ立てのモードを担うようになるのである。つまり、感情形容詞文は、

(25) 明日は学校に行く。

が、対話モードにおいては意志表出や命令の文でもあり得るが、語りモードにおいては述べ立ての文になることと同じレベルで捉えられるものである。ただし、(25)が三人称の動作主をとった文

(26) 彼は明日学校に行く。

が語用論的に不自然な文でないのは、「行く」という動詞は、内的徴証性が低い<sup>(11)</sup>ため、語りモードにおいて、コトガラとして提示しやすい<sup>(12)</sup>ためである。

### 3. おわりに

以上、叙述の立場の違いによって、人称の制約の変化する様相を見た。その中に、純粋に叙述の立場が異なることで、語用論的制約のあり方の違いによって人称の制約に変化の生じるものと、叙述の立場が異なることで、それに連動して文のモードが変化し、人称の制約にも変化をもたらすもの<sup>(13)</sup>があることを示した。

感情形容詞文の人称の制約現象には、かくも様々な要因が、複雑に関わっている<sup>(14)</sup>のである。

### <註>

- 1: 「直接形」というのは、確定的な断言の形をとる文形で、それに対して、断言を避けた不確定な文形「間接形」がある。日本語では話し手のなわ張り内かつ聞き手のなわ張り外では、直接形を用いるが、直接形には情報の話し手による独占化という性質があるので、話し手のなわ張り外、聞き手のなわ張り内で、直接形を用いることはできないとしている。
- 2: 環境を共有する主体間で知りやすさに大差がないような徴証 — 環境から知覚を通して得る刺激 — を外的徴証（視覚・聴覚・臭覚・触覚等によって知られるもの）そうでないものを内的徴証（体内感覚・痛み・かゆみのようなもの）と呼んでいる。「内的徴証は、所有者の立場からは直接知ることができるが、非所有者の立場からは直接知ることができず、存在を認定するためには推論によらなければならない。」とある。
- 3: 現実には、対話モードの中に語りが入り混じったり、語りモードの中に対話モードが現れたりすることが多く、完全に一つのモードで発話がなされることは少ない。特に、小説などはその傾向が強い。
- 4: 神尾1990ではこの対話モードにおける制約を、話し手や聞き手のなわ張り<sup>(15)</sup>に属する情報かどうかによって直接形、間接形という形式上の区別をするという語用論的制約が働いているとしている。
- 5: 金水1989で仁田1980の表出型の文が「報告」にあたるという記述がある。
- 6: ここでは独り言のような「独話」というモードは立てていないが、これらはその「独話」にもあられるであろう。「独話」は聞き手が実際には存在しないだけで、話し手は、聞き手が存在すると仮想して発話しているものである。よって、語りモードではなく対話モードに近いものと考えている。
- 7: 「語りモード内の引用としての、対話モード内」であれば感情表出や、意志のモードはもちろん可能である。以下の例のように引用がマークされることもあれば、ノーマークの場合もある。

・（下人は）雨風の患のない、人目にかかるおそれのない、一晚楽にねられそうな所があれば、そこでともかくも、夜を明かそうと思っただからである。〔芥川龍之介：羅生門〕

・うれしいけれど、それはやめてほしい、と小谷先生はいった。

〔灰谷健次郎：兎の眼〕

・親のない人が羨ましい。

故郷が遠くにある人が妬ましい。

活字のほうに仲間入りしてまだ日が浅いが、つくづくこう思うようになった。ことばが使いにくいのである。

〔向田邦子：夜中の薔薇「おの字」〕

8：基本形でも表出のムードにならずに述べ立てになるのだが、述語が過去形であればなおさら、述べ立てであることははっきりするであろう。

・（前略）帰ってくると「ああ、楽しかった！」と言ひ（後略）

〔網野菊：若い姪〕

・愛するものの手紙が道化てきこえることは新治に悲しかった。

〔三島由紀夫：潮騒〕

9：同形式といっても、構造が異なる可能性がある。感情表出のムードをもつ文では、感情主は外項にあると考えているが（第一章参照）、述べ立てのムードをもつ文では、感情主であると同時に状態の主体であることから、内項の要素であるかもしれない。個々の形容詞によって、このような属性形容詞的な述べ立てがしやすいものとしにくいものがある。第六章で論じる。

10：2.1 で見たように、感情の対象が格のある感情形容詞文は、対話モードにおいても語りモードにおいても述べ立てのムードの文である。よって一人称以外の感情主をとることは可能であるが、語りモードのほうが語用論的制約は少ないのである。

11：内的徴証は註2でふれたとおりであるが、ある述語が内的徴証か外的徴証かということの不連続に捉えるのではなく、プロトタイプ理論的な思考で、「内的徴証性」という言葉を用いた。述語の素性の一つとしての内的徴証性は、人称制限のあり方からはかることができると考

える。

#### <参考資料>

中村 明1979『感情表現辞典』（六興出版）



第五章 状態的叙述の感情形容詞文

## 第五章 状態的叙述の感情形容詞文

## 0. はじめに

形容詞は、意味の上から、人の感情や感覚を表す感情形容詞（「嬉しい」「悲しい」「寒い」など）と、物の性状や属性を表す、属性形容詞（「青い」「大きい」「悪い」など）とに大別される。

この形容詞の二分類が文法の分類として有効であるのは、感情形容詞文に人称の制約が生じることがある（とくに本稿第一章で見たように、感情形容詞文が、感情表出のムードをもつことがあり、その際に、人称指定とも言える、強い人称の制約が生じる）からである<sup>(1)</sup>。

- (1) わたしは 嬉しい。  
 (2) \*あなたは 嬉しい。  
 (3) \*彼は 嬉しい。

しかし、感情形容詞の表わす意味にも状態はありうるし（「嬉しい」という状態）、属性形容詞にもその状態を判断したり知覚したりした人（話し手）がいる。どちらも形容詞であるから、形容詞述語文の基本として、ある名詞句の状態を述べる文であるという点では共通している。

ただ、感情形容詞には、感情や感覚を表す意味において、それを感じる主体が項や付加詞として表されることがある（第一章参照）。

- (4) あなたは悪い。  
 (5) わたしは卒業が嬉しい。

(4)では、「あなた」は「悪い」という状態の主体であり、(5)では、「わたし」は「卒業が嬉しい」という状態の主体であると同時に、「嬉しい」という感情の主体でもあるのである。よって、形容詞の状態の側面から主体を設定し、その主体の状態について叙述するのが、形容詞文の基本的なありかたであり、感情形容詞文にはさらに感情の主体が加えられたものと言える。「悪い」という述語の属性形容詞文では、それを判断した「わたし」は言語化されることはない。「わたしがあなたが悪いと思う。」の意

味を(6)のような文であらわすことはできないのである。

- (6) \*わたしはあなたが悪い。

また、属性形容詞的用法、感情形容詞的用法のどちらも兼ね備える形容詞があることはよく知られている。

- (7) {私/#あなた/#彼}はあの授業がおもしろい。  
 (8) 彼はおもしろい。  
 (9) {私/#あなた/#彼}は寒い。  
 (10) この冬はずいぶん寒い。

形容詞「おもしろい」「寒い」は、(7)(9)では感情主が表されており、感情形容詞的用法である。(8)(10)では「おもしろい」「寒い」と感じている主体については述べずに、状態の主体を表しただけの属性形容詞的用法の文である。

さらに、文末に基本形の感情形容詞がある感情形容詞文でも、(11)のように人称の制約がない文もある。

- (11) 一人ぼっちでいると、彼は寂しい。

これは、「寂しい」という形容詞述語を状態の側から述べる、すなわち、第三者の感情であっても、外側から見た状態として述べるのが、条件さえ整えば可能であることを示しているのである<sup>(2)</sup>。

本章では、先の(8)(10)(11)のようなものに限らず、感情形容詞述語が、状態の側面から叙述されることを示す。1. では述語主体と判断主（話し手）の関係から、2. では格形態と意味関係の対応から考察を加える。

## 1. 形容詞の述語主体と判断主（話し手）との関係

形容詞文（とくに属性形容詞文）が形容詞述語の状態の側面から主体を設定し、その主体の状態について叙述する文であることは既に述べたが、(12)～(14)のような属性形容詞文において、状態主Aが形容詞の表わすような状態であると判断を下して述べている人、すなわち判断主は常に、話し手である。仮に客観性の高い語であり、話し手が話し手以外の多くの人の客観的な判断を代弁しているとしても、話し手が判断主となって述べてい

ることに変わりはない。

- (12) Aは大きい。  
 (13) Aは悪い。  
 (14) Aはおもしろい。 } (A=状態主≠判断主)

そして(15)～(17)のように、述語にある場合だけでなく体言修飾などの際にも、属性形容詞(—線部)の判断主は話し手であり、状態主(＝線部)とは明らかに別のものである。

- (15) おそらくあのひとの家は大きいだろう。  
 (16) 彼にとって悪い知らせが入った。  
 (17) 授業が面白いと、出席率も高い。

このような述語主体と判断主(話し手)との関係は、感情形容詞述語においても同様である。まず、(18)(19)のように感情形容詞述語が従属節の内部にあったり、(20)のように述語の後接要素として判断のモダリティが付加された場合を見てみよう。

- (18) Aが悲しい時、そばに居てね。  
 (19) Aにとっておもしろい授業はひとつもないようだ。  
 (20) Aは寂しいのだろう。

これらそれぞれの感情形容詞述語(—線部)に対して、感情主はAである。例文(21)(22)では、「彼」「あの人」が、述語の感情主ということである。

- (21) 彼が悲しい時、そばに居てね。  
 (22) あの人は寂しいのだろう。

この場合、感情主と判断主は同じではない。話し手(判断主)は、「悲しい」「寂しい」状態を外側から判断して述べているのである。つまり、(A=感情主=状態主≠話し手)であり、これらは、属性形容詞文と同様、状態の側から捉えた叙述である。

文末に感情形容詞がある文では次のようになる。

- (23) Aにはこの授業がおもしろい。  
 (24) Aは父親の失業がつらい。

述語の状態主はガ格で表されており、「A(に)は」は感情主である。し

かしその一方で、「A(に)は」は「～が(形容詞)」の状態の主体とも捉えることができる。やはり(A=感情主=状態主≠話し手)である。(18)～(20)と比べると、Aには一人称が来ることが多いが、それは語用論的な制約である。

このように、状態として叙述した文には、人称の制約はないか、あっても、語用論的な制約である(3)。すなわち、これらの文は、述べ立て文(第二章参照)ということである。

ところが、感情表出のムードをもつ文で、必然的人称指定のある文は、状態の側面を捉えて述べている文ではない。

- (25) (Aは) 嬉しい。  
 (26) (Aは) つらいよ。 } (A=感情主=話し手)

(25)(26)は、主体(感情主)が形容詞の表わすような感情であると、話し手が判断を下して述べているわけではない。話し手は自らの感情を直接的に示しているのである。よって述語主体である感情主と話し手は一致する。

状態主の場合は、たまたま話し手と同一人物になることはあるが、常に重なるのではないし、判断するものと状態主として述べられるものとは、分離した存在である。感情表出文の場合、感情主と話し手は一体化していると言える。よって、感情主Aは常に話し手に決定しているのである。

このように、状態の主体と判断主との関係をみると、感情形容詞文も、表出のムードがない限り属性形容詞文と同じであり、状態からの叙述がなされていることがわかる。

以上のように、叙述の仕方の違いが、述語主体(状態主、感情主)と話し手との関係に対応しており、まとめると(27)のようになる。

- (27)  
 状態の側面から述べる文(述べ立て文)：状態主≠話し手(判断主)  
 感情を直接的に示す文(感情表出の文)：感情主=話し手

## 2. 述語のとり格形態と意味関係の対応

1. では、判断主との関わり方から、感情形容詞述語が状態の側から叙述されている様子を見たが、ここでは格形態と意味関係の対応から、感情形容詞述語の主体が状態主としてあらわれていることを見た上で、状態的叙述の感情形容詞と属性形容詞に、格と意味関係の対応の違いがあることを示す。

まず、状態の側から叙述される述語のとり格として、まず、属性形容詞文を見てみよう。

(28) 花子が 美しい。

(29) モーツァルトが 赤ちゃんに 一番いい。

(30) 飲酒が 彼にとって 悪い。

状態主はいずれもガ格であらわされる。また、二格や、複合格であるニトツテ格は、「状態を受ける資格者」を表わしていると言えるであろう<sup>(41)</sup>。

では、1. で感情形容詞述語が状態的に述べられているとした文ではどうだろう。

(31) 彼が 悲しい時、そばに居てね。

(32) わたしにとって おもしろい授業はひとつもないようだ。

(33) あの人が 寒くても、みんなが 寒いとは限らない。

(34) あの人が (とって) この部屋が寒くても、みんなに (とって) 寒いとは限らない。

感情の側から見れば感情主にあたる下線部は、ガ格とニ(トツテ)格である。しかしこれらの形容詞を状態の側から見てみると、以下のような意味関係になっていると言えるだろう。

(31) (33)

ガ格(彼、あの人が、みんな) : 「悲しい」「寒い」という状態の主体

(32) (34)

ガ格(授業、部屋) : 状態の主体

ニ(トツテ)格(わたし、あの人が、みんな) : 「おもしろい」「寒い」という状態を受ける資格者

つまり、感情の側から見れば感情主であるものは、状態の側から見れば、

状態主として、もしくは状態を受ける資格者として捉えられるのである。これは丁度、状態の側から叙述される属性形容詞文で、ガ格、ニトツテ格が表す意味関係と対応する。

また、この対応は、状態を表す動詞においても同様である<sup>(42)</sup>。

(35) 彼には 才能が ある。

(36) わたしには 料理が できる。

ガ格(「才能」「料理」) : 「ある」「できる」という状態の主体

ニ格(「彼」「わたし」) : 「ある」「できる」という状態を受ける(持つ)資格者

このように、格形態と意味関係の対応が、状態の側からみた述語として統一的に捉えられることから、(31)～(34)の感情形容詞は状態の側から叙述されていると見ることができよう。

ただし、感情形容詞の場合、状態から叙述されているといっても「感情」という意味が消えるわけではなく、「感情主」や「感情の対象」という意味関係は存在する。先に(31)～(34)で見たように、感情主はガ格かニ(トツテ)格で表されるが、感情の対象はガ格で表される。すなわち、状態主ガ格は、感情の対象でも、感情主でもある可能性があるということである。(37)(38)もその例である。ガ格は、(37)では感情の対象、(38)では感情主である。

(37) 彼女が うらやましくても、彼女のようにはなれない。

(38) 彼女が うらやましいのは、花子の頭のよさです。

状態的叙述における属性形容詞と感情形容詞の格と意味関係の対応をまとめると次ページの表のようになる。

感情形容詞Aのほうの格パターンは、属性形容詞と非常に近く、より、属性形容詞的叙述と言えるであろう。

形容詞		格	ニ（トッテ）格	ガ格
		属性形容詞	状態を受ける資格者	状態主
感情形容詞	A	状態を受ける資格者かつ感情主	状態主かつ感情の対象	
	B	(格のあらわれなし)	状態主かつ感情主	

ガ格は、状態主であるという点では共通するが、感情形容詞において、意味の対応がこのように複雑なのは、第一章で形容詞句の構造を描いたように、形容詞が一項述語であり、文によって内項と外項のどちらかがガ格になるということに起因する。感情主は外項であるが、状態的叙述が要求される文脈においては、そのガ格が状態主にもなるわけである。

### 3. おわりに

属性形容詞文と対比しながら、感情形容詞が状態的に叙述される様を見た。このような状態的叙述が、述べ立てのムードの感情形容詞文なのである。

本稿では、形容詞句の構造と付与される格については、あまりに簡略に記してしまった。今後、その他の心理述語や状態述語のデータを用いて、詳細に検討しなければならない点が数多く残されている。

### <註>

- 1：本稿第一章でも述べたように文末に基本形の感情形容詞文だからといって常に感情表出のムードを担うわけではない。第四章で述べた「対話」モードにおいて、表出のムードになる可能性がある（高い）ということである。
- 2：こういった文の容認性には、本稿第四章で述べたような叙述の立場の違いが大きく関わるが、それも条件の一つであろう。
- 3：ただし(18)のような文において一人称が避けられるのは、自らの感情を外側から見た状態として述べる状況が、特別な場合を除いてほとんどありえないからである。
- 4：もちろんこれらは「は」によって主題化することも可能である。
- 5：ここでは、文としてあまり不自然でないよう主題化した形をとった。

第六章 感情形容詞の意味記述試論

## 第六章 感情形容詞の意味記述試論

## 0. はじめに

第五章で述べたように、意味と統語的制約から感情形容詞と分類される語群も、状態の側面から述べる事が可能であった。

ただし、どの語も同じように状態の側から述べられるわけではない。「面白い」のような状態の側から述べやすい語と、「嬉しい」のように状態からは述べにくい語があるのである<sup>(1)</sup>。

- (1) #山田さんは嬉しい。  
 (2) ?山田さんは寂しい。  
 (3) 山田さんは面白い。

その違いは何に因るのだろうか。感情形容詞と属性形容詞の統語的なあらわれの違いが、意味に起因するものであったように、このような違いも、意味によるものだと考えたい。つまり、仮に意味素性として「感情性」というものを設けるとしたら、統語上、状態の側から述べにくい形容詞は「感情性」の強いものであり、状態の側から述べやすい形容詞は「感情性」が弱いということである。感情形容詞は「感情」を表すのが基本であるから、当然「感情性」の強いものがプロトタイプ的な感情形容詞ということになる。

本章では、このような考えに基づき、感情形容詞のレキシカルな意味を統語的に示す試みをする。すなわち、感情形容詞として一括される語群にも、「感情性」の強いものとそうでないものがあることを、目に見える形で示そうというわけである。

具体的には、感情形容詞と分類されるいくつかの形容詞を用いて、第五章で示したような状態的叙述において、感情主の人称の制約の様子をみる。感情主体の感情を、外から見た状態として、どれだけ表せるかということである。そこから、感情形容詞の意味の序列を示そうと思う。

## 1. 状態的叙述の感情形容詞の人称制限

## 1.1 形容詞と検証方法

ここでは、いくつかの統語条件を設定し<sup>(2)</sup>、感情主の人称制限が働くか否かによって、「感情性」の強さを検証してみよう。平叙文において、人称制限は二人称、三人称、一人称の順に解除されにくい<sup>(3)</sup>、制限が強いものほど「感情性」が強いものである。

非文か否かの判断は、対話モード(本稿第四章参照)において判断するが、語用論的な問題なので、判断は非常に微妙であることは否めない。

以下、次の5個の感情形容詞を用いて、「感情性」の強さを検証していく。

- ①嬉しい ②悲しい ③楽しい ④寒い ⑤面白い

これらは次のような違いから、五種類に分類されるものである。それぞれに所属する形容詞も示しておく。

第一種: 「人」を修飾しない(\*嬉しい人)。感情を表す。

語例: 「嬉しい」「切ない」「照れくさい」など

第二種: 「人」を修飾するとき[感情主=被修飾の「人」≠話し手](悲しい人)。

語例: 「悲しい」「寂しい」「ほしい」など

第三種: 「人」を修飾するとき[感情主=話し手]になり得る<sup>(4)</sup>(楽しい人)。

語例: 「楽しい」「うらやましい」「憎い」など

第四種: 「人」を修飾するとき[感情主=被修飾の「人」≠話し手](寒い人)。感覚を表す。属性叙述文<sup>(5)</sup>としても用いられる。

語例: 「寒い」「暑い」「痛い」など

第五種: 「人」を修飾するとき[感情主=話し手]になり得る(面白い人)。属性叙述文としても用いられる。

語例: 「面白い」「ありがたい」「怖い」など

## 1.2 主節における人称制限

まず主節という統語条件において見る。ここでは後接要素の付加されな

い感情形容詞文という統語条件下で検証する。

第二章で論証したように、感情主の人称の制約は主題に働くので、主題について見る。まず、対象のガ格がなく、格マーカのないハという主題の場合はどうであろう。

- (4) ① {わたし/あなた/彼} は嬉しい。  
 ② {わたし/あなた/彼} は悲しい。  
 ③ {わたし/あなた/?彼} は楽しい。  
 ④ {わたし/あなた/?彼} は寒い。  
 ⑤ {わたし/あなた/?彼} は面白い。

形容詞①②は、感情主は一人称に限られる。形容詞③④⑤は、三人称の感情主がハによって言えるかどうか微妙である。二人称の感情主は、どれも不可である。

次に、二格、ニトツテ格が主題化された形を見てみよう。

- (5) ① {わたし/あなた/彼} に (とって) は当選が嬉しい。  
 ② {わたし/あなた/?彼} に (とって) は父の死が悲しい。  
 ③ {わたし/?あなた/彼} に (とって) はゲームが楽しい。  
 ④ {わたし/?あなた/彼} に (とって) は寒い。  
 ⑤ {わたし/あなた/彼} に (とって) はこの映画が面白い。

第五章の2. の最後に示したように、属性形容詞的な感情形容詞の格パターン(感情形容詞A)である(5)は、(4)よりも、多少人称制限がゆるいようである。

### 1.3. 従属節における人称制限

続いて、従属節での人称制限を見ていく。従属節のまとまりは[ ]で表わす。

#### 1.3.1 カラ節

カラ節は、南1974、1993の分類ではC類にあたるものであるから、カラ節のなかに主題要素は入るはずである。

- (6) [ぼくは彼を殴るから] きみは見張っていてくれ。

(7) [彼女はからだが悪いから] 私はいつも心配している。  
 ところが、感情形容詞述語の場合、主題のハは節内の要素として、入ることができない。

- (8) a わたしは [パーティーが楽しいから] 会員になりました。  
 b \* [わたしはパーティーが楽しいから] 夫はいつも機嫌が悪い。

- (9) a わたしは [嬉しいから] 泣いているのよ。  
 b \* [わたしは嬉しいから] 友人はほっとしたらしい。

(8) (9) のように、主文の主語に統制されたゼロ代名詞で<sup>(6)</sup>、節内部の述語の感情主体が規定される<sup>(7)</sup>。

その、主文の主題における人称制限は以下のとおりである。

- (10) ① {わたし/あなた/?彼} は [嬉しいから] 泣いている。  
 ② {わたし/あなた/?彼} は [悲しいから] 泣いてしまった。  
 ③ {わたし/あなた/彼} は [楽しいから] 大騒ぎしている。  
 ④ {わたし/あなた/彼} は [寒いから] 震えている。  
 ⑤ {わたし/あなた/彼} は [面白いから] 笑い転げている。

さて、再三述べるように、人称の制約は、主題位置で生じるものである。では、カラ節のなかの、主題ではない感情主ガ格や、感情主ニトツテ格には、人称制限は生じないはずである。どうなのだろうか。

ガ格の感情主は、(11)のように、感覚形容詞の④の一人称を除いて、カラ節に入ることができない。文自体が非文になってしまう。

- (11) ①\* [ {わたし/あなた/彼} が嬉しいから] 彼女はここに来た。  
 ②\* [ {わたし/あなた/彼} が悲しいから] あの人もつらい。  
 ③\* [ {わたし/あなた/彼} が楽しいから] 先生もほっとしている。  
 ④ [ {?わたし/\*あなた/\*彼} が寒いから] 窓を閉めました。  
 ⑤\* [ {わたし/あなた/彼} が面白いから] 花子は気に入らないみたいだ。

もし、カラ節で、このようなことを表現しようとするれば、動詞(テイル形)を用いるのである。

- (12) ① 嬉しいから → 喜んでいるから



- ② 悲しいから → 悲しんでいるから
- ③ 楽しいから → 楽しんでいるから
- ④ 寒いから → 寒がっているから
- ⑤ おもしろいから → おもしろがっているから

では、ニトツテ格はどうであろう。(13)の場合、対象ガ格を中立のガとして読むと、以下のように、人称に関わらず自然さに欠ける文である。

- (13) ①# [ {わたし/あなた/彼} にとって卒業が嬉しいから] お祝いしましょう。
- ②# [ {わたし/あなた/彼} にとって不合格が悲しいから] 何も言わない(で)。
- ③# [ {わたし/あなた/彼} にとってスキーが楽しいから] 遠くても毎週行くのです。
- ④# [ {わたし/あなた/彼} にとってシベリアの冬が寒いから] {行きたくない/行かせたくない}。
- ⑤# [ {わたし/あなた/彼} にとって文学がおもしろいから] {研究している。/研究しているの?}

ところが、対象ガ格をハに変えると、自然な文になると共に、人称の制約も生じる。

- (14) ① [ {わたし/#あなた/?彼} にとって卒業は嬉しいから] お祝いしましょう。
- ② [ {わたし/#あなた/?彼} にとって不合格は悲しいから] 何も言わない(で)。
- ③ [ {わたし/#あなた/?彼} にとってスキーは楽しいから] 遠くても毎週行くのです。
- ④ [ {わたし/あなた/彼} にとってシベリアの冬は寒いから] {行きたくない/行かせたくない}。
- ⑤ [ {わたし/あなた/彼} にとって文学はおもしろいから] {研究している/研究しているの?}。

このハは対比であると考えられるが、対比のハがあることでその前に置かれたニトツテ格に人称制限が生じることをどう捉えたらよいのだろうか。

重要な問題ではあるが、本稿の主旨とは別の問題であるため、とりあえず保留としておきたい。

### 1.3.2 ノテ節、ノニ節

ノテ節、ノニ節は、南の分類ではB類であるから、動詞述語や属性形容詞述語では、以下の例のようにガ語をとる。

- (15) [彼が行くので] 私も行く気になった。
- (16) [太郎ができるのに] 花子にできないわけがない。
- (17) [声が大きいので] 私はびっくりした。

しかし、感情主体はガ格やニトツテ格で言語化されない。カラ節と同様、節内部の述語の感情主にあたるものは、主文の主語に統制されたゼロ代名詞になる。これはむしろ主節の主題であろうが、それでもやはり人称制限がある<sup>(8)</sup>。

- (18) ① {わたし/#あなた/?彼} は [φ嬉しいので] 泣いている。
- ② {わたし/#あなた/?彼} は [φ悲しいので] 泣いている。
- ③ {わたし/?あなた/彼} は [φ楽しいので] 踊っている。
- ④ {わたし/?あなた/彼} は [φ寒いので] 風呂に入った。
- ⑤ {わたし/あなた/彼} は [φ面白いので] 笑い転げている。
- (19) ① {わたし/?あなた/彼} は [φ嬉しいのに] 笑わないようにしている。
- ② {わたし/?あなた/彼} は [φ悲しいのに] 泣かない。
- ③ {わたし/?あなた/彼} は [φ楽しいのに] つまらないふりをしている。
- ④ {わたし/あなた/彼} は [φ寒いのに] 我慢している。
- ⑤ {わたし/あなた/彼} は [φ面白いのに] 見ないふりをした。

### 1.3.3 ノ節、コト節、ナラ節、間接疑問節、トキ節など<sup>(9)</sup>

ノ節、コト節のような名詞節や、ナラ節、間接疑問節、トキ節のような節の内容が現実性の薄いものにおいては<sup>(10)</sup>、人称制限は存在しない。最も状態述語的に用いられる条件である。これらの感情主は、主題位置にな

いので、第二章で論じたことからすれば人称制限がなく当然であるが、以下、例をあげておく。感情主体はトキ節はガ格で、それ以外はガ格、ニトツテ格で表わされる。

<ノ節 (ガ格感情主)>

- (20) ① [ {わたし/あなた/彼} が嬉しいの ] は当然だ。  
 ② [ {わたし/あなた/彼} が悲しいの ] は当然だ。  
 ③ [ {わたし/あなた/彼} が楽しいの ] は当然だ。  
 ④ [ {わたし/あなた/彼} が寒い の ] は当然だ。  
 ⑤ [ {わたし/あなた/彼} がおもしろいの ] は当然だ。

<ノ節 (ニトツテ格感情主)>

- (21) ① [ {わたし/あなた/彼} にとってその知らせが嬉しいの ] は当然だ。  
 ② [ {わたし/あなた/彼} にとってその知らせが悲しいの ] は当然だ。  
 ③ [ {わたし/あなた/彼} にとってスキーが楽しいの ] は当然だ。  
 ④ [ {わたし/あなた/彼} にとってシベリアが寒い の ] は当然だ。  
 ⑤ [ {わたし/あなた/彼} にとってこの地図がおもしろいの ] は当然だ。

<コト節 (ガ格感情主)>

- (22) ① [ {わたし/あなた/彼} が嬉しいこと ] は事実だ。  
 ② [ {わたし/あなた/彼} が悲しいこと ] は事実だ。  
 ③ [ {わたし/あなた/彼} が楽しいこと ] は事実だ。  
 ④ [ {わたし/あなた/彼} が寒いこと ] は事実だ。  
 ⑤ [ {わたし/あなた/彼} がおもしろいこと ] は事実だ。

<コト節 (ニトツテ格感情主)>

- (23) ① [ {わたし/あなた/彼} にとって合格が嬉しいこと ] は事実だ。  
 ② [ {わたし/あなた/彼} にとって彼女との別れが悲しいこと ]

は事実だ。

- ③ [ {わたし/あなた/彼} にとって子育てが楽しいこと ] は事実だ。  
 ④ [ {わたし/あなた/彼} にとってこの部屋が寒いこと ] は事実だ。  
 ⑤ [ {わたし/あなた/彼} にとって英語の授業がおもしろいこと ] は事実だ。

<ナラ節 (ガ格感情主)>

- (24) ① [ {わたし/あなた/彼} が嬉しいなら ] 先生は満足だろう。  
 ② [ {わたし/あなた/彼} が悲しいなら ] 彼女は何をしてくれるだろう。  
 ③ [ {わたし/あなた/彼} が楽しいなら ] コーチは満足だ。  
 ④ [ {わたし/あなた/彼} が寒いなら ] 誰もが寒いはずだ。  
 ⑤ [ {わたし/あなた/彼} がおもしろいなら ] それでいい。

<ナラ節 (ニトツテ格感情主)>

- (25) ① [ {わたし/あなた/彼} にとってこのニュースが嬉しいなら ] 太郎は満足だろう。  
 ② [ {わたし/あなた/彼} にとって引っ越しが悲しいなら ] 彼女にとっても同じだろう。  
 ③ [ {わたし/あなた/彼} にとってレッスンが楽しいなら ] コーチは満足でしょう。  
 ④ [ {わたし/あなた/彼} にとってこの部屋が寒いなら ] 誰にとっても寒いはずだ。  
 ⑤ [ {わたし/あなた/彼} にとってこの落語がおもしろいなら ] 全ての人にとって面白いに違いない。

<間接疑問節 (ガ格感情主)>

- (26) ① [ {わたし/あなた/彼} が嬉しいかどうか ] 誰にも判らない。  
 ② [ {わたし/あなた/彼} が悲しいかどうか ] 誰にも判らない。  
 ③ [ {わたし/あなた/彼} が楽しいかどうか ] 誰にも判らない。  
 ④ [ {わたし/あなた/彼} が寒いかどうか ] 誰にも判らない。

⑤ [ {わたし/あなた/彼} がおもしろいかどうか] 誰にも判らない。

<間接疑問節 (ニトッテ格感情主)>

- (27) ① [ {わたし/あなた/彼} にとって何が嬉しいか] 知りたい。
- ② [ {わたし/あなた/彼} にとって何が楽しいか] 知りたい。
- ③ [ {わたし/あなた/彼} にとって何が悲しいか] 知りたい。
- ④ [ {わたし/あなた/彼} にとってどこが寒いか] 知りたい。
- ⑤ [ {わたし/あなた/彼} にとって何がおもしろいか] 知りたい。

<トキ節 (ガ格感情主) (11)>

- (28) ① [ {わたし/あなた/彼} が嬉しいとき] あの人は一緒に喜んでくれる。
- ② [ {わたし/あなた/彼} が悲しいとき] 花子はいつも慰めてくれる。
- ③ [ {わたし/あなた/彼} が楽しいとき] 太郎は邪魔をする。
- ④ [ {わたし/あなた/彼} が寒いとき] 母はいつもあたためてくれる。
- ⑤ [ {わたし/あなた/彼} がおもしろいとき] どんな顔をしますか？

以上、どの形容詞にも感情主の人称制限のない節をいくつか概観した。

2. 人称制限による感情形容詞の意味の序列

1. では、いくつかの統語条件下における感情形容詞の状態述語としてのあらわれを見てきた。まだ他にも、感情主の人称制限にグラデーションのある統語的条件はあるであろうが、今回はこれだけで形容詞の意味記述を試みようと思う。

感情主の人称制限は、ある統語条件下で、形容詞各種類によって違いがあるため、それによって形容詞の意味を記述する。

そこで、1. で見てきた統語条件下における感情主体の人称制限から、

感情形容詞の意味の序列を、下の表にまとめて示すことにする。この表は、上から順に人称制限の多い形容詞を、左から順に状態からの叙述がしにくい統語条件を並べた。表の上にある形容詞ほど、統辞的特徴から見た「感情性」の強い感情形容詞だということになる。

1.1 で感情形容詞を五種類に分類したが、この表のように感情主体の人称制限はそれに対応して序列が見られる。その分類に属する形容詞群は、ほぼこの人称制限に対応する (1,2)。

(例文番号) 統語条件 感情主 形容詞	(4) 主節 ハ	(5) 主節 ニハ	(10) カラ ハ	(14) カラ ニトッテ	(18) ノデ ハ	(19) ノニ ハ	(20)~(28) ノなど ガ、ニトッテ
①嬉しい (第一種)	2 3	2 3	2 (3)	2 (3)	2 (3)	(2)	○
②悲しい (第二種)	2 3	2 (3)	2 (3)	2 (3)	2	(2)	○
③楽しい (第三種)	2 (3)	(2)	2	2	(2)	(2)	○
④寒い (第四種)	2 (3)	(2)	2	○	(2)	○	○
⑤面白い (第五種)	2 (3)	○	2	○	○	○	○

(表の凡例)

- ・数字：制限のある人称  
2：二人称に制限あり (元の例文で#のもの)  
(2)：二人称に制限ありか？ (元の例文で?のもの)
- ・○：人称制限なし

## 3. おわりに

以上、感情形容詞述語でも状態からの叙述がなされるという立場から、状態叙述がなされるような統語条件を設定し、そこでの格のあらわれ方や人称制限を見た。それによって、シンタクスからの感情形容詞の意味記述が、多少なりともできたのではないかと思う。

ただ、語用論的な制約であるため、その判断がどこまで客観的な基準になっているかどうかということが、問題として残っている。より客観性の高い、意味の記述方法を探さねばならない。

また、本稿では考察できなかったが、1.3 で見た、カラ節、ノデ節、ノ二節において、感情形容詞述語に限り、節内にガ格やハを入れることができないという現象は非常に興味深い。第二章の論と突き合わせ、詳細に考察していきたい課題である。

## &lt;註&gt;

- 1: ただし(3)の、「山田さん」は感情主ではない。
- 2: これらの統語条件の設定には、南1974、田窪1987、金水1987、益岡・田窪1992を主に参考にした。
- 3: 三人称の方が二人称より人称制限が解除されやすいのは、第三者の情報話し手自身のなわ張りに入れることは必ずしも丁寧さの原則(神尾1990(5,5)参照)に反しないが、二人称すなわち聞き手の情報を話し手自身のなわ張りに入れれば必ずや丁寧さの原則に反するという語用論的要因からである。
- 4: 第三種、第五種とも、「人」を修飾するとき感情主=被修飾の「人」≠話し手としての用法もある。
- 5: 益岡1987参照。
- 6: 田窪1987参照。
- 7: また、節内に、再起代名詞「自分が」で感情主体にあたるものをとることもできる。人称制限は大体同じようである。
  - ① {わたし/あなた/彼}は[自分が嬉しいから]人のために働く。
  - ② {わたし/あなた/彼}は[自分が悲しいから]家には帰れない。
  - ③ {わたし/あなた/彼}は[自分が楽しいから]学校に行く。
  - ④ {わたし/あなた/彼}は[自分が寒いから]家の外に出ない。
  - ⑤ {わたし/あなた/彼}は[自分がおもしろいから]その授業に出席している。
- 8: ここで人称制限のあるものは、主節の文末に不確定な判断を表わす判断のモダリティを付加し、話し手が、外側からみた様子であることを示すことで表現可能になる。これは、従来言及されてきている、主節の感情形容詞述語と同様である。
  - ① 彼は[嬉しいので]泣いているようだ。
  - ② あなたは[悲しいのに]泣かないのでしょうか?
- 9: ここにあげた節の他に、バ節、ヨウ二節、アマリ節なども、同様のふるまいをする。ここでは省略した。
- 10: トキ節は、「もし~なら」といった、仮定の状態のような意味である。

トキ節がどんな文においても現実性が薄いわけではない。動詞文で、述語が過去形の場合などは、確実に、現実性の高い文である。「地震が起きたとき、花子は既に気を失っていた。」しかし後述する例(28)をみれば、仮定の状態の意味であることが確認できよう。

11: トキ節では、対象のガ格が⑤以外はとりにくいようである。

①?? [合格が嬉しいとき] あの人と一緒に喜んでくれる。

③?? [ゲームが楽しいとき] 太郎は邪魔をする。

⑤ [映画がおもしろいとき] どんな顔をしますか？。

ニトッテ格感情主がとれないのはそのためであろう。

12: 実際にはすべての条件に対し人称制限が完全に一致するわけではなく、個々の語によって多少の違いが生じることもあるが、この程度の分類で、概要をつかむのが妥当であると考えた。

## 終章 まとめと発展

## 終章 まとめと発展

以上、感情形容詞文における感情主の人称の制約現象を意味付けるため、さまざまな方面から、現代日本語の感情形容詞文の統語現象を論じてきた。そして、感情主の人称の制約には、さまざまなレベルのものがあること、さまざまな原因があることが示された。とは言え、文のモードと人称の制約現象は、切り離せない、一体のものであることが、明らかにされた。

さて、しかし、問題はまだまだ山積している。

日本語の統語論を考察する際に、必ずと言ってよいほど問題となる、主題の構造的位相については、さらに議論すべきである。本稿で提案したモードとの関係は、日本語の主題論に新たな一石を投じたのではないかと思うが、この研究成果を生かして、主題に関する研究も進めていきたい。

また、本論では触れられなかったが、述べ立て型の文は、山田1936の句論での「喚体」に、表出型の文は「述体」に相当するものだと考えている。川端1965などの論と突き合わせながら、感情形容詞文に限らず「イマ、ココ、ワタシ」を直接的に表現する「喚体」の文構造と、人称現象、文のモードの相関性を検討しなければならない。

そして、本稿は感情形容詞文についての考察であったが、関連領域として、心理述語全般の統語現象と関連づけていきたい。杉岡1992、坂東1996などで考察されるように、心理述語には興味深い統語現象があるからである。

## &lt;引用文献&gt;

- 東 弘子 1989 モダリティの一機能『南山国文論集』14  
 東 弘子 1992 感情形容詞述語文における感情主の人称制限——叙述の立場から——『日本語論究3』和泉書院  
 東 弘子 (没稿) 感情形容詞文の構造と感情主の人称制限  
 阿部泰明 1994 連体修飾の諸問題『日本語の名詞修飾表現』くろしお出版  
 井島正博 1991 従属節におけるテンスとアスペクト (東洋大学日本語研究 4)  
 上山あゆみ 1989 FOCUSの「が」と日本語の句構造 (関西言語学会 'Kansai Linguistic Society' 9)  
 奥津敬一郎 1974『生成日本文法論』大修館書店  
 影山太郎 1993『文法と語形成』ひつじ書房  
 影山太郎 1996『動詞意味論』くろしお出版  
 金子義明 1989 GB小辞典 (中村捷 等『生成文法の基礎』研究社出版 (第5章))  
 神尾昭雄 1993 名詞句の構造『難読の語 第1巻 日本語の基本構造』三省堂  
 神尾昭雄 1990『情報のなわ張り理論—語の機能的分析—』大修館書店  
 川端善明 1965 喚体と述体の交渉—希望表現における述語の層について— (国語学 63)  
 菊地康人 1992 「は」構文と連体修飾文 (第6回日本語文法談話会、発表資料)  
 北原保雄 1981『日本語助動詞の研究』大修館書店  
 金水 敏 1986a 名詞句の指示について『築島裕博士還暦記念 国語学論集』明治書院  
 金水 敏 1986b 連体修飾成分の機能『松村明教授古稀記念 国語研究論集』明治書院  
 金水 敏 1987 「時制の表現」 (『国文法講座6—現代文法(現代語)—』 (明治書院) 所収)  
 金水 敏 1989 「報告」についての覚書 (『日本語のモダリティ』 (くろしお出版) 所収)  
 金水 敏 1990 述語の意味層と叙述の立場 (女子大文学国文篇 41)

- 金水 敏 1994 連体修飾の「～タ」について（『日本語の名詞修飾表現』（くろしお出版）所収）
- 久野 暉 1973 『日本文法研究』大修館書店
- 久野 暉 1978 『談話の文法』大修館書店
- 阪倉篤義 1966 『語構成の研究』角川書店
- 杉岡洋子 1992 心理述語についての考察（慶応義塾大学言語文化研究所紀要 24）
- 砂川有里子 1986 『日本語文法セルフマスターシリーズ2 する・した・している』くろしお出版
- 高橋太郎 1973 動詞の連体形「する」「した」についての一考察（『ことばの研究』4（秀英出版）所収）
- 田窪行則 1987 「統語構造と文脈情報」（日本語学 6-5）
- 寺村秀夫 1971 「'タ'の意味と機能」（『言語学と日本語問題』（くろしお出版）所収）（寺村1984aに再録）
- 寺村秀夫 1973 感情表現のシンタクス（月刊言語 2-2（1993『寺村秀夫論文集Ⅱ』（くろしお出版）に再掲）
- 寺村秀夫 1977 連体修飾のシンタクスと意味（1992『寺村秀夫論文集Ⅰ』（くろしお出版）に再掲）
- 寺村秀夫 1982 『日本語のシンタクスと意味Ⅰ』くろしお出版
- 寺村秀夫 1984a 『日本語のシンタクスと意味Ⅱ』くろしお出版
- 寺村秀夫 1984b 形容詞の働きには何がひそんでいるか（国文学 解釈と教材の研究 29-6）
- 時枝誠記 1941 『国語学原論』岩波書店
- 中右 実 1979 モダリティと命題（『英語と日本語と』（くろしお出版）所収）
- 中道知子 1986 形容詞をめぐる二、三の問題について（『ソフトウェア文書のための日本語処理の研究7』（情報処理振興事業協会）所収）
- 西尾寅弥 1972 『形容詞の意味・用法の記述的研究』秀英出版
- 仁田義雄 1979 日本語文の表現類型（『英語と日本語と』（くろしお出版）所収）（仁田1980に再録）

- 仁田義雄 1980 『語彙論的統語論』明治書院
- 仁田義雄 1989 現代日本語文のモダリティの体系と構造（『日本語のモダリティ』（くろしお出版）所収）
- 仁田義雄 1991 『日本語のモダリティと人称』ひつじ書房
- 野田尚史 1995 文の階層構造から見た主題ととりたて（『日本語の主題と取り立て』（くろしお出版）所収）
- 野田尚史 1996 『新日本語文法選書1 「は」と「が」』くろしお出版
- 橋本三奈子、青山文啓 1992 形容詞の三つの用法：終止、連体、連用（計量国語学18-5）
- 坂東美智子 1996 日本語の心理動詞と共起する「に」名詞句の特徴（関西言語学会 "Kansai Linguistic Society" 21）
- 益岡隆志 1987 『命題の文法—日本語の統一』くろしお出版
- 益岡隆志・田窪行則 1992 『基礎日本語文法—改訂版』くろしお出版
- 三上 章 1953 『現代語法序説』刀江書院（くろしお出版より復刊）
- 三上 章 1955 『現代語法新説』刀江書院（くろしお出版より復刊）
- 南 不二男 1974 『現代日本語の構造』大修館書店
- 南 不二男 1993 『現代日本語文法の輪郭』大修館書店
- 三原健一 1992 『時制解釈と統語現象』くろしお出版
- 三原健一 1995 概言のムード表現と連体修飾（『複文の研究（下）』（くろしお出版）所収）
- 三宅知宏 1993 日本語の連体修飾節について（『高度な日本語記述文法書作成のための基礎的研究』平成四年度科研費補助金総合研究A）
- 三宅知宏 1995 「推量」について（国語学183）
- 三宅知宏 1996 日本語の主題素性の照合と句構造（現代日本語研究 3（大阪大学現代日本語学講座））
- 宮島達夫 1993 形容詞の語形と用法（計量国語学19-2）
- 森山卓郎 1992a 価値判断のムード形式と人称（日本語教育 77）
- 森山卓郎 1992b 文末思考動詞「思う」をめぐって（日本語学11-9）
- 森山卓郎、安達太郎 1996 『日本語文法セルフ・マスターシリーズ6 文の述べ方』くろしお出版

- 山岡政紀 1994 授受構文における視点と人称『森野宗明教授退官記念論集  
言語・文学・国語教育』三省堂
- 山田孝雄 1936『日本文法学概論』宝文館
- 渡辺実 1953 叙述と陳述 — 述語文節の構造 — (国語学 13・14)
- 渡辺実 1971『国語構文論』塙書房
- Abe, Yasuaki 1993 'Dethematized Subjects and Property Ascription in  
Japanese' in *Language, Information and Computation*, Seoul
- Grimshaw, Jane 1990 *Argument Structure*, The MIT Press.
- Kubo, Miori 1992 *Japanese Syntactic Structures and their  
Constructional Meanings*. Diss. MIT.
- Murasugi, Keiko 1991 *Noun Phrases in Japanese and English : A Study  
in Syntax, Learnability and Acquisition*. Diss. The Univ. of  
Connecticut
- Saito, Mamoru 1985 *Some Asymmetries in Japanese and Their  
Theoretical Implications*. Diss MIT.
- Tateishi, Koichi 1991 *The Syntax of 'Subjects'*. Diss. The Univ. of  
Massachusetts, Amherst



